
平成24年 第2回定例会

上富良野町議会会議録

開会 平成 24 年 6 月 19 日

閉会 平成 24 年 6 月 20 日

上 富 良 野 町 議 会

目 次

第 1 号 (6月19日)

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
○日程第 2 会期決定の件	2
○日程第 3 行 政 報 告	2
○日程第 4 報告第 1 号 監査・例月現金出納検査結果報告の件	5
○日程第 5 報告第 2 号 平成23年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の 件	5
○日程第 6 報告第 3 号 平成23年度上富良野町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰 越計算書報告の件	5
○日程第 7 報告第 4 号 法人の経営状況報告の件	6
○日程第 8 町の一般行政について質問	14
3 番 村 上 和 子 君	14
1 複合型小規模多機能居宅介護施設の整備については、既存の関係機関、 行政で認識を共有し、効果的な整備を	
2 町の福祉・介護予防事業等に不可欠なボランティア活動者に予算づけを し、ボランティア活動者の待遇の見直しはしてはどうか	
3 子どもを安心して産み育てる町として、今まで行ってきた子育て支援策 等はニーズにかみ合っているか。意見・評価を協議する場を設置しては どうか	
4 学校給食については、主食の米飯を持参してはどうか	
1 1 番 今 村 辰 義 君	20
1 「北海道水資源の保全に関する条例」の売買規定の実効性確保の課題な どについて	
2 計画停電などがあった場合の町内の医療機関の自家発電装置の設置状況 と対策は	
6 番 徳 武 良 弘 君	28
1 生活保護問題について	
9 番 岩 崎 治 男 君	29
1 上富良野町地域新エネルギービジョンの推進について	
2 上富良野小学校校舎の改築に省・新エネルギーの活用は	
7 番 一 色 美 秀 君	33
1 子どもたちの食育について	
2 上富良野高校について	
4 番 米 沢 義 英 君	38
1 保育行政について	
2 公営住宅の建替えについて	
3 定住化促進について	
4 教育行政について	
○散 会 宣 告	47

目 次

第 2 号 (6月20日)

○議 事 日 程	4 9
○出 席 議 員	4 9
○欠 席 議 員	4 9
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	4 9
○議会事務局出席職員	4 9
○開 議 宣 告	5 0
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	5 0
○日程第 2 議案第 1号 平成24年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)	5 0
○日程第 3 議案第 2号 平成24年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	5 7
○日程第 4 議案第 3号 平成24年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	5 8
○日程第 5 議案第 4号 平成24年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)	5 8
○日程第 6 議案第 5号 平成24年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	6 1
○日程第 7 議案第 6号 平成24年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	6 2
○日程第 8 議案第 7号 平成24年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)	6 2
○日程第 9 議案第 8号 特別職の職員の給与に関する条例及び上富良野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	6 3
○日程第10 議案第 9号 外国人登録法の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例	6 4
○日程第11 議案第10号 財産取得の件(スクールバス)	6 4
○日程第12 議案第11号 財産取得の件(総合行政システム)	6 5
○日程第13 発議案第1号 議員派遣の件	6 6
○日程第14 発議案第2号 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見の件	6 7
○日程第15 発議案第3号 基地対策関係予算の増額等を求める意見の件	6 7
○日程第16 閉会中の継続調査申し出の件	6 8
○閉 会 宣 告	6 8

第 2 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成24年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）	6月20日	原 案 可 決
2	平成24年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	6月20日	原 案 可 決
3	平成24年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	6月20日	原 案 可 決
4	平成24年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）	6月20日	原 案 可 決
5	平成24年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月20日	原 案 可 決
6	平成24年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月20日	原 案 可 決
7	平成24年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）	6月20日	原 案 可 決
8	特別職の職員の給与に関する条例及び上富良野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	6月20日	原 案 可 決
9	外国人登録法の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例	6月20日	原 案 可 決
10	財産取得の件（スクールバス）	6月20日	原 案 可 決
11	財産取得の件（総合行政システム）	6月20日	原 案 可 決
	行政報告	6月19日	
	町の一般行政について質問	6月19日	
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告の件	6月19日	報 告
2	平成23年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件	6月19日	報 告
3	平成23年度上富良野町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件	6月19日	報 告
4	法人の経営状況報告の件	6月19日	報 告

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	発 議		
1	議員派遣の件	6月20日	原 案 可 決
2	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見の件	6月20日	原 案 可 決
3	基地対策関係予算の増額等を求める意見の件	6月20日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出の件	6月20日	原 案 可 決

平成24年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成24年6月19日（火曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 6月19日～20日 2日間
第 3 行政報告 町長 向山 富夫 君
第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件
代表監査委員 米田 末範 君
第 5 報告第 2号 平成23年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
第 6 報告第 3号 平成23年度上富良野町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
第 7 報告第 4号 法人の経営状況報告の件
第 8 町の一般行政について質問
-

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|----------|-----|---------|
| 1番 | 佐川 典子 君 | 2番 | 小野 忠 君 |
| 3番 | 村上 和子 君 | 4番 | 米沢 義英 君 |
| 5番 | 金子 益三 君 | 6番 | 徳武 良弘 君 |
| 7番 | 中村 有秀 君 | 8番 | 谷 忠 君 |
| 9番 | 岩崎 治男 君 | 10番 | 一色 美秀 君 |
| 11番 | 今村 辰義 君 | 12番 | 岡本 康裕 君 |
| 13番 | 長谷川 徳行 君 | 14番 | 西村 昭教 君 |
-

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|------------|----------|-----------|---------|
| 町 長 | 向山 富夫 君 | 副 町 長 | 田浦 孝道 君 |
| 教 育 長 | 北川 雅一 君 | 代表監査委員 | 米田 末範 君 |
| 教育委員会委員長 | 増田 修一 君 | 農業委員会会長 | 中瀬 実 君 |
| 会計管理者 | 中田 繁利 君 | 総務課長 | 田中 利幸 君 |
| 防災担当課長 | 伊藤 芳昭 君 | 産業振興課長 | 前田 満 君 |
| 保健福祉課長 | 坂 弥 雅彦 君 | 健康づくり担当課長 | 岡崎 智子 君 |
| 町民生活課長 | 北川 和宏 君 | 建設水道課長 | 北向 一博 君 |
| 農業委員会事務局長 | 菊池 哲雄 君 | 教育振興課長 | 服部 久和 君 |
| ラベンダーハイツ所長 | 大石 輝男 君 | 町立病院事務長 | 松田 宏二 君 |
-

○議会事務局出席職員

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 局 長 | 野崎 孝信 君 | 次 長 | 藤田 敏明 君 |
| 主 事 | 新井 沙季 君 | | |

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成24年第2回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(野崎孝信君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、6月15日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。その内容は、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

今期定例会の運営については、議会運営委員長から、6月4日及び6月13日、議会運営委員会を開き、会期及び日程等並びに今期定例会までに受理しました7件の陳情、要望の取り扱いの結果報告がありました。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案11件及び報告案件2件並びに議長からの報告案件2件及び議員からの発議案3件であります。

監査委員から、監査・毎月現金出納検査結果報告書の提出がありました。

町長から今期定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出がありました。

その資料として、行政報告とともに、平成24年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

町の一般行政について、村上和子議員外5名の議員から一般質問の通告がありました。その要旨は本日配付したところであり、先例により、質問の順序は通告を受理した順となります。

今期定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向に掲載したところであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

1番 佐川典子君

2番 小野忠君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長(西村昭教君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月20日までの2日間と決しました。

◎日程第3 行政報告

○議長(西村昭教君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主要な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありましたので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長(向山富夫君) おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第2回定例町議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

この機会に、去る3月定例町議会以降におけます町政執行の概要について御報告させていただきます。

初めに、本年度4月からの執行体制についてありますが、職員数につきましては、昨年度中の定年退職者など7名の欠員に対し、看護師2名と社会福祉士1名を含む一般事務職員4名の採用を行い、また、北海道後期高齢者医療広域連合に職員1名を派遣したことに伴い、昨年度当初から2名減の185名による執行体制としたところであります。

組織機構については、除排雪を含めた町道の維持管理業務をアウトソーシングすることで、車両班を廃止するとともに、介護保険班を高齢者支援班に改編するなど、一部見直しを実施いたしました。

今後とも町民皆様との協働のまちづくりを進めるため、必要な見直しを加えながら体制の強化を図り、町民との信頼関係のさらなる構築につなげてまいります。

次に、国の栄典関係についてであります。本年度の春の叙勲では、4月29日付の発令による危険業務従事者叙勲におきまして、防衛功労として2名の方が瑞宝双光章を、3名の方が瑞宝単光章を受賞されました。改めて受賞されました皆様のこれまでの功績に心から敬意を表するものであります。

次に、予約型乗り合いタクシー運行事業についてであります。昨年度、市街地区及び島津、富原、東中地区を対象に試行運行を行ったところですが、本年4月からは、運行区域を全町に拡大し、試行実施を開始したところであります。

5月末現在の登録者数は、昨年度中の登録者から97名が新たに登録をいただき、572名となっており、延べ利用者数1,024名、延べ運行回数は491回で、全体の稼働率は74.8%となっております。

今後におきましては、円滑な事業実施とあわせて、利用者や運行事業者を初め、多くの方々から御意見を賜りながら、次年度からの本運行に向けた準備を進めてまいります。

次に、防災士取得講習費補助事業についてであります。自主防災組織の活性化など、地域の防災力向上を図るため、本年度より3カ年計画で事業を開始いたしました。

初年度である本年度は、各住民会より15名の講習受講者について推薦をお受けしたところであり、6月2日、3日に開催された防災士資格取得研修には10名の方に受講いただきました。残りの5名については、11月開催予定の同研修会を受講していただくことで、調整を図ってまいります。

次に、自衛隊関係であります。4月17日に北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会によります北海道の自衛隊体制維持・拡充を求める要望として、北部方面総監部、防衛省及び関係国会議員への要望活動に参加いたしました。

また、4月23日に自衛隊協会上富良野支部総会に、4月27日に富良野地方自衛隊協会定期総会と自衛隊退職者雇用協議会総会に、さらに5月10日には北海道駐屯地等連絡協議会総会に、それぞれ出席いたしました。

基地対策関係では、上富良野基地対策協議会による平成25年度防衛施設周辺整備事業要望として、6月6日の同協議会終了後に駐屯地、第2師団、北海道防衛局、北部方面総監部へ要望を行いました。

また、5月31日には北海道基地協議会総会に出席いたしました。

部隊記念行事関係では、5月26日に北部方面後援隊創隊12周年記念行事と第2師団音楽祭

に、6月10日は第2師団創設62周年記念行事に出席いたしました。

地元駐屯地においては、6月3日に上富良野駐屯地創設57周年記念行事が行われ、多くの町民の皆様とともに祝いしたところであります。

次に、高齢者福祉対策についてであります。まず、第5期介護保険事業計画、高齢者福祉計画については、3月27日の介護保険事業運営協議会において決定をし、本年度から3カ年を計画期間とする本計画がスタートしました。

また、計画策定の際にも多くの方々から、デイサービスの拡充を望む声をいただいていたことから、昨年末より関係事業者へ働きかけを行ってきたところ、デイかみんにおいて、毎週土曜日に生きがい活動支援デイサービスを実施できる運びとなりましたことから、今定例町議会に係る補正予算を上程させていただいております。

今後とも高齢者福祉推進のため、計画に基づき、諸施策を講じてまいりたいと考えております。

次に、子育て支援紙おむつ用ごみ袋交付事業についてであります。本年度の新規事業として4月より事業を開始し、5月末時点で交付対象乳幼児174名の養育世帯へ6,705枚を交付したところであります。

また、7月からは、1歳の誕生日を迎える世帯には、この交付にあわせて誕生会を開催し、お子さんの健やかな成長をお祝いするとともに、さまざまな相談や支援のほか、情報発信の機会としてまいりたいと考えております。

次に、町税等の徴収状況についてであります。例年どおり、管理職全員による滞納プロジェクトの臨戸訪問徴収や夜間納税相談窓口の開設などに加え、滞納者に対する差し押さえを執行し、徴収の強化を図ってまいりました。

さらに今年度からは、インターネット購買の手法を導入し、差し押さえ物件の換価収納策を強化したところであります。

また、平成19年度から開始しているコンビニ収納も納税者に定着してきており、同時に施行しました行政サービス制限条例により、納期内納税の意識も高まってきております。

これらによりまして、平成23年度の収納率は、滞納繰越分を含め、町税で0.2%、国保税で1.9%向上したところであり、滞納繰越金は、前年対比で、町税159万3,000円、国保税386万8,000円減少し、町税で2,255万6,000円、国保税で3,140万1,000円となっております。

次に、農作物の生育状況についてであります。

近年、天候不順や異常とも思える集中豪雨被害によって、畑作を中心に非常に厳しい作柄となったことから、本年の出来秋に寄せる期待は大きなものがあります。

今春はなかなか融雪が進まず、昨年同様に耕起作業におくれが出るのではないかと懸念をしていたところですが、4月下旬からの好天に恵まれ、耕起作業を初め、播種・移植作業もほぼ平年並みに推移いたしました。

秋まき小麦については、昨年秋の播種作業のおくれによる生育不良や雪腐れ病による被害が例年に比べ多く、廃耕せざるを得ない状況が散見されておりますが、現在、稲作を初め、他の畑作物、野菜についてはほぼ順調に推移している状況にあります。

今後の生育状況を注視しつつ、天候に恵まれることもさることながら、農業関係機関相互の連絡をより密にし、農業者の皆様とともに豊穰の秋が迎えられるよう努めてまいります。

次に、東中地区における生産基盤整備事業であります。東中5地区のうち、東中中央地区、東中南地区の2地区において、本年度より事業着手となり、本年度については調査設計が主な内容となっております。他の3地区についても随時基礎調査が進められることになっており、今後においても円滑な事業着工と早期完了に向けて、受益地区の皆様とともに関係機関への働きかけを強めてまいりたいと考えております。

次に、12月策定予定の観光振興計画についてであります。8名の委員を委嘱させていただき、第1回観光開発審議会を5月24日に開催し、計画案の策定について諮問したところであります。

また、同審議会における審議のために必要なさまざまな情報の提供や、最終的な成果報告書作成作業を担っていただくため、公募型プロポーザル方式により、4月27日に委託業者を決定したところであります。

既に町民の皆様へのアンケート調査を実施中であり、今後においては、来訪者に対するアンケートのほか、町民意見交換会等も開催される予定となっております。

多くの方々にさまざまな御意見をいただきながら、審議会での議論を重ね、計画策定に取り組んでまいります。

次に、建設産業安全大会についてであります。5月11日、建設工事の繁忙期を迎えるに当たって、建設業協会と商工会工業部会の共催により、従事者約170名が集い、開催されました。

大会では、交通事故や労働災害防止の安全施業決意宣言を参加者全員で確認し、誓い合いました。

本年度も無事故・無災害の優良施工を願うところであります。

次に、町道維持管理業務の全面委託についてであります。4者により構成された特定共同企業体と契約を締結し、4月から順調に業務を開始したところであります。

今後とも委託事業者と連携を密にし、住民サービスの向上に努めてまいります。

次に、上富良野高校の状況についてであります。本年度は、地元中学校からの17名を含む30名の入学があり、前年より3名の増となりましたが、存続に向けては、引き続き大変厳しい状況にあるものと認識しているところであります。

今後とも上富良野高校への入学者が増加し、地域に根差した特色ある高校として存続できるよう、町民の御理解と協力をいただきながら、引き続き関係機関とともに努力してまいりますので、御支援と御協力をお願い申し上げます。

次に、学校給食主食の米飯及びパンの提供不能に係る経過についてであります。これまで主食の製造を担っていただいていた町内業者の全面事業停止により、4月12日から延べ11日間未提供となったところであります。

その間、保護者の皆さんに大変御迷惑をおかけいたしました。北海道学校給食会等関係機関の協力によりまして、5月7日から主食の提供を再開したところであります。

なお、米飯は、株式会社西川食品から、パンは社会福祉法人エクウエート富良野から提供を受けており、ともに学校給食で実績のある富良野市内の事業者であります。

今後とも地元の学校給食につきましては、富良野広域連合を通じて、安全で安心な給食の提供につながるよう条件整備に最善を尽くしてまいります。

次に、いしずえ大学開校40周年記念についてであります。記念誌を発行するとともに、議員各位を初め多くの御来賓の御臨席を賜り、6月15日に記念式典を挙行し、あわせて祝賀会を開催いたしました。

式典においては、これまでの学習活動に御尽力を賜ったクラブ講師並びに指導員の先生方に感謝状を贈呈させていただき、また、祝賀会では、四つのクラブが学習活動として、その成果を発表いたしました。

今後とも「若く老いよう」を合い言葉に、大学の運営に努めてまいります。

最後に、建設工事の発注状況についてですが、本年度、入札執行した建設工事は、6月15日現在、件数で15件、事業費総額で2億1,686万7,0

00円となっております。

また、本年度発注予定の建設工事は38件で、その情報については4月1日付で公表したところであります。

なお、お手元に平成24年度建設工事発注状況について配付いたしましたので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号

○議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員から報告を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君） 監査・例月現金出納検査結果について御報告いたします。

概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと存じます。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上げます。

1ページをお開きください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を御報告いたします。

定期監査の概要ですが、町立病院貯蔵品検査について、平成24年4月20日に病院の棚卸しを監査の対象として、平成23年度末に係る貯蔵品調書等関係諸帳簿を検閲するとともに、貯蔵品の実地検査を行いました。

検査の結果、棚卸しはおおむね適正に執行されていると認められました。

次に、2ページをお開きください。

車両検査について、平成24年6月1日に公用車両の整備及び管理状況を監査の対象として、公用車両74台中72台の車両の実地検査を行いました。

出張、現場等の公務により当日検査できなかった車両2台については6月6日に検査を行いました。

監査の結果、公用車両の整備及び管理の状況はおおむね良好であると認められました。

次に、3ページから15ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を御報告いたします。

平成23年度2月分から4月分及び平成24年度4月分について、概要並びに検査の結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は、別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、平成23年度分を16ページに、平成24年度分を17ページに添付してございますので、参考としていただきたいと存じます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって、監査・例月現金出納検査結果報告を終わります。

◎日程第5 報告第2号

◎日程第6 報告第3号

○議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号平成23年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件、日程第6 報告第3号平成23年度上富良野町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件について、関連がありますので、一括して報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君） ただいま一括上程いただきました報告第2号平成23年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件、報告第3号平成23年度上富良野町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきましては、一括して概要を申し上げて、説明にかえさせていただきます。

それでは最初に、報告第2号平成23年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして説明をさせていただきます。

繰越明許費繰越計算書をごらんいただきたいと思います。

本計算書に記載の事業は、外国人登録法の廃止に伴います住民基本台帳システム改修事業、住民ワークショップ等の検討結果を踏まえた上で実施することといたしました見晴台公園改修事業、国の平成23年度第3次補正対応により、1年前倒しで事業を開始した西小学校体育館耐震改修事業及び昨年9月上旬の大雨災害に対する災害復旧に伴う国庫補助対象事業の4事業でございます。

これらの事業につきましては、発注時期及び施工時期等の理由により、事業完了時期が平成24年度

に入ること、それぞれ繰越明許の議決をいただいたところでございますが、このたびの平成23年度会計決算期を迎えた際に、予算で設定しておりました4事業の合計予算額2億3,695万3,000円が、事業執行等により、合計額2億362万円を平成24年度会計へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、その内容を報告するものでございます。

次に、報告第3号平成23年度上富良野町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして御説明させていただきます。

繰越明許費繰越計算書をごらんいただきたいと思っております。

本計算書に記載の事業は、平成23年度、24年度の債務負担行為を設定し、財源については、国の社会資本整備総合交付金の助成を受け、地方協同法人である日本下水道事業団との工事執行と、技術的助言を含めた一括業務を委託契約しているものでございます。

日本下水道事業団において執行した公共下水道施設の根幹的施設建設工事入札において、予定額を大きく下回る落札となったため、交付決定を受けた事業量を調整するため、平成24年度事業の一部を前倒したところでありますが、工事の発注時期の関係から、平成23年度内に完成しないことから、3,600万円を平成24年度会計に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、その内容を報告をするものでございます。

また、各事業ごとの財源内訳で、未収入となっております国費などの特定財源につきましては、当該事業ごとの完成時期に応じて、歳入の受け入れ手続をとってまいります。

以上、報告第2号平成23年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件、報告第3号平成23年度上富良野町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告の件の説明といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって、報告第2号及び報告第3号の報告を終わります。

◎日程第7 報告第4号

○議長（西村昭教君） 日程第7 報告第4号法人の経営状況報告の件について、報告を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（前田 満君） ただいま上程いた

だきました報告第4号法人の経営状況報告の件における株式会社上富良野振興公社の経営状況につきまして御報告申し上げます。

大変申しわけございませんが、報告前に、添付させていただいております資料の訂正をお願いしたいと思っております。

2ページの部門別報告書におけるをお開きいただきたいと思いますが、まず、吹上保養センター白銀荘における入館実績の前年度対比が91.6%となつてございますが、91.9%に、日の出公園オートキャンプ場の総入場者数、前年度1万3,817人を1万4,640人に、同じく前年対比98.8%を93.2%に。以上、3カ所の訂正をお願い申し上げます。

今後におきましては、このようなことがないように進めてまいります。大変申しわけございませんでした。

それでは、経営状況に関する書類の1ページをお開き願います。

最初に、平成23年度の事業報告として、会議等の開催、審議の状況であります。

総会関係では、平成23年5月24日に定時株主総会が開催され、平成22年度の事業報告、決算の承認等及び平成23年度事業計画、予算について議決を受けております。

また、取締役の辞任による補充選任と欠員補充のためによる取締役の選任が行われております。

取締役会関係では、平成23年10月27日開催の第1回取締役会において、平成23年度上半期の事業報告と、平成24年3月29日開催の第2回取締役会においては、平成23年度の事業報告、決算方針及び平成24年度経営基本方針及び予算編成方針について審議を行っております。

監査役会関係では、平成24年4月19日に監査役会を開催し、平成23年度の決算について監査を行っております。

次に、2から3ページの平成23年度部門別の報告をいたします。

上富良野振興公社は、平成18年度から町の指定管理者制度による公の施設の管理として、吹上保養センター白銀荘、日の出公園オートキャンプ場、上富良野町営スキー場、日の出公園の4施設の管理を行っております。

平成23年度においては、平成23年3月11日の東日本大震災の発生に加えて、福島第1原子力発電所の事故などにより、吹上保養センター白銀荘、日の出公園オートキャンプ場及び日の出公園の入込みに大きな影響が出ているものと推察しているところであります。

吹上保養センター白銀荘につきましては、総入場者数は7万3,183名で、前年度対比91.9%で、その内容は、宿泊客で7,518名、前年度対比89.5%、日帰り客6万5,665名、前年度対比92.2%の入館者実績となっております。

例年、福祉向上を目的として、十勝岳温泉郷の4施設共同で実施しております町内在住の70歳以上の方と障がいのある方に対する優遇措置につきましては、毎年12月1日から3月31日までの平日に限り、1人200円の負担をいただいているところでありますが、吹上温泉保養センター白銀荘への入館者数は1,541名で、ほぼ前年と同水準となっております。

また、この間に実施されました町営バスの復路無料についても、対象者の皆様からは大変好評でありました。

次に、日の出公園オートキャンプ場がありますが、総入場者数は1万3,651名で、前年度1万4,640名に対し93.2%となり、利用収益についても1,387万1,000円で、前年度1,464万円に対して94.8%と減少実績になったところであります。

次に、上富良野町営スキー場につきましては、降雪・積雪に恵まれ、早い時期にオープンすることができ、以後、一定期間の御利用をいただくことができたところであります。リフト券の売り上げ枚数につきましては、前年度1,974枚に対し2,419枚で、前年度対比122.5%、利用収益につきましても、前年度103万6,515円に対し137万701円と、前年度対比125.9%の実績となっております。

次に、日の出公園についてであります。観光客の入り込み数は減少傾向にありました。

なお、本年度以降において、町民を初め、観光客の皆様へ御利用いただけるよう計画的に整備を進めております。

次に、5ページの貸借対照表について申し上げます。

資産の部として、流動資産は総額で2,337万2,989円となっており、その内訳は、現金・預金が2,205万6,290円、期末商品が131万6,699円であります。固定資産としまして、旭川信用金庫などに対する出資金3万円で、資産の部の合計は2,340万2,989円となっております。

次に、負債の部として、流動負債が444万7,457円となっており、その内訳は、未払金預かり金、入湯税預かり金等であります。

次に、純資産の部の株式資本としまして、上富良

野町を初め、ふらの農協、上富良野町商工会、旭川信用金庫の出資による資本金総額が1,000万円、利益剰余金として895万5,532円を加え、総額は1,895万5,532円となっております。負債及び純資産の合計は2,340万2,989円となっております。

次に、6ページの損益計算書について御説明いたします。

最初に、営業収益であります売上高についてありますが、利用収益と売店収益を合わせた売り上げ合計額は7,762万7,762円となっております。

その内訳としまして、吹上保養センター白銀荘が6,215万3,654円、日の出公園オートキャンプ場が1,387万1,002円、上富良野町営スキー場が137万701円、日の出公園が23万2,405円でございます。

次に、営業費用であります。売り上げ原価につきましては、期首商品棚卸高と商品仕入高を合わせて1,167万684円であり、この額から期末商品棚卸高131万6,699円を差し引いた1,035万3,985円となっております。

このことから、売り上げ総利益金額は、売上高7,762万7,762円から売り上げ原価1,035万3,985円を差し引いて、6,727万9,777円となっております。

さらに、販売費及び一般管理費8,943万9,075円を差し引いた営業利益は2,216万5,298円のマイナスとなっております。

営業外収益につきましては、受取利息1万2,865円、受取配当金800円、雑収入12万3,775円、受託収入2,959万5,481円を合わせて2,973万2,921円となっております。

指定管理業務棟に伴う受託収入の内訳は、吹上温泉保養センター白銀荘維持管理運営268万円、十勝岳温泉地区施設維持管理116万5,001円、日の出公園オートキャンプ場237万3,334円、上富良野町営スキー場803万2,383円、日の出公園1,534万4,763円であります。

営業外費用につきましては、町へ700万円の寄附を行っております。

以上のことから、営業利益マイナス2,216万5,298円に、営業外収益2,973万2,921円を加え、営業外費用700万円を差し引いて、営業利益金額は56万7,623円となっております。

さらに、経常利益金額56万7,623円から法人税等20万8,000円を差し引いて、平成23年度期の純利益金額は35万9,623円となっております。

おります。

次に、12ページの平成24年度事業計画及び予算についての説明をさせていただきます。

吹上温泉保養センター白銀荘につきましては、昨年の東日本大震災と福島第1原子力発電所の事故により、国内だけでなく、海外にも大きな影響をもたらし、入館者、利用者の減少が危惧されておりましたが、徐々に道内外及び外国人観光客の回復の兆しが見え始めております。

こうした中で、十勝岳温泉郷として、天然温泉の利点を生かし、かみふらの十勝岳観光協会、上富良野町観光旅館協会等の関係機関との連携をとりながら、さらなる利用の促進に向け、PR営業を基本として取り組む予定であります。

また、本年度から改めて5年間、本施設の指定管理者として町の指定を受け、役職員が一丸となって、利用者の皆様に満足いただけるよう管理運営方針を決定しております。

本年度計画につきましては、宿泊7,750人、日帰り客6万8,550人の計7万6,300人の入館客数を設定し、売上高につきましては6,487万1,500円を見込んでおります。

日の出公園オートキャンプ場につきましては、昨年の東日本大震災の影響により、本年度においても減少することが予想され、厳しい状況ではありますが、来場者に対し、地場産業、地域振興を基本とした接客、情報の提供、環境整備にも努めることとなっております。

日の出公園オートキャンプ場は、開設して12年目を迎えますが、入場者数が大幅に変動せず、サイトの稼働率も道内ではトップクラスにあり、利便性、清潔感、接客対応、安全・安心などについて、利用者の方々から高い評価を受けております。

本年度の計画については、総入場者数1万3,500人、売上高1,353万円を見込んでおります。

上富良野町営スキー場につきましては、町民の身近なスキー場であり、町内のすべての学校のスキー授業、自衛隊の訓練、休日における家族スキーなどに御利用いただいている実態にあります。

昨年度から南斜面の形状等が整備されたことから、12月中旬にオープンすることを目指し、安全・安心な管理運営を基本に、快適な移送サービスの提供に努め、移送人員、利用収益の増加を目指すこととなっております。

日の出公園につきましては、訪れる人々を花いっぱいでお迎えするため、環境整備及びサービスの向上を目指しております。

14ページから21ページまでの各施設の平成2

4年度予算状況につきましては、御高覧いただいたものと思いますので説明を省略させていただきます。

最後になりますが、平成24年5月29日に開催されました株主総会において、取締役の選任について提案され、取締役の加藤祐一氏から若佐卓氏へ、赤川光伸氏から宮下吉勝氏へと、2名の取締役が変更されておりますので、この場をおかりしてまして御報告をさせていただきます。

以上をもちまして、報告第4号法人の経営状況報告の件、株式会社上富良野振興公社の経営状況につきましての御報告とさせていただきます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 15ページ、白銀荘の24年度の一般管理費予定額のところです。賃金のところですけども、126万3,800円多く組んでいるのですけれども、これは、ことし賃金の改定があるのでしょうか、それとも人数を多く見ていらっしゃるのか。

それと、その他のところ、86万4,120円、これもかなり多く組んでおりますけれども、こういったところはどうかでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田 満君） 3番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、賃金等につきましての上昇額については、当然、繁忙期等々も含めて、臨時職員でほとんど対応させていただいております。そうしたことも含めて、アップになっているというふうに理解しております。

それから、基本的に収入あわせて予算を組むわけでございますけれども、最近、特に白銀荘につきましては、平成9年から営業を開始している状況の中で、小さい修繕等、予期しない修繕等が発生する場合がございます。そういうものに備えた形の中で、ある程度予備費的な意味も含めた形で予算化しているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 保養センターの白銀荘の利用に当たって、長期滞在される方がいらっしゃるかというふうに思いますが、そういう場合は、割引制度等というのは現在どのようにされているのか、他の実態を聞きましたら、1週間以上だとか2週間、そんなに泊まれる方はいないと思いますが、ある

程度割り引きされていると思いますが、上富良野町は、そこら辺はどうなっているのかよくわからないので、お伺いしておきたいというふうに思います。

もう1点は、最近、白銀荘はシャンプー等が設置されるなど、照明も高いところから低いところという形の中で、星も見えるというような状況で、一部聞きましたら大変喜ばれている現状もあります。そういう地の利を積極的に生かして、少しでも観光客の利便性を高め、また、集客能力を高めるという点で、非常に大事になってきていると思います。

経営の状況を見ましても、あとは、本当に経営努力である程度の集客力は、そんなに極端な伸びはありません。そうすると、何が求められるかということ、やっぱりサービス、いわゆる接客態度等を含めた、総体的なサービスがどのように利用者に提供されるかということが、利用人数をふやす要因にもなるのかなというふうに考えていますので、そういう意味では、やはり浴槽の掃除も含めてやられているかというふうにと思いますが、そういうものも含めて、きちっとやるというのが大事かと思いますが、その点、お伺いしたいのは、浴槽の外ぶろありますよね、あれは大体何日に1回という形の掃除をされているのか、たまに滑ったりだとかしている方が見受けられます。おふろの中に入ると、足がちょっとぬるぬるするだとか、そういう声も聞かれますので、そういった意味で、満遍に対応できるというわけではないと思いますが、掃除点検等はどのようにやっているのか、その点お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田 満君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、長期の割り引き等でございますけれども、基本的には、私どもの料金体系の中では、町のルールも含めてですけれども、長期滞在に対する割り引きの整備は設けてございません。利用客の方に甘えているのかもしれませんが、基本的には、定額料金の中でお泊まり、あるいは御利用いただいているというふうに理解をいただければと思っております。

それから、点検、それから清掃等の回数等々については、ちょっと現場等も確認してございません。ただ、定期的に行っていることは間違いございませんが、ただ、そういう意味も含めて、利用者の方からそういう部分が出た場合については、即対応できるような形も含めて、ただ、本当に最少人員、最少の中である程度、最少人員で最高のサービスをしたというのがモットーでありますので、そういう意味も含めて鋭意努力していることは私どものほうも現場で見ております。そういう意味も含めて、御理

解をいただければと思っております。

毎日なのか1週間に一遍なのか、ちょっと確認とってございませんので、質問については御容赦をお願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにございませんか。

7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、今回の資料の1ページの関係で、事業報告書があります。その中に、監査役会ということで、23年度の関係では、24年4月19日ということで、実施をしたということで、これが1回のみになっております。

しかし、定款の業務方法書に見ますと、半期ごとに監査をして報告をするということになっております。そうすると、公社関係の平成9年からの資料を見たら、半期ごとの監査がやっていない。

それからもう一つは、10月のときに、半期ごとの監査報告も一応しなければならぬのではないかという気がするのです。それで、まずこの点は1点、どうなっているかということで。

次に、2ページの関係です。

平成23年度部門別報告書の中の保養センター白銀荘の関係で、無料入館者2020名ということで報告を受けておりますけれども、それで、開通記念に何名、自衛隊の皆さん方が東北へ行かれたときの支援の関係、自衛隊の皆さん方の入館者が何名、それから一時避難支援などが何名ということで、その関係について、人数等を確認したいと思います。

それからもう1点は、福祉の関係で、復路無料ということになっております。したがって、入館者は全部で1,541名ということになっておりますけれども、全体のバスの無料は何名で、それをお金に換算したらどのぐらいになるのかということでお聞きをいたしたいと思います。

次に、6ページの損益計算書の関係です。一応、寄附金が700万円ということで、非常にここ15年間の経過を見ると、それぞれスタッフの皆さんが頑張っていた、特に振興公社の関係についてもそうでございますけれども、それで、15年の中で振興公社から受けた寄附金の総額は幾らになっているのかということでお尋ねをしたいと思っております。

それからもう一つ、その下に、法人税等ということで20万8,000円計上されております。23年度の決算書の中では計上されていません。それから、それ以前のやつも、これがないものですから、言うなればどのような形でされているのか、特に、法人税ということで、15ページの関連でござ

いますけれども、一番下から2番のところは20万8,000円ということで、23年度決算になっております。前年度をずっと見ますと、全部この項目がないのです。それで、今回、24年度の予算で35万円計上したということでございますけれども、以前の経過と、今回、決算で改めて出してきたという経過について確認をしたいと思っております。

それから次に、7ページの関係で、減価償却費83万1,000円あります。一般管理費内訳書をずっと見ますと、平成19年に16万円あるだけでその後ないのです。これは減価償却一括何かの関係でやられたのではないかと思いますけれども、その点を確認したいと思っております。

次に、12ページ、保養センター白銀荘の関係で、一応、我々期待を込めて白銀荘のヒートポンプの設置をやって、その実績はどうかということでございます。したがって、これらヒートポンプ設置による効果はどの程度あったのか。ただ単純に計算しますと、光熱費のところは年々ふえておりますので、その点がどういう形かということで、確認をいたしたいと思っております。

それから次に、13ページ、(4)の日の出公園の関係。下のほうに、日の出公園の花植栽管理というようなことを含めて、日の出公園再生プロジェクト委員より提案があったと、業者の入札を実施しということで、新たな園芸農家に決定し、計画書及び見積書をいただきということでございます。

実際は、恐らく私は入札業者をする場合に、計画書及び見積書を提出していただくということになると思うのですが、何かこれからいうと逆のような感じがしないでもないので、一応入札業者の応募業者は何名で、どこになったのかということをお聞きしたいのと。

それから、決まる段階で計画書を出す、見積書を出すというのが本来の姿ではないかと思いますけれども、その点はどういう経過になっているか、お尋ねをしたいと思っております。

次に、15ページの販売費及び一般管理費予定額の関係で、まず、上から3番目の費用弁償の関係、決算では18万6,700円になっております。23年度の予算は9万2,000円。予算が9万2,000円なのに18万6,700円ということで、約2倍の9万4,700円が多く出ております。それで、ずっと歴年を調べてみますと、大体9万6,000円、9万1,800円というような形になっております。したがって、これらの費用弁償の金額と人数等はどうかということになっているか、お尋ねをしたいと思っております。

それから次に、下へ行って交際費の関係、前年決

算3万7,587円、24年度予算は3万円ですけれども、23年と22年は13万円ずつ予算をとっていたのです。その前の21年は5,000円なのに、何で13万円になったのだということを私お尋ねしたら、PRの営業戦略を行うのだというようなことと言われました。実際にそれだけ効果が、余り使わないで効果を上げているという点も期待をしたいと思っておりますけれども、13万円予算のうちの3万7,580円はどうなのか。そうすると今度は逆に、24年度は3万円にまた戻ってしまっているのです。その関係の経過について明らかにしていただきたいと思っております。

それから、通信運搬費の関係、23年度予算は35万円なのですが、決算では17万7,160円と。そうすると、決算から、今度は32万円の予算ですから、14万2,840円多くなっております。この多くなった内容についてお聞きをしたいと思っております。

それから次に、修繕費、24年度予算は200万円計上しております。23年度決算は81万2,457円。しかし、23年度の予算は300万円計上しているのです。先ほど同僚議員の質問の中で、その他でふえているのは何かといったら、修繕費と。予想もしない修繕費なのか、この修繕費という項目の200万円は確定をしているものの修繕費で、そのほか予想もしないことが出た場合は、その他の中で考えているのかというようなことで、その点を確認したいと思っております。

それから、光熱水費です。先ほどヒートポンプの関係です。23年度予算は99万5,000円で、決算では1,028万3,350円、今回は、24年度は1,070万円ということで、41万6,649円ふえております。したがって、私どもはヒートポンプの関係で大分効果があったのかということで考えておりますが、これらの関係についてお尋ねをしたいと思っております。

それから次に、支払手数料というのがあります。予算は5,000円だったのです。23年度の決算を見ますと、22万7,055円ということで、22万2,055円ふえております。しかし、今回は1万円ということなので、支払手数料の22万2,055円ふえた原因は何かということをお聞きをしたいと思っております。

それから、法人税の関係は、先ほど申し上げましたけれども、20万8,000円ということで、今度は35万円。ある面で、前年度の実績等を含めてということになろうと思っておりますけれども、今回こういう形で計上したというのはどうなのか。それ以前は、その他の項目で支出をしていたのか、その点を

確認したいと思います。

以上、何点か申し上げましたけれども、よろしく
お願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 質問が多数にわたりますので、
暫時休憩をいたしまして、きちっと答弁できるように
したいと思いますので、中村議員、そういう
ことで御了解ください。（「はい、わかりました」
の声あり）

それでは、暫時休憩いたします。10時半に再開
予定といたします。

午前10時05分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（西村昭教君） それでは、休憩前に引き続
き、会議を再開いたします。

先ほどの中村議員の質問に対して、産業振興課長
より答弁をいただきます。

産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田 満君） 7番中村議員の御
質問に、細かい数字等々については把握していない
部分がございますので、とりあえず答えられる部分
を、まず答えていきたいと思っておりますので、御了承を
お願いしたいと思っております。

まず最初に、割り引き等に伴う無料バスの利用者
ということでございますけれども、基本的に、白銀
荘においての利用者については、1,541名の利用
者でございます。ただ、その方が全員無料バスに
乗ったかどうかについては把握してございません。

ただ、4施設利用しての中で、無料で乗車した方
については2,183名というふうに、これはバス
の運行の中で押さえていただいておりますので、
この方が白銀荘から、あるいはカミホロ荘から、
凌雲閣から等々についての内訳等については掌
握していませんので、御了承したいと思ってお
ります。

それから、寄附金の総額でございますけれども、
平成9年度から寄附が開始されておりますけれど
も、私どもで押さえておりますのは2億5,800
万円というふうに押さえてございますので、その
数字が寄附されているということで御理解をいた
さしたいと思います。

次に、法人税の絡み、損益計算書に前年載って
いないということをお伺いしたのですけれども、私
どもで今調べてみますと、毎年載っておりますが、
今年度については、23年度については20万8,0
00円ですけれども、22年度については27万6
000円、それから21年度については28万9,0
00円だったと思っております。それから20年度につ

ても25万300円と、それぞれ金額で私どもの損
益計算書の中には法人税載っておりますので、御理
解のところがちょっと違うのかなと思っております
ので、御了承したいと思っております。

それから次に、減価償却の関連でございますけれ
ども、実は減価償却それぞれ、白銀荘においても備
品という形の中で、先ほど米沢議員の中でも発言が
ありましたように、照明器具の取りかえですとか、
あるいは水中ポンプ、それからレジスター等々を交
換してございます。そうした備品関係を購入した場
合、今、法人税法の中で、中小企業等の少額減価
償却資産の取得の損金算入特例というのがございま
して、30万円未満の少額償却資産については、その
年に減価償却という形で経理で落としていけるとい
うふうに、これも税理士さんがついてございませ
んので、税理士さんの指導の中で、こういう形の中
で経理をさせていただいているというふうに私ども
の法では掌握してございます。

次に、ヒートポンプの効果でございますが、もち
ろん基本的には、ヒートポンプを設置することによ
りまして、従来、暖房、それから給湯部分等につ
きましては灯油をたいて、通常の水から温めて、そ
れを暖房、それから給湯等への効果を使ってい
た、それをすべてヒートポンプという形の中で、
電気を消費することになってございませぬので、そ
ういう意味からいくと、実は電気料が正直言ってア
ップしています。灯油減産分も含めてですけれど
も、契約金額も実は62キロから139キロワットに、
約倍以上の基本料が変わってございませぬ。効果と
しては、灯油の当時の単価等が変動してございま
すので、そういう意味も含めたときに、昨年度の中
では、4年間の平均価格を適用した中で約200万
円程度のヒートポンプの効果が出ているというふう
に我々のほうでは掌握してございます。

それから、一番最初に言いました無料者の内訳で
ございませぬけれども、まず、無料者については2,
020人、全部いらっしやいますけれども、まず、
開通セレモニーの際の無料、これは実は、中高生等
については半額、それから小学生以下が無料とい
うことで取り扱っていて、小学生以下が107名で
ございませぬ。

それから、自衛隊の無料化につきましては、5,
000人分の無料券を発行したのですけれども、実
際に利用しているのは1,900人ということで聞
いています。

それから、釜石市だったと思っておりますけれど
も、避難者の方を迎えるに当たっての利用で13名
ということで、2,020名というふうに報告を聞
いてございませぬ。

それから次に、費用弁償の絡みでございますけれども、基本的には、総会、取締役会、監査役会等々に出席の際に、取締役、監査役に費用弁償を出ささせていただいております。基本的には、取締役等は9人だったと思います。ただ、費用弁償の対象者自体は、9人のうち、社長である副町長、それから私も取締役にさせていただいておりますが、町の職員ということで、費用弁償を支給してございません。それから常務につきましても常勤職員でございますので、費用弁償は支給してございません。対象6名の中で、それぞれ費用弁償、費用弁償については8万6,700円、23年度の場合は支出してございます。ただ、残りの10万円等については、それぞれ総会の折の、基本的には株式配当も何もない中での、それぞれの記念品という形で約10万円支出をしている。これも実は、今までは会議費ですとか、あるいは先ほど中村議員が御指摘の交際費の中で支出をしていた部分を、監査役の中から指摘を受けて、今回、こういう費用弁償の中で支出を統一するようという指導を受けた中で、今年度については費用を支出したということでございます。

それから次に、手数料の関連につきましては、実は、無料に伴う手数料、無料者につきましても入湯税がかかります。その部分は、1人、日帰りの場合ですと50円の入湯税がかかるのですけれども、その部分を実は手数料の中から、監査役とも相談しながら、出す道が基本的に出し放しの形になるものですから、手数料という形の中で支出をしているというふうに報告を受けてございます。

私どものほうで掌握したのは、以上でございます。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） それでは、私の所管部分から御報告いたします。

日の出公園の花の1年生草の整備の関係ですけれども、13ページ関連についてお答えいたします。

これは、日の出公園再生プロジェクト、もう既に5回ほど、3年にわたる活動ですけれども、この中で、1年生草の花壇整備、従来ずっと同じ方をお願いしてございましたけれども、ひとつ目先を変えて、いろいろなアイデアを募って、その中から最も優秀なものに、費用対効果も含めて検討すべきだという御意見をいただきまして、24年度のシーズンに向けて、昨年23年の11月から12月ころにかけて、町内に花の苗をつくって供給されている農家が数軒ございます。この農家の方々に、まず事前の打診を行いました。町が示す条件、植える面積、それからアイデア性とか管理方法なども含めて、長いシーズンにわたりますので、それに対応できるか

ということで御相談申し上げました。

これは、町と振興公社あわせて共同作業で当たりましたが、その中で、結果的に対応できるという数が多ければ、ここに書いてありますとおり、競争原理を働かせた入札等の手段に移行しようというもくろみを持っておりましたけれども、結果的に応札と申しますか、対応可能というものが1農家に限られました。その結果、そこで見積もり合わせ、それから、詳細の打ち合わせを行って、年明けて早々、1月、2月ぐらいから苗づくりを始めなければならないということで、種の調達は今から可能かというような、さまざまな条件がありましたけれども、最終的に、この決定業者は、岩田農園にお願いすることになりました。この春から、1月から苗づくりを始めていただいております。せんだって、6月の下旬から苗を定植していただいて、大体の形が今でき上がったところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 7番中村委員の、いろいろと数多い御質問いただいたわけではありますが、今、担当のほうから、今現在承知できている範囲内の御説明とさせていただきます。

質問内容に照らしますと、漏れ、それから、内容的には十分でない点もあるかと思いますが、ひとつその辺については御容赦をいただきたいと思っております。

私どもも、今、担当課長から申し上げましたように、町から私含めて2人が、取締役ということで役員に、組織構成に参画させていただいておりますので、きょう、ほかの議員の方からもいろいろな御発言がございました。そういうことをしっかり受けて、私どもは、町という立場も当然でありますけれども、組織の役員として意を用いて、それぞれ定款に基づく取り組みをしまいたいと思っております。

特に、監査会についても御発言がございました。ややもすると、振興公社の今までの歩みの中で、少し慣習的に流れているようなきらいもあったと思われるので、定款に照らしてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

監査会、それから取締役会、年間述べて四、五回やっておりますが、毎回、監査員の方にも取締役会にも参画いただいて、一体的に情報を交換しているつもりであります。定款に照らしますと、監査会なりの監査報告と、そういうある種の型式をしっかり整えるということも必要なわけありますので、その辺は深く反省して鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

また、会計、経理の関係につきましても、私ど

も、担当課長のほうから申しあげましたように、常勤の会社員、社員というはごくわずかでございますので、そういう体制もあります、明朗会計、適切な会計を処理するために税理士の指導・助言もいただいておりますので、それらを含めまして、適切に処理に努めてまいりたいと思いますので、議員の説明に十分答えられていないことについては、今申しあげましたようなことで、鋭意とり進めてまいりますので、御理解を賜りたいというふうに考えているところであります。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 先ほど1ページの中の事業報告、監査役会の関係、副町長が代表取締役ということなので、発言がありまして、現実の問題として、定款、業務方法書によると、半期ごとにやらなければならないという監査が1回で、大体4月23日、24日、例年この時期に1回しかやっていないのを、定款に基づいてやるということで、もしやった場合に、一応事業報告のところに、10月の段階の中に前期の事業報告、それから監査報告という項目でやっぱり入れていただいたほうが適切でないかなという気がいたします。

それから、復路無料の関係等、データをとっていないということで、これが現実に保養センター、その他の温泉郷の利用のほうにつながることは事実でも、データとしてやはりきちっととっておいて、これだけが町として、逆に言えば今度手数料の関係等も含まれてくるのかなという感じがしますので、その点も的確にやっていただきたいなという気がします。

それで、一つ、費用弁償の関係で、22年度は19人で9万6,900円、話を聞くと5,100円ということになっています。それで、平成19年4月の段階で、私も土地開発公社の役員の方に金額が変わった経過があります。したがって、同じ公社で町がかかわっていることで、言うならば4時間未満は4,000円が3,600円、それから4時間以上6,800円が6,200円となっているのであれば、できればそういう形でやっていく方法で整合性をとったほうがいいのではないかとということが一つ。

それからもう一つは、約10万円を株主に配当的な要素で記念品を贈っているということです。先ほど交際費の中ということではなくて、会議費の中で出しているということで理解していいですね。

交際費は、ずっと私19年度から見たら、そんな金額は出ていないのです。21年度5,000円、22年度3万2,000円というような形でございますから、恐らく会議費の中から出ているの

か、それとも交際費は平成19年、20年の段階かなという感じがしますが、それらについても、会議費の中では、平成21年度は2万円の予算のところ10万8,700円、22年度は2万円予算で10万8,373円、そして23年度は、費用弁償のほうに入ったから1万9,658円しか支出していないのです。

ですから、これは費用弁償でもないし、できれば報償費的な予算の項目を計上してちゃんとやっていかないと私はだめではないかなという気がするのです。

ですから、費用弁償は費用弁償できっちり分けて、それから交際費、会議費ということでやっていかないと、ときによってはこっちへ移るといことであれば、やはり報償費的な要素を含めてやっていく。

ですから、この中で支払報酬というのが、最後のほうの下の欄にありますけれども、これも、頑張った臨時職員等も含めて、報償だということ先ほど課長からお聞きしましたので、その中に、頑張った職員、それから協力いただいた役員の方々の皆さんというようなことの分け方で、そこに包含したほうがよろしいのではないかなという気がいたします。

それから、寄附金の関係、私も調べてみました。そうしたら平成9年は2,750万円、一番多いのは。それから一番低いのが平成20年の650万円、トータル、15年間で2億5,800万円ということで、振興公社から町に寄附を受けております。したがって、営業努力等も含めて、振興公社の役員、それから職員の方々の御労苦に感謝をしております。

したがって、できれば節減をするところは節減をし、宣伝をする、交際費等も含めて、やっていくところであればやるというような方向で、ある面で位置づけて頑張っていたいただきたいなという気がいたします。

それから、先ほど法人税の関係、確かに損益計算書には載っているのです。しかし、一般管理費の計画の中では全然載っていないのです、ずっと。損益計算書の中には入っています。だから、そういう点では、こっちの中にも入れたほうがいいのではないかと気がしますので、その点また確認をしたいと思います。

それから、減価償却の関係は、品物30万円以下ではできるといことであれば、83万1,000円の何が何ぼ償却、何が何ぼ償却、何が何ぼ償却というようなことで説明がいただければ、お願いしたいなという気がいたします。

それから次に、13ページの日の出公園の関係、

業者の入札を実施ということで、あくまで打診をしたのが入札になるのかどうかという気もします。一般的には、入札をして、そのニーズに合うものの形で低い業者にということがあれなのだけれども、その経過が、今聞くと、23年11月から12月、事前打診ということで、確かに今、課長の言うように、すぐ種の苗床から準備ということだったら、早目に着手していくということは当然だと思いますけれども、そういう点では、この文章の中では、ちょっと適切な文章表現ではないなという感じを受けています。

それからあと、交際費の関係です。今言ったような形で、13万円、13万円が3万円台しかないということで、今回、予算が3万円ということでございます。そういうことで、もしいろいろ事業PRの営業戦略でやるということだったら、場合によってはかかってもらえないけれども、今までの流れからいくと、どうも本来のものの形に戻ったかなという印象は免れません。

それからあと、手数料の関係は、入湯税の関係ということで了解をいたしました。

それから、その他の関係で、23年度決算83万1,000円で、24年度予算は169万円ということで、約倍がその他の項目に入っております。先ほど課長の答弁では、修繕費ということでもあったけれども、実際には、事前の修繕しなければならぬというものと、それから突発的な修繕というのと分かれていますので、その点では、先ほどの同僚の質問の中でのあれはちょっと適切でなくて、特に、急になったというようなことを含めれば、そういうような形での予備費的な要素ということで、修繕予備費的な形も含めて計上していったほうがよろしいのかなという気がいたします。

以上です。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 再度御意見いただきましたので、私どもも町の立場と公社の立場がございまして、その辺はしっかり立場をわきまえて対応してまいりたいと思います。

今、会計の取り扱い等については、先ほど申し上げましたように、税理士の方に全体の管理、それから、指導いただいておりますので、そのありようについては十分、そういう立場の方といろいろと協議、指導を受けるように、町の立場でもそういう声をかけてまいりたいと思います。私も一方の立場で、今いろいろと直接耳にさせていただきましたので、そういう意を受けて、しっかりとそういう立場でも機能を発揮できるように努力してまいりたいと思います。

あと、私どもも今、町の立場では、振興公社に施設の維持管理、機能を発揮するべくお願いしている立場でございますので、一方、受ける側は、いろいろな現場でのいろいろなことがございますので、いろいろな面でお気づきの点もあるかと思いますが、できるだけ現場の事情に即して臨機応変に対応できるようなことも一つかと思っております。

そう言いながら、会計のあり方としては、一定程度秩序も保たなければなりませんので、そういう点も含めまして十分、識見を持っている方々にも指導を仰ぎながらとり進めてまいりますことをここで申し上げて、御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって本件の報告を終わります。

質問の中にもありましたとおり、十分留意をされて、24年度取り組まれるようお願い申し上げたいと思います。

◎日程第8 町の一般行政について質問

○議長（西村昭教君） 次に、日程第8 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 私はさきに通告してあります4項目について質問いたします。

まず1項目めは、複合型小規模多機能居宅介護施設の整備については、既存の関係機関、行政で認識を共有し、効果的な整備を町長にお伺いいたします。

第5期介護計画を策定し、町としては、平成26年度までに複合的な小規模多機能型居宅介護施設を整備する計画が策定され、社会福祉協議会を中心として準備が進められているが、かみんでデイサービスを行っているあさひ郷が、月曜日から金曜日までの介護予防の取り組みを土曜日にも拡大し、6月から行っており、わかば法人会が運営しているケアハウス等も、今後についてデイサービス等の事業展開の考えがないのかどうか。

NPO法人たんぼぼも水曜日、日曜日に宅老所を運営している。町の特養もデイサービス、ショートステイ等を運営しており、加えて民間の医師もこういった事業展開を考えているということである。

これらの状況をしっかり踏まえて、協力し合えるところは協力し合い、よく協議を重ね、認識を共有

し、要介護者と家族が安心して生活介護していけるよう複合型小規模多機能居宅介護施設の導入を図ると考えるが、取り組もうしているのは、介護認定外のデイサービスを中心としていくのか、町が計画し、社会福祉協議会に事業委託を考えているのか、お伺いしたい。

2項目めは、町の福祉・介護予防事業に不可欠なボランティア活動者に予算づけをし、ボランティア活動者の待遇の見直しはしてはどうか、町長に伺います。

福祉ボランティアの活動には、独居老人の昼食会、介護予防のデイサービス、健康づくりのほかにも多くあるのが、特に、女性のボランティア活動はますます福祉・介護分野に欠かせない存在になっております。

本来、ボランティア活動は無償としており、無償の喜びもありますが、担うボランティア活動者が高齢化し、限られた人になって、先細りをしていく状況にあります。町としては、こういったボランティア活動者を支援し、予算づけ、待遇改善を図るべきと考えますが、いかがでしょうか、町長に伺います。

3項目めは、子供を安心して生み、育てる町として、今まで行ってきた子育て支援策等は、ニーズにかみ合っているかどうか、意見、評価を協議する場を設置はどうか。

少子高齢化の進む中、人間関係の希薄化、地域の育児力も低下している。子育てをしている世代への支援策として、今年度は、2歳未満におむつ用のごみ袋を無償提供する施策を出しましたが、これまでの子育て支援策はニーズにかなっていたのかどうか、子育て世代の人たちで形成し、意見を出し、評価を協議する場を設置してはどうか、町長に伺います。

4項目め、学校給食については、主食の米飯を持参してはどうか。

学校給食指定工場が自己破産し、5月7日より富良野市、西川食品に米飯加工を委託し、保温する保温器や運賃をかけて対応することとしたが、教育委員会としても苦慮し、このような対応となったと思うが、今、朝食を食べない家庭、朝御飯をたかない家庭がかなりいると聞か、子供の食は親の役割であり、共働き等の家庭もあり、忙しいことはわかるが、親子のコミュニケーションを図りながら、この機会に米飯を持参するというのも考えてみてはどうか、教育長にお尋ねしたいと思います。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の御質問にお

答えさせていただきます。

まず、1項目め、複合的な小規模多機能居宅介護施設の効果的な整備に関する御質問にお答えさせていただきます。

本町の介護保険施設、とりわけデイサービス事業につきましては、現在、要介護認定者を対象にサービスを提供しておりますが、ラベンダーハイツのデイサービスセンターと、デイサービスセンターかみんの2施設がございます。

また、この2施設については、要介護状態になることの予防を目的として、2次予防対象者に生きがいデイサービス事業を週1回実施しているところであります。

今回、第5期介護保険事業計画に位置づけております複合型の小規模多機能居宅介護施設につきましては、要介護認定者を対象として、訪問看護サービスを含めた施設を想定しているところでありますが、訪問看護のサービスを提供には、看護師の確保や需要見込みなどのハードルが高いこともあり、当面は、通い（デイサービスでございますが）を中心に、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問介護やショートステイを組み合わせたサービスを提供する施設して、介護度が中・重度化しても在宅での生活が継続できるような体制整備を支援してまいりたいと考えております。

当該施設の整備につきましては、町がみずから整備するのではなく、民間事業者等により事業所を立ち上げていただけるよう、町といたしましては、条件整備に努め、第5期介護保険事業計画との調和を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めのボランティア活動に対する支援についての御質問にお答えいたします。

当町では、福祉ボランティアの分野においては、女性の皆様を中心に多くの方々が、多様なボランティア活動に積極的に参加いただいております。敬意を表するところであります。

現在、町内におけるボランティア活動につきましては、社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、さまざまな支え合い活動をコーディネートしながら推進が図られおり、町としても同センターの運営に対し全額助成を行い、支援しているところであります。

これまでは、無償ボランティアを基本として活動が進められておりますが、ボランティア活動のさらなる広がりのためにも、有償ボランティアの仕組みも重要な要素であると考えております。

このようなことから、現状を十分見きわめながら、社会福祉協議会とも議論を深め、ボランティア

センターの活動がより活性化されるよう、町としても連携を図るとともに、必要な支援策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めの子育て支援策についての御質問にお答えいたします。

子育て支援の各施策は、さまざまなニーズがある中で、重要度や優先度を考慮して、一時保育や延長保育などの特別保育事業、育児サークル支援、就学前児童の医療費助成など、随時事業化を図ってまいりました。

子育て世代の方々による協議の場を設置してとの御提言であります。子育て支援事業それぞれの現場で職員が子育て世代の方々の中に入り、ニーズや評価をしっかりと受けとめていくことが極めて重要であると認識しており、これまでもマタニティ教室や各健診時のほか、子育てサークルや子どもセンター利用者などと、さまざまな機会をとらえて、これらに努めてきたところであり、現時点において、協議機関の設置等の必要性は考えておりません。

さらに、今年度から始めた子育て支援ごみ袋交付事業につきましても、単にごみ袋を交付するのではなく、1歳児への交付と誕生会開催をあわせて実施することにより、子育て中の皆さんと直接情報交換や交流、相談ができる機会として事業展開をしていくこととしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 3番村上議員の4項目め、学校給食主食に関する御質問にお答えをいたします。

学校給食の実施形態には、完全給食、パン、ミルクないし米飯と副食、補食給食として、ミルク及び副食、ミルクだけを供するミルク給食の3種類があり、そのいずれを選択するかは地域の判断に任されており、本町においては、議員御存じのとおり完全給食を実施しております。

また、道内的にも約99%が完全給食を実施している実態にあります。

さて、朝食の食べない家庭、朝御飯をたかない家庭がかなりいるとのことですが、本年4月、保健福祉課で実施しました町内の朝食喫食状況調査を見ますと、児童・生徒の96%は、毎日または週に5回から6回朝食をとっている状況にあり、全国との比較では、朝食欠食の割合は下回っており、年々改善方向に推移している状況であります。

今後とも早寝早起き、朝御飯運動などにより、朝食の大切さを含めた基本的な生活習慣をはぐくむとともに、食育の推進を図ってまいります。

また、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、食育教育の重要性が大切となっている状況から、家庭で子供たちとともに食を考える一つの機会とするため、保護者の理解のもとに、お弁当持参の日を年に7回実施するとともに、遠足、運動会などの学校行事の際には、家庭で昼食を用意していただく機会も設けており、このような機会を通じて、親子のコミュニケーションを図る一助にもつながっているものと受けとめております。

このことから、今後におきましても完全給食を継続することで、米飯の持参については考えておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 第1項目めの小規模多機能型居宅介護施設整備の件でございますけれども、町が企画をして社協に事業委託を考えているのかという私の質問に対しまして、そうではないと。町がみずから整備することではなくて、民間事業者により事業所を立ち上げてもらいたいということでありまされども、ということは、確かに社協も民間団体であります。法律、社会福祉法に定められて、行政区分ごとに組織された団体でありまして、運営資金の多くが行政機関の予算措置によるもので、ここは、言ってみれば半官半民で運営されているところかなと。

ところが、民間と公的機関組織の両面のメリットを生かして事業展開されているところでございますが、今、中核になる職員の方がやめられるということもお聞きしております。ますます、社会福祉協議会でおやりになるとしてもハードルが高いのではないのでしょうか。

一方の、民間の医師の方の事業展開もお互いに、2事業ともうまくいく方法というものを見つけ出すことはできないものなのではないのでしょうか。事業内容が違ったものであれば、対応することも可能ではないかと思うのですけれども、その点お尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の小規模多機能居宅介護施設の御質問についてお答えさせていただきます。

今、議員からお話いただきましたように、また、冒頭、私のお答えでもお答えさせていただいておりますように、町といたしまして、町がみずから事業展開をして、どなたかに経営を委託するというような方式は想定しておりません。

どういう方々が、どういう事業体が、あるいはど

ういう事業者が担っていただけるのか、いただくのかということ、これから鋭意推移を見ながら、町としての態度を明確にしていく必要があるかと思えます。

ただ、今お話ありました社会福祉協議会につきましても、一般的に町民の社会福祉に関します公益的な事業そのものは、社会福祉を担う組織として機能を果たしていただいておりますが、一方で、社会福祉事業、これはまた別のものございまして、これは民間が一般的に行う事業として位置づけておられます、社会福祉協議会といえども、そういう二面性を持っているということで、すみ分けがされておりますので、私の認識といたしましては、ごく普通の社会福祉事業に担う事業者という位置づけで判断しておりますので、これから、とりわけ小規模多機能型施設につきましては、地域密着型でございますので、そういう機能を期待している潜在的な需要と、あるいは供給とのバランスについては、これは自治体がそこについては配慮していかなければなりませんので、これからそれぞれ、まだ事業計画が正式に私のほうに届けられたものではございませんので、それらを見きわめて判断をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） バランスを考えて、よく見きわめてということの御答弁でございます。

それで、いろいろ協力し合う必要があるということをおし上げましたのは、例えば今、特養でデイサービスをやっております。月曜日から土曜日までやっております、そして、木曜日は生きがいデイサービスをやっております。ところがあそこは人数的に限界がありまして、大勢申し込みがあったということで、これをあさひ郷に申し上げて、何とかあさひ郷さんでやってくれないかと申しあげましたら、あさひ郷さんのほうで、いいよと、土曜日やりましょうかということで、あさひ郷は月曜日から金曜日までしかしていなかったのですけれども、そういうことでお互いの連携、こういうことを協力し合うというような表現をさせてもらっているのです。

そういったことで、上富の特養さんと富良野のあさひ郷さんと連携といいますか、そういうことで何とか木曜日、うちのほうでちょっと人数が25人超えているので、あさひ郷さんで何とか土曜日も考えてもらえないだろうかと言いましたら、あさひ郷さんが、6月からいいよということでやっていただいております。

また、NPO法人のたんぼぼさんも水曜日とか日

曜日、宅老所をやっているわけでございますけれども、こういったところもし介護予防で、そういったデイの人があふれた場合には1人ぐらいどうだろうかとか、預かってくれないだろうかとかと、そういう地域で介護関係とか医療、福祉関係とか、そういったことに携わっていらっしゃる方、そういう方とよく連携もして、これから、小規模多機能型というと、大変いろいろやらなければいけませんので、24時間対応ですから、宿泊も考えなければいけないというようなことで。

それで私、先日、鷹栖の地域密着型のぬくもりの家、小規模多機能型、これが平成21年にできまして、ちょっと見学してまいりました。これで地域、まさに密着型になっておられて、ここは社会法人で、こういったことを支援してくれる人を募りまして、20名、さつき会というのをつくりまして、この方が運営を担っているということで、非常に地域密着型でやっておられて、ですけれども、なかなかこれに二、三年かかったそうでございます。

だから上富良野も5期の中でいろいろと、こういったものが必要なのかということをよく皆さんと連携して、話し合いをしていただいて、やっぱりそういった関係のいろいろな議論を重ねて、小規模多機能型のいいものができるような感じ。

それと、もう一方で手を挙げていらっしゃる方も、事業内容が違えば、何とか町としても支援されるということはやぶさかではないのかなと考えます。

それと、デイサービスのほうは、かなりいろいろなところでやっていますので、ちょっと充滿して、いろいろとこれから今後を見定めていくとどうなかなという感じもありますし、そういったことをいろいろ考えていただいて、町長もいろいろと考えていただいていると思いますけれども、そういったことで、地域に密着した小規模多機能型というものができるようになると思うのですけれども、もう一度お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

大きく2点、お尋ねの中に含まれていたのかなというふうに思います。議員がお話のような生きがいデイサービス、要するに介護を必要とすることにならないための予防的な介護のためのデイサービス事業、これらについては、それぞれ事業実施をされている事業体の皆さん方の中で、あるいは町も情報提供する中で、1人でも多くの方々が介護者にならないための、そういう事業を展開するということは、これはあってもいいことでありますし、ぜひそうい

う機能が充実されていくことは望ましいことだなどというふうに理解できます。

他方、今、町が第5期計画の中で示されていたいております小規模多機能については、これは既に介護状態になった方が対象者となるわけでございまして、町が役割を果たして、それぞれ事業を希望されている方々の意見調整、あるいは役割調整を町が果たして、そして事業体をそこでつくっていくというようなことは、私といたしましては、非常になじむものでないというふうに理解しております。

これは、それぞれ事業体がオリジナリティーを持って、あるいはバックアップ体制も相当しっかりと整った事業者でなければ取り組むことは、非常にハードルがあると思いますので、そういった面におきまして、事業を志しておられる事業者の方がしっかりと計画性と、あるいは実績もお持ちになって、町に御提案をいただくことが、これが、やはり責任を持って事業展開をしていただくための、やはり必要な条件であるというふうに考えておりますので、前段のお話のデイサービスと、後段の多機能型に含まれますデイサービスとは少し性格が違うということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） それでは、2項目めのボランティア活動の待遇の見直しについてですけれども、町としても有償ボランティアの仕組みも重要な要素であると考えておられるということですので、町としても社協ボランティアの活動が活性化されるよういろいろと重要な要素等をお考えいただいて、町としても必要な施策を講じてまいりたいと、このような答弁いただきましたので、何とかぜひNPO法人的な有償ボランティア、この手法もひとつ考えていただきたいと思います。この2項目めについては、期待いたしておりますので、いい答弁いただきましたので。

次、3項目めに行かせていただきます。

3項目めの子育て支援の事業評価を協議する場の設置についてですが、町としては設置は必要ないと、このような御答弁いただきましたけれども、確かにことしの2歳児未満の子育て支援のごみ袋事業も、ただ交付しているのではないよと。1歳のお誕生日に、お誕生会だとかいろいろやって、町としては、ただぽんとごみ袋を交付しているのではありませんということをおっしゃっております。確かにいろいろと取り組んでいらっしゃるのには本当にわかります。そういう状況はよく理解いたしました。

それで、今までもいろいろと子育て支援策をやってきたのですけれども、どちらかというと就学前のお子さん、生まれてからどうしよう、こうしようと

いうことで、妊婦さん、いろいろな対応してきたわけですけども、子育て世代というのは、広く言えば高校卒業するぐらいまでなのかなと。就学前の児童の政策にちょっと傾注してきたきらいがあるのではないかなとっております。子育て世代を広く、高校までの世代をとらえて、真に求めているものは何なのか、やっぱりニーズにこたえるものがあるのか、こういうことはできないのかという生の声といひましようか、そういう子育てを実際にやっていらっしゃる方々で、パブリックコメント風な何かそういった意見を、いろいろなことを出させていただくというようなことをどうかなと思っておりますけれども、今のところは、設置等の必要は考えておられないということですけども、私は、今まで一生懸命町長もやっております。子育て支援策いろいろ考えてやってきているわけですけども、実際に幅を広げた、高校までのお子さん方の世代の生の声を聞くような、そういった場をということを申し上げたかったのですけれども、ちょっとそこをもう一度聞かせていただきたいのですが、よろしく願います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の子育てに関する御質問にお答えさせていただきます。

村上議員と私の認識と少し、ぴたっとかみ合っていない部分が若干あったのかなということも今思っています。私といたしまして、冒頭お答えさせていただきましたのは、町がこれまで行っております個々の子育てに対します事業に対しましては、施策に対しましては、これは直接その中に入られております保護者の方、あるいはそれを担ってくださいます現場の職員、これらの皆さん方は非常に多岐にわたっていますので、町の子育ての個々の事業については、これらを一つに束ねて評価をしたり、あるいは中を見たり、あるいは次の展開に向けての構築をするというようなことは、これは非常に多岐にわたっている関係上、私はこれは難しいであろうということ、さきのお答えでは……。

今、村上議員からお話を伺いまして、さらに村上議員は数段高いところから、おしなべてみてはという意味だということは今理解できましたけれども、これにつきましても議会の皆さん、あるいは民生児童委員の皆様、あるいは住民会、あるいはさまざまな諸団体がございますので、子供とかかわる部分でも。そういった方々から御提言、あるいは御提案をいただいた段階で、町として、政策として、それが取り組めるのかどうかということ、そういう部分には大いに意を用いていかなければなりませんし、町といたしましては、私といたしましては、限られた

町の予算の中で、子育てもそうでしょうし、あるいは高齢者福祉に対してもそうでしょうし、均衡あるそういう施策づくりが大事だというふうに考えておりますので、そういう日々の議会の皆さん方とのやりとりなどを通じて、議員が御提言いただいたようなことも、そういう中でやりとりできればと考えておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） それでは4項目め、教育長にお尋ねしたいと思います。

学校給食の米飯持参についてですけれども、米飯の持参は考えていないという答弁いただきました。朝御飯も96%の方が毎日食べているということで安心をいたしましたけれども、これは、教育委員会としての、大多数の保護者の意見をとらえてのお考えで、これに対応されたのだと思うのですけれども、学校給食の指定工場がだめになりましたときに、2週間ばかり御飯かパンを持参してもらったのですけれども、そのお母さん方の御意見の中では、子供にコンビニでおにぎりを買って持っていきなさいと、中学生のお母さんでしたが。そうすると、500円持たすと全部使ってしまうのだと。おにぎり2個買えばいいのに、ほかのものを買ってしまって、これは大変だと。早く給食してもらわなければ困るわというような御意見でございました。

一方では、小学生のお母さん、お子さんをお持ちの方は、「きょうは御飯にするの、きょうはパンにするの」と言って、子供と話し合いながら、コミュニケーションをとりながら御飯持たせたのだよということで、これからは、やっぱり御飯ぐらいは持たせてもいいのではないかなと、そういうふうなお母さん方も何人かいらったものですから。

私は、今、学校給食、福祉か教育か、いろいろ学校給食選択制を取り入れているところもありますし、それから、学校給食は役割を終わったということで、廃止しているところもあります。埼玉県は昭和町というところでは、これは、町長が、もう役割は終わったのではないかとということで、学校給食を廃止しているところがございます。

それから、学校給食選択制でやっているところもありますし、それから愛情弁当、お弁当を持っていてもいいし、自由にして、きょうはお弁当でもいいし、何でもいいよということ、持参しているところ、これは千葉県の松戸市でございます。そこで、家庭に献立表を配って、弁当を持参する日は自由に選んでいいですとあって、そして給食の予約カードを提出するようになったりしているのです。

それで私は、指定工場がこういうことになりましたので、一度学校給食について考えさせられたのです。今、考える時期ではないかなということを思いまして、それと、上富良野の米がどうなるのかなと、米はたくさん使われるのかな、今まで上富良野のななつぼしを使っていたのですけれども、これらあたりも富良野の西川さんに注文しますと、そこらあたりはどうなるのかなと思いましたが、それは学校給食会を通じて、上富良野の米を使ったださるということで、その点はあれですけれども。

加工賃も、富良野でたいても上富良野でたいても、加工賃は一緒でございます。31.58円ですか。だけれども、輸送代がちょっと余分なことに、富良野でたいてもらって上富良野まで運んでということが、ちょっと私も輸送代というのが将来的に、一応今年契約でしたか、したということでございますけれども、これがまた、保護者の皆さん方の給食にいずれ、給食費に負担になるのではないかなというようなことも考えたりしまして、この機会に学校給食をひとつよく考えてみるのも、いい機会を与えられたのではないかなと思ひまして、一部の少数の意見かもしれませんが、3人か4人のお母さん方からいろいろな御意見があったものですから、一応提案のような形でさせてもらったのですけれども。

1年に7回ぐらい弁当を持参されているという答弁いただきましたけれども、これは、7回はどうかというふうにしてお決めになったのか。また、お弁当についてはどうなのでしょう、どういうふうな皆さん方の御意見、ふやすようなことにはならないのでしょうか。それとも、7回に決められたというところあたりもちょっとお聞かせいただきたいと思うのです。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 3番村上議員の御質問、何点かにお答えをしたいというふうに思います。

正直、今回いろいろな面で皆さんに、多くの方に御迷惑をおかけいたしました。11日間、その区間があったということでございます。

正直、地元1社しかございませんでしたので、今後どういう形になっていくかなということで我々も心配いたしました。輸送費の部分については若干かかってきますけれども、やはり身近なところで、近場でやはり対応しないと、冬場、何か事故等もあって、きょうは給食ありませんという話、主食ありませんという話にはなりませんので、そういう危険性も十分に踏まえながら、近郊でということで、北海道の給食会として対応させていただきました。

そういう状況であるということも踏まえながら、

今回の、ちょっと順番は逆になりますけれども、若干の輸送費もかかります。それについては、町で負担をしておきたい。これからも進めたいというふうに思いますし、なかなか選定業者も選ぶのに苦慮したというところがございます。

何とか11日間で終わりました、我々お話を聞くところによりますと、上富良野中学校のPTAの方にお話させてもらおうと、始まってよかったわという声が聞かれたものですから、当然ながら、昭和48年から本町は完全給食を実施したということで、40年間の長い歴史が皆さんの部分でもつながっているのかなというふうに思います。

御提言の、今後、そういう部分でも、給食全体のかかわり方というのは、ひとつこれから広域連合としてしなければならない部分もあるかと思っておりますけれども、それについてはちょっと時間をいただきたいというふうに思いますし、そういう状況でございます。

お米についても、本町のななつぼし、年間10トンほど供給しているということでございますので、同じ食材を、やっぱり同じ町民の子供たちに食べていただいているという状況でございます。

それともう1点、今、食育の関係がやはり取りざたされてございますので、本来は、食べ方、何だかんだというのは家庭できちっと指導しなければならない部分があるのでしょうかけれども、なかなかそこのものできていない部分も正直あるものですから、そういうところを含めながら、今、学校の給食時間も、先生方も指導の時間として位置づけられてございますので、そういう中で展開していきたいというふうに、今、進めているところでございます。

そういう状況の中で、親子のコミュニケーションを図るということであれば、今、給食だよりもいろいろ細かく、アレルギーの部分も含めながら、裏ページにいろいろイラストも入れながら、子供たちに提供してございますので、そういう話題も親子でコミュニケーションをとるのも一つの方法かなと。きょう食べてきたことに対して、きょうはどうだったのということで、積極的に親子で、その部分で会話もしていただくこともやはり大事なのかなというふうに思います。

あえて今、米飯をやめることによって、コミュニケーションをとれるのかなというところは、ちょっと我々も疑問視するところがございますけれども、そんな状況、いろいろな条件を出して、これからの部分もやはり食育に関してきちっと対応していきたいというふうに考えているところでございますので、何とぞ御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、3番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、11番今村辰義君の質問を許します。

○11番（今村辰義君） 私は、さきに通告してあります2項目につきまして質問させていただきます。

まず初めに、北海道水資源の保全に関する条例の売買規定の実効性確保の課題などについて、町長にお伺いいたします。

北海道水資源の保全に関する条例が24年4月1日に施行されました。新たな届出制に関する規定は24年10月1日施行であります。

この条例の趣旨であります、「本道の豊かな水資源の恵みを現在と将来の世代が享受できるように、水資源の保全に関し、基本理念を定めるとともに、水源周辺における適正な土地利用の確保を図るため、土地取引行為にかかわる新たな事前届出制を導入する」であります。

海外資本による道内の森林買収が相次ぐ中、使用目的が不明の水源地の売買や乱開発を防ぐのが目的であります。道によりますと、水資源保護のため、土地売買の抑制を目指しているとのことでありま

す。

水資源保護の実効性確保には、私は課題があるというふうに思っております。

その1点目ですが、保全地域に指定された場合、土地保有者は道に対し、土地売買の3カ月前の届け出が義務づけられていますが、違反者に対する措置は氏名の公表にとどまっています。海外資本による道内の森林売買が相次ぐ中、罰則もなく、氏名公表だけで乱開発を防げるかは疑わしいと言わざるを得ないと私は考えています。

2点目ですが、買い主についても、実態の見えない企業などが土地を買いつける可能性を否定できないのではないかと思います。

3点目といたしまして、保全地域を提案するのは市町村に任されていますが、すべての地下水の水脈を把握していなければ保全地域を提案するのは難しいのではないのでしょうか。

そこで、質問であります、町は、町内すべての地下水脈などを把握できているのですか、あるいはできるのですか。どのようにして保全地域を提案しようとしているのでしょうか。

また、この条例の案の段階において、町として意見具申を求められたのか。求められたならば、どのような意見具申を提案いたしましたか。

また、本条例が4月1日に施行されましたが、今

後、町では水資源を守る条例の制定など、水資源を保護するための独自の施策を考えていますか、私はニセコ町のような町の条例を制定するべきだと考えております。

次に、我が町における、海外資本などによる林地（水資源地域）の最新の取得状況はどのようになっているのでしょうか。

以上について、町長にお伺いいたします。

続きまして、2項目めの質問でございますが、計画停電などがあった場合の町内の医療機関の自家発電装置の設置状況と対策はについて、町長にお伺いいたします。

報道によりますと、道は、今月5日の道議会保健福祉委員会で、計画停電があった場合の影響が懸念される道内の医療機関など、計2,325カ所の自家発電設備の設置状況を報告いたしました。設備がないのは、全体の64%の1,494カ所で、停電で人工呼吸器などに影響が出ると予想される施設は2%の54カ所。道は、来週中にも54施設に予備電源の準備を要請するとともに、国に財政的支援を求めるとあります。

そこで、我が町の停電時、すなわち計画停電とか計画外停電時の準備状況ですが、病院、有床診療所、特別養護老人ホームや障害施設などの社会福祉施設で、施設で使う最低限の電力を賄える自家発電設備があるのかどうか。

また、在宅の人工呼吸器利用者の人数や、予備電源、酸素ボンベの準備状況について並びに町内で人工呼吸器などの利用者がある施設と、予備電源の設備状況について。そして、これらについてない場合や不十分な場合の計画停電などへの対策について。

以上について、町長にお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目め、北海道水資源保全条例における森林売買規定の実効性の確保に関する4点の御質問にお答えさせていただきます。

報道によりますと、道内の一部自治体において、海外資本企業等による用途不明の森林買収の事例が報告されていることは承知しているところであります。

課題認識においては、議員のお考えと同様でございます。

私といたしましては、日常生活や各種生産活動に必要な不可欠となる良質な水資源は、先人から受け継がれたかけがえのない財産であり、また、この水資源を次世代に引き継いでいくことは、現在を生きる我々の使命であると考えているところであります。

このような中で、北海道において、全国初となる北海道水資源の保全に関する条例が制定されましたことは、一定の評価をしているところであり、この条例が目的に沿った実効性が確保されるように期待するところであります。

さて、御質問の1点目、地下水脈については、地形・地質の要素が複雑に関係するもので、町では個人の湧水等も含めて、すべての地下水脈を把握することは困難な状況であります。

また、水源保全地域指定の提案については、現在のところ指定範囲の具体的な素案については持ち合わせておりませんが、今後、北海道で示される水資源保全地域に関する基本指針に基づきまして、北海道と指定に向けた協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目のこの条例が案の段階におきまして、市町村への意見具申の求め等についてであります。北海道からの求めがあったところであり、本町においては、特に、条例、その段階では案でございますが、条例案に対して意見を付した回答はいたしておりません。

次に、3点目の町独自の条例制定については、今回、制定されました道条例の実効性を検証する必要もありますことから、町独自の条例制定や具体的な施策等につきましては、現在のところ取り組む予定はありませんが、道条例の制定を契機に、水資源保全の実効性が発揮されることを願うところでありまして、そのために町といたしましても最大限、北海道と連携・共同して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4点目の本町における海外資本等による林地取得の状況については、現在のところそのような取引は発生していないと認識しておりますが、今後とも注意深く見守っていかねばならないと考えております。

次に、2項目めの計画停電があった場合の町内医療機関等における自家発電装置の設置状況等に関する御質問にお答えいたします。

国から道に対して、一昨年比7%以上の節電要請を受けたことから、道より、町や医療・福祉施設に向けて、高齢者や障がいのある方々が利用する施設については、機能維持への支障がない範囲で節電に協力するようにとの、節電の要請を受けているところであります。

議員御質問の計画停電があった場合の町の準備状況であります。町立病院においては自家発電装置を備えており、停電に備えた体制の準備がされております。

他の有床診療所及び社会福祉施設におきまして

は、医療機器に対応する自家発電装置は備えていませんが、現在、生命維持に必要な医療機器を使用している方は入所していない状況にあります。

また、在宅においては、夜間のみ人工呼吸器使用者や在宅酸素利用者、たんの吸引が必要な方がおられますが、医療機器の提供事業者により、予備の酸素ポンプの設置や北電による小型発電機の貸し出し等が検討されており、また、一時入院等も含め、関係機関連携の上、安全確保が図られるよう備えを進めております。

道においても計画停電をせざるを得ない場合は、十分な周知期間の確保や徹底した周知、可能な限りの時間短縮、停電時に生命の危機等、重大な影響を受ける方への万全の対策を講じることなどを国や北電に要請しており、その動向も見ながら、さらなる安全確保に向けて、情報の収集や提供に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 私が述べました北海道水資源の保全に関する条例の課題でございますが、課題認識においては、私の考えと同様であるとのこと承知いたしました。後でまたこれは質問させていただきたいのですが。

そして、制定されたことは一定の評価をしているということでございます。私も実は一定の評価はしております。

例えば国土利用計画法のように、都市計画区域以外は、1ヘクタール以上の土地取引を規制しております。本道条例は面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象になります。今までは1ヘクタール未満の取引は法的には全く把握できなかったわけです。

例えば農地法で農業委員会の審査が入る農地のほかは、土地の売買は原則自由なわけです。森林の場合、国土利用計画法により、1ヘクタール以上の売買は、契約締結後2週間以内に市町村を通じて、都道府県知事への届出が義務づけられています。1ヘクタール未満の取引は、法的に全く把握できない。重複しますが、そのとおりだと思います。

その点、本道の条例は面積の基準がありませんので、面積が小さくても届出の対象となるということころは評価しているところでございます。

私は、こういうふうに思っている。町長は、先ほど一定の評価はされているというふうに言われましたが、どの辺を評価されているのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番今村議員の水資源保護に関します御質問にお答えさせていただきます。

北海道が今回制定いたしました条例につきましては、委員が冒頭の御質問にありましたように罰則規定もございませんし、しかしながら、そういった精神的に、そういう取引に皆さんの関心をまず持っていただくことと、水資源の重要性というものが、道民共有の思いとして共有されること。

これによります相互監視と申しましょうか、そういったことに思いを皆さんが、道民が持たれるということで、これは今後、事業者等においても、売買等が仮にあるとすれば、それは北海道はしっかり見ていると、あるいは住民が見ているということで、相当の私は抑止力といえますか、不規則な売買等が行われることを制御できる効果は持ち合わせていると思いますし、そしてそれぞれが、まず、それぞれの自治体で水資源を保全するのだということに対して強い思いを、上富良野もそうでございますが、こういったことを機会に改めて認識できることは、これは相当大きな私はインパクトがあるというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 町長の評価についてはわかりました。

次に、確認したいことがございまして、町長の答弁の話なのですけれども、水保全地域の提案については、今後、北海道で示される水資源保全地域に関する基本指針、要するに今後、これから基本指針が出された後というふうに思いますが、これに基づき、北海道と指定に向けた協議を進めてまいりたいと言われました。基本指針はこれから示されるということですが、そしてその後、道との協議を一緒に進めていくということですよ、という認識でよろしいですか。

そして、いつ示されるのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

北海道の基本指針は、ことしの5月に、その外郭は示されております。しかし、北海道において、それらを受けて今、指定を希望する市町村の取りまとめをしておりますけれども、1回目の取りまとめでは、上富良野町としてその名乗りを上げてはおりません。10月に向けてその指定を北海道で準備しているというふうに理解しております。

10月ころだと思いますが、次の指定の申請もありますので、まず、町といたしましては、私の考えといたしましては、今回の基本指針の中身は非常に大ざっぱでございますので、それらの中で、さらに具体的に今、申請をされております十七、八カ町村

かなと思いますけれども、それらの展開を見きわめて、上富良野町の実態に即したような地域の指定、予備知識がございませんので、そういったことをしっかりと見きわめて、精度の高いといえますか、実効性が上がる地域の指定を目指してまいりたいというふうに考えております。そういう状況でございます。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 今、町長の答弁を聞いて少し安心しました。最初の答弁によると、今後示されるというふうに言われておりましたので、5月9日に告示されて、示されているわけですね。私も、ここにいる同僚の議員も何人かで上川総合振興局で説明を受けてきました。そのとき配付された資料にも、もう基本指針というのが載っておりました。これ以上のものはもうないと思います。案も載っておりました。そういうことで、今後示される指針でやるということは、私は違うなと思う。もうやっておかなければいけない。

10月1日に届出制がスタートするわけです。道と協議して、保護地域を、要するに町としてつくっていくのではなくて、私が一番最初に問題として、課題として挙げた、町独自で提案しなければいけないところに問題があると私は言っている。これをやらなければいけなかったと思います。

きょうの新聞を読まれましたか、水資源保全66地域、道条例対象の候補指定となっている。これはどういう意味かわかりますか。もう終わっているわけですか。

担当する人は、職務怠慢とは言いませんよ。あるいは道のほうが優しさが無いのかもしれない。注意喚起も何もしない。出していない自治体から、まだ出ていないよと、出してくれと、多分来ていないと思うのです。しかし、道はまとめて66地域の水資源保全地域を候補としたことを明らかにしたというふうになっているわけです。これについて、町として、こういうものがあったというのを承知されておりましたか。そして、どう思いますか、これについて。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、66カ所というのがいいのかどうか、候補となったということは情報として私も承知しております。先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、私といたしましては、今回の第1次の、第1次、2次という表現はしておりませんが、今回の春の取りまとめの状況で手を挙げるのではなくて、次の、どういう中身になっていくのかというこ

とを十分私は見きわめて、地域指定ということは、非常に町に責任がありますので、それを十分な情報がない中で、私は指定することより、特に、上富良野においては、東、十勝岳のふもとが非常に水源域としてはかなりウェートが高いというふうに考えておまして、お隣の中富良野町、あるいは富良野市さんとも、水源では非常に重複する状況もありますので、まだまだ私といたしましては、北海道からさまざまな情報をいただく中で、地域指定を町がするということの重みを理解しますと、少しまた勉強を、情報収集も含めて、理解を深めてからの指定が適当だというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 町長のお考えについてはわかりました。

ただ、もう少し質問させてください。

要は、今回の、道としては1次指定であって、66地域です。2次があるというふうに考えているということですか。10月1日から届出制がスタートします。そこから逆的に考えますと、もうやっておかなければいけないのではないですか。隣の美瑛町は1カ所指定されています。美瑛町はそうやって提出したから指定されているわけです。

報道によりますと、道は2次的な指定をやるというのは一つも読めないのですけれども、あるということではよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

私が得ている情報によりますと、北海道は、本年度については2回、また、明年度についても継続的に、これは指定を受け付けると申しませうか、北海道として取り扱うというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） わかりました。10月1日からスタートするわけです。それで売買が始まると対応できない可能性があるのではないですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番今村議員の御質問にお答えいたしますが、保全地域を指定するという、これは非現実的でありますけれども、私は、町を預かる立場としては、上富良野地域内に存する水源すべてが、これは保全に値するというふうに思います。

しかし、今回の北海道が言っております保全する水源としての定義は非常に広い定義がされております。そういう中から、今回、十七、八カ町村の保全地域を申し出ている中で、例えば1地域とか2地域

とか、そういう地域も町村によってはあるようでございます。非常に私といたしましては、広いエリアの中で1地域とか2地域とかという、その地域だけを保全の対象とするというようなことの意味が、私は、いまいちょっと理解ができないので、そういったことをまだまだ北海道のほうと、そういう保全をする、地域の中で特定の場所を保全するということの意味を、私はまだまだ理解を深めた中で、私としての決断をしていかなければならない。

少し、1点つけ加えさせていただいておりますが、現在、町の飲料に関します水源の多くは、その所在は国有地でございます、あるいは林地におきましても保安林の指定を受けておりますので、今回、北海道がつくりました条例よりはるかに厳しい規制がかかっておりますので、今、目先、町のそういう資源保護に関する非常に危機感を感じるような状況にないということだけは御理解いただきたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） わかりました。

まだまだ確認したいことあるのですけれども、今後、基本指針を示された後、道と協議していくというふうに言われています。道のフロー図を見ると、まず、知事は、水資源保全地域の指定の考え方などを定めた基本指針を、北海道水資源保全審議会の意見を聞いた上で策定して、先ほど町長も言われましたように、5月9日に示しているわけです。ここまではよろしいですね。

次の2段階は、市町村長は、基本指針を踏まえて、地域の実情に応じて、保全を要する区域を検討し、知事に提案しなければいけないわけです。まだあります。知事はそれを受けて、また指針の案を作成して、指定の区域及び地域別指針の案を作成して、北海道水資源保全審議会の意見を聞くわけです。そして、この後に、知事は関係市町村との協議に入るわけです。協議して提出するのではなくて、協議する前に町独自の案を提出しなければいけない。

私、一番先に言いましたように、課題を三つ言いました。罰則規定がないとか、外国人なのかどうか分からない。そしてこれなのです。

質問の趣旨は、協議というのは、悠長に構えていると、道は冷たいと思いますよ。早く出せと。協議なんかは、審議会にかけてからおまえたちと協議するのだと言っているのではないですか、これ。ここをしっかりと考えなければいけない。

そして、その後、知事は、指定の区域及び地域別指針の案を告示して、縦覧に供すると。知事は、水資源保全地域を指定し、地域別指針を策定する。こ

れが10月1日までにやらなければいけないわけです。本条例に書いてあるのです。10月1日から届出制をスタートすると書いてあるではないですか。逆行的に考えても、今やらないと時間的余裕がないし、美瑛町はやっているではないですか。ここは、やっぱりもっとしっかりスピード感を持ってやらなければいけないと思うし、町独自でやらなければならないと思います。この点についてはいかがですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番今村議員の御質問にお答えいたします。

今回の保護地区の地域の指定に対します、手を北海道に対して挙げるタイミング等についてもお尋ねでございますが、私といたしましては、先ほどもお答えさせていただいておりますが、20カ町村に満たない町村が現在、第1回目の町村として名乗りを挙げておりますが、私は、上富良野町の現在の状況から申し上げまして、非常に、先ほども申し上げましたけれども、保全地域を町が定めるということには、まだまだ精度の高い情報、さらには、町としての考え方の押さえ方、そういったものをもう少し整理しなければ、それからでなければ、私は責任ある地区指定にはならないというふうに考えております。

そして、先ほども申し上げましたように、今、今村議員と多少はスピード、取り組むことについてのスピード感について温度差があるかもしれませんが、向かう思いはそう違いはないと思いますので、しっかりとその辺は、町民の皆さん方に答えられるような仕組みが確保されてから、地区を指定するような作業に進みたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 昼食休憩に入りまして、再質問につきましては、午後からの本会議にしたいと思っております。

昼食休憩といたします。再開は1時です。

午後 0時04分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） それでは、予定のメンバーがおそろいになりましたので、午前中に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の今村辰義君の再質問から再開いたします。

11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 休憩1時間弱挟んで、すっかり忘れてしまったところがあるのですけれど

も、休憩前の町長のお話では、保全地域の提出は、今後も2段階、3段階とあるということは承知いたしました。ぜひスピード感を持ってやっていただきたいと思うのですけれども。

前に進むために、もう一つ、一番最初に確認したやつです。これは担当課長に聞いたほうがいいと思うのですけれども、今後、北海道で示される水資源保全地域に関する基本指針に基づき、この文面を読むと、この文面をつくった段階では、まだ示されていると思っていない。間違いないですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番今村議員の、答弁書に関します御質問にお答えさせていただきますが、私といたしましては、復命書をいただいております。職員も振興局でありました説明会に出席しております。復命書をいただいておりますので、言葉のあらわし方が、御質問いただいております今村議員の思っている意味と合致しているか、していないかということになりますと、少し誤解を招くようなあらわし方だったということは、これは認めざるを得ないというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） わかりました。

では、次に話を進めさせていただきます。

2点目の意見具申の件ですけれども、町長、一番最初の答弁で、北海道の条例に関する課題については、私と認識を同じにしているということとございました。

今まで質問してきたのは、町だけで水資源保全するのは指定するのは非常に困難ではなからうかという私は課題を持っていると言いました。まさしくそこなのです。

あとは、罰則規定がない。ニセコ町はありますよね、あるのです。その罰則規定がない。あるいは外国人なのかよくわからない、買い物されたら、全くもって手の打ちようがないというような問題点もある。ということが、案の段階、要するに23年度に示された案の段階から変わっていないのです、はっきり言ったら。なぜ、変わっていない、この時点に気がつくべきこういう課題、共通的に認識しているのに、昨年度なぜ道に意見を提出しなかったのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番今村議員の御質問にお答えさせていただきますが、私も北海道でこのような条例制定するという動きがあるということは承知しておりました。しかし、非常に条例そのものに、罰則もないというような、精神条例に近いような、そういう中身になるであろうということは薄々

聞いてはおりました。そして、条例案が示される前に意見具申を求められていたわけですが、正直申し上げて、私は、一自治体で水の資源を保全するためにどういう、自治体としての力を示せるのか。

と申しますのは、ニセコ町の例も多少なりとも見聞きをしておりますけれども、ニセコ町さんにおきましても、独自の条例を制定しておりますが、それは、水資源等を活用し、あるいは水資源等のある場所で施設を整備したり、そういったハードの事業展開を想定して、それに対して規制をかけるというような私は意味合いの条例かなというふうに理解しております。当町におきましては、そういうような懸念も、先ほど午前中に申し上げましたように、多くが国有地、あるいは保安林というようなことございまして、あえて素案に対して町が意見を申し上げるような、そういう環境にないということもございまして、町が意見を付さなかったということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） ニセコ町の条例については、私もそのように認識しています。後でまた要点だけ読みたいと思っておりますけれども。

町長も言われましたように、地下水脈、これを全部掌握するのはできないと言われました。私も全くそのとおриだと思ふ。

この時点で、やはり道に、一緒に最初から協議をやろうと、町独自では難しいというような意見提出があったと思うのです。それをなぜしなかったのか、ここまで深く分析していなかったのではないのですか、担当課長とか。そこについてはどうなのですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御発言ありましたように、担当の認識がどうであったかということは、今、私がすべてを知り得るわけではございませんが、少なくとも私の認識といたしましては、非常に今、上富良野の状況に即して、北海道に対して意見を申し上げなければならないようなことを含む条例かどうかというようなことで、そこには至っていないと。町が今そういうような水資源確保のと、非常に道が指針として示しております定義が、保護する水源としての定義が、産業用から飲料水から、農業用水も含めまして、非常に広義でございまして、町といたしまして、今そういうようなことに意見を申し上げるような状況にないという判断を私がしたところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） では、次の3点目の町独自の条例制定などについてでございますけれども、現在のところ取り組む予定は、現在のところはないということでございますが、先ほどちょっと言いましたニセコ町は独自に、昨年の9月に、ニセコ町水道水源保護条例を施行しております。

内容は、町長が水源保護地域を指定すると、町長が指定しているわけです。規制対象施設、先ほど町長言われましたように、施設を規制するというところでございます。規制対象施設の水源保護地域内において、こういった設置を禁止している。これで多分十分なのだろうと判断したと思うのです。

そして、勧告、これは12条に載っています。12条では、中止命令も出せるようになっています。氏名の公表、これは道の条例と同じですが、14条にある。罰則規定が16条。罰則規定はどうなっているかといいますと、これに違反しますと1年以下の懲役または50万円以下の罰金なのです。こういう罰則規定を設けているのが道と全然違うところだと、画期的なところだと。

では、道の条例よりも厳しい条例を作成できないのかといいますと、できるのです。道も言っているわけです。道は、道の基本条例の25条で、市町村は、この条例の趣旨に即し、かつ同等以上の効果を有するものと知事が認める条例を制定した場合、要は氏名の公表とか道の条例は適用しないで、その町の条例を適用していいですと道は言っているわけです。要するに同等以上のものをつくってもいいです言っているわけです。

これらに基づいて、町の条例。これはどうなるかわかりません。倍本をずっと行ったらいい水が出ているところがあります。あそこは保安林かどうかかわかりませんが、あそこを規制するためにも、町の条例というものの制定を検討されてはいかかかと思うのですが、どうですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番今村議員の水資源の確保に対します御質問にお答えさせていただきます。

町独自の条例の必要性の有無については、私は、最初のお答えで申し上げさせていただいておりますけれども、まず、北海道が示しております保護対象地域の定義につきまして、非常に範囲が広いというようなことが、まず根っこにございますので、上富良野町として、そういう独自の条例を持って水資源を確保する必要度、あるいはそういう対応が求められる状況にあるかということ、まず検証から始めるべきだというふうに考えております。

今お話ありましたニセコ町の例もございましたけ

れども、御案内のようにニセコ町は、ニセコアンヌプリを中心としたかいわいに存する市町村が多数ございますが、非常にほとんどが民有地でございます。そういうことで売買も非常に活発に行われておりまして、他方、対面にあります羊蹄山は国でしっかりと保護しておりますので、ほとんど開発されておりません。そういうことで、ニセコアンヌプリ周辺に存する市町村については、非常に民有地が大半を占めているということで、独自の条例を置かなければならないという必然性も私は何となく理解しているのです。

そういうことで、上富良野町はどうあるべきかということ、これからさらに勉強して、上富良野町に条例を仮に制定するとしたら、どういうものがいかにいいかということ、これから勉強させていただきたいというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） これから勉強するのはわかりますけれども、これはもう既に、案の段階から走り出しているわけです。スピード感を持ってなるべく早く、10月1日に施行されますから、届出制度が。

このときに、上富良野として、あるべきところを指定していなかったら、町の損失どころか、道あるいは国の損失になる可能性もありますので、そこはぜひスピード感を持ってやっていただきたいというふうに考えております。

4点目の質問でございますが、実は、昨年3月の定例会でも質問をいたしました。あのときは、今のところ私の知り得る限りは、海外資本による上富良野町の土地の購入はないということでございましたが、最新に状況について、今回もないということでございましたが、確認させていただきたいのですけれども、どういう手段を持って、ないというふうに確認されたのか教えていただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田 満君） 11番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

山林の取引等につきましては、当然森林を管理、民有林であれば、それぞれの地主の方から依頼されております森林組合、富良野地区森林組合になりますが、そちらのほうにある程度の全部届け出、所有者がかわった等々も含めて出すようになってございます。その形の中で、私どものほうも森林組合のほうにすべて今回確認をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 森林組合ですね、富良野にある。わかりました。

私が危惧しているのは、現行制度はまだふるいにかけていないですから、道の条例、現行制度でやっている。そうすると、1ヘクタール以上については、市町村長を通じて都道府県知事に提出するようになっていきます。逆に言えば、1ヘクタール未満の土地の売買については、それらも把握して、異常なしと言っておられるのかどうか、そこについてお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田 満君） 11番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

もちろん1ヘクタール未満についても当然、こういう言い方が正しいかどうか、日本人同士の取引はあると思いますけれども、私どもの掌握している中で、外国人等との取引の中ではないということを確認させていただいております。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） わかりました。非常に安心したところでございます。

もう1点、この件については、日本人らしき名前で購入したり、あるいは日本の企業のような名前で購入したり、いわゆるダミーの会社をつくって購入する、こういったものもチェックされているのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田 満君） 11番今村議員の御質問にお答えしますが、森林組合のほうから名簿はいただいております。ただ、私どものほうの照会の仕方としても当然、今、議員がおっしゃったような、そういう疑いのある方、疑いのある方という表現が正しいかどうかは別にしまして、そういう方々についても、ないのかも含めて照会をしております。そうした形の中での結果として、ないということでの御返答をいただいておりますので、大丈夫だというふうに認識してございます。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） この質問に関する件について、町長に最後にお伺いいたしますが、保全地域の提案、なるべく早くやるということでございますけれども、やはり期限を区切って担当部署に示さなければいけないと思うのです。いつごろをめどに考えておられますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

保全地域の指定のリミットと申しましょうか、作業の進め方につきましては、今ここで即答するような、まだ詰めを行っておりませんので、申しわけありませんが、いずれにしても早い段階で、まず、午

前中から何度も申し上げておりますが、客観性をきちっと定義して、そして保全地域を指定できるような環境整備が町として整った段階で、早期に北海道に対して手を挙げていくということで、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） わかりました。

2項目めの質問に入ります。1項目めについては、町長の権限でもって、なるべく早くやっていただきたいと思っています。

2項目めでありますけれども、例えば町立病院であれば、計画停電に備えた体制の整備がなされているということでございます。

ここでちょっとお伺いしたいのですが、計画停電、要するに停電になってもすべての電気機器等が動くのかどうか。会計なんかも全部今、多分電気でやっていると思うのです。そういったものは多分除外しているのかなと思うのですが、そこら辺わかりますか。

○議長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（松田宏二君） 11番今村議員のたぐいまの御質問にお答えします。

町立病院の場合は、非常用発電装置は備えております。ただ、これが100%、病院で通常使われている部分を100%カバーするという状況ではございません。

ただ、照明が一定程度ともされることと、あと、各施設、部署の主要な、例えば、一番わかりやすいのは、手術室とかですけれども、そういうような部分で、通電を必要とするような部分の最低限について、非常用発電機が稼働することで電気が供給されるというような状況になっております。

したがって、今御質問がありました、すべてかということでは、そういう面ではございませんが、基本的には、そういうような形で停電に対処するバックアップシステムとして、非常用発電が当初から設置されているというような状況であります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 他の診療所の話です。生命維持に必要な医療機器を使用している方は現在入所していないということでございます。当分の間というのですか、今後も入所させない指導か何かするのか。北海道は夏の電気の使用量よりも冬のほうももっと多くなるという報道もございまして。今後ずっと、しばらくの間は入所させないのか、その考え方について、何かあればお聞かせいただきたい思います。

○議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長、答

弁。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君） 11番今村議員の御質問にお答えいたします。

他の診療所に関しましては、必要時、どなたを入院させるかというのは、それぞれの医療機関の判断によるかと思えますけれども、さまざまな地域の中の医療機関同士の連携の中で対処を図っていくと考えております。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） あと、在宅の方については、北電による小型発電機の貸し出し等が検討されているということでございます。

あと、計画停電に入っていくというのは、要するに道内における電気の使用量がピークに達しているだろうというときに計画停電を発動すると思うのです。何時間か前に猶予を与えて出すというふうに思うのですけれども、火力発電とか、苫小牧にあります一番大きな容量、火力発電もう古いらしいのです。何か故障すると、500万ワットの北海道の需要量を切ってしまうと。

また、道内のほうから60万キロワットほど電力を供給できるようになっていますが、これでも足りない場合があると。要は計画停電に入る前に、余りにも電気を使っていたら自動的に発電所はとまるらしいのです。需要と供給のバランスが崩れると周波数が狂ってきて発電所はとまってしまいます。そうになってしまうと、復旧は非常に困ります。とまってしまいます。計画停電2時間とか、そういうことにもならないと思うのですけれども、こういった場合においてどのように対処するのか、何か案を持っておられるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番今村議員の、停電時を想定いたします対応についての御質問にお答えさせていただきますが、議員、ただいまお尋ねのような、そういう予期しない停電というのは、今の北海道、あるいは国が示している方針の中には想定はしておりません。あくまでも計画停電ということでございます。

しかし、かといって、それだけに備えていればいいのかということになると、そうではないというふうな一面もございます。私が知り得る範囲でございますが、北海道電力さんのほうにおいても、苫小牧にあります火力発電所等についても、今、突発的な過負荷によって非常停止等のようなことがあったときに対して、非常に大規模な自家発電装置を海外から調達して、既に整備を進めているというようなことで、そういった2次的なバックアップ体制も北電として構築しているというようなことも伺っており

まして、さらに、医療機関におきます計画停電時については、十分な周知時間と、さまざまな情報提供をしていただけるということも既に聞き及んでおります。

とりわけ、先ほど担当課長のほうから答弁させていただきましたが、そういう生命維持に心配が及ぶような患者さんがもしおられる場合は、少なくとも私どもの町立病院は救急指定を受けておりますので、また一般病院とは違う、そういう配慮も北電、あるいは北海道のほうでしていただけるものと。そしてまた、そういう実態にあるということも、私といたしましては、都度お伝えしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 以上で、質問を終わります。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、11番今村辰義君の一般質問を終了いたします。

次に、6番徳武良弘君の質問を許します。

○6番（徳武良弘君） 私のほうから1点だけ伺いいたします。

全国的に問題となっている生活保護問題について伺います。

我が町の生活保護者の実態は、平成13年時点で72名が、平成24年時点で144名と約2倍となっており、増加の一途をたどっています。

この増加の背景には何があるのかと考えてみると、最低労働賃金が705円なのに対し、生活保護を時給にすると720円と報道されています。受給者全員がそうだとは言いませんが、働くよりも働かないほうが得だという風潮になっていると思うが、どう考え、どのような対策を自治体としてとるのか伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番徳武議員の御質問にお答えさせていただきます。

生活保護についての御質問にお答えさせていただきます。

生活保護受給者が過去最大を更新をし続けている状況など、社会的にも問題視されていることは私も承知をしているところでございます。

生活保護につきましては、生活に困窮する方が、生活保護の実施機関であります都道府県や市などへ申請した後に、実施機関のケースワーカーが自宅を訪問し、申請書類をもとに、その生活実態や扶養義務者の有無、資産状況を確認して、当該実施機関がその裁定をいたします。

決定後も定期的に実施機関のケースワーカーが直接世帯を訪問して、生活実態調査や相談・助言をし

ております。

生活保護法では、その実施機関は、都道府県知事と市長、社会福祉事務所を置く町村長が担っているところがございます。その権限を持って対応しております。

当町の場合、実施機関は北海道上川総合振興局が担っており、町には生活保護に関する権限はございませんので、具体の対策についてお答えする立場ではないことを御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 6番徳武良弘君。

○6番（徳武良弘君） ちょっと質問の内容に答えていच्छゃらないと思うのですが、働くよりも働かない方が得だという風潮を、これどう思われますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番徳武議員の御質問にお答えさせていただきます。

働くことより働かない方が得ということとは、言を待たず、当然あってはならないことだというふうに、人間の基本にかかわることだというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 6番徳武良弘君。

○6番（徳武良弘君） この問題について、ケースワーカーの調査の内容を町としては確認できないのですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 徳武議員の御質問にお答えさせていただきます。

冒頭の御答弁でもお答えさせていただいておりますが、町に権限が属さない部分でございまして、その中身についてお尋ねしたり、あるいは意見を申し上げたりすることは町としてはできない仕組みだというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君） 6番徳武良弘君。

○6番（徳武良弘君） それは、就労支援とかという形でも全然できないのですか、全くできないということですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 私も生活保護法全体を熟知しているわけではございませんが、しかし、ケースワーカー、あるいは権限を持っております、ここですと、上川総合振興局が、そういった町に対して手だてと申しましうか、そういうことお手伝いを求められた場合については、それは当然対応は可能かというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 6番徳武良弘君。

○6番（徳武良弘君） それは、お手伝いをするのは民生委員の方ということになりますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 徳武議員の御質問にお答えいたしますが、民生児童委員の皆さん方の果たしていただく役割は、それは、そういう生活保護を受け、対応する事態に至るまでにいろいろ相談を受けたり、実態を把握したりと、そういう部分でございまして、民生児童委員さんみずから、そういった就労のお手伝いをしたりといったところまで業務が及ぶかということは、申し上げますと、そういうところまで義務を負っているものだというふうには理解しておりません。

○議長（西村昭教君） 6番徳武良弘君。

○6番（徳武良弘君） 今後、こういう形、人数がふえていくと思うのですが、何か町で対策は打てませんか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番徳武議員の御質問にお答えさせていただきます。

町といたしましては、生活保護受給者を少なくするという、そういう特定の目的を持った事業展開というものは、今、私は想定しておりませんが、いずれにいたしましても、まずこれは国レベルの話から始まりますが、まず、こういう事象が多く出ている実態は、やはり根っこには国の、国と申しましうか、非常に経済が低迷していたりして、就労機会が十分でないというようなことが大きく起因していると思います。ですからこれは、国策として、やはりそういう実態を解消していくことは、本来、国が責任を持って対処していくべき事項だというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君） 6番徳武良弘君。

○6番（徳武良弘君） 私が懸念するのは、本当に保護が必要な人が受給を受け取りにくくなり、不正受給者と言ったら言葉は悪いですが、そういう方がふえるのが一番懸念しているのですけれども、この辺、町長はどう思われますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 私もそういうことは好ましいことではないと思います。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、6番徳武良弘君の一般質問を終了いたします。

次に、9番岩崎治男君の質問を許します。

○9番（岩崎治男君） 私は、1項目め、町長にお伺いをいたします。

上富良野町地域新エネルギービジョンの推進についてお尋ねをいたします。

平成23年3月11日発生の東日本大震災により、我々が必要不可欠な電力需要の見直しが求められてきました。そのためには、原子力発電によるエ

エネルギーの供給に依存することばかりではない自然エネルギーが大切であります。

上富良野町では、地球温暖化対策に取り組むため、平成23年2月、地域新エネルギービジョンを策定いたしました。町内には、多様な新エネルギー利用の方策があると思われませんが、今後の新エネルギーの方向性や新エネルギーの導入施策について、町長の考えをお伺いいたします。

次に、2点目につきましては、教育長に質問をいたします。

上富良野小学校の校舎改築に、省、また、新エネルギーの活用はどのようになっているのかお伺いいたします。

上富良野小学校校舎の建てかえ計画に基づき、平成24年度実施設計、平成25年度、26年度の2年間に於いて、新校舎を完成させる予定であると思っております。

このような中において、東京電力福島発電所の事故のようなことがない、自然の力を利用したエネルギーの確保が必要と考えるが、教育長の省エネ・新エネルギー校舎に対する考えをお伺いいたします。

以上。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目め、地域新エネルギービジョンの推進に関する御質問にお答えさせていただきます。

昨年発生いたしました東日本大震災に伴う福島第1原子力発電所の事故以降、自然エネルギーへの関心が高まっている状況にあります。

町では、既に地球温暖化やエネルギー問題への対策として、平成22年2月に、上富良野町地域省エネルギービジョンを、平成23年2月には、上富良野町新エネルギービジョンを策定し、二酸化炭素排出量及びエネルギー使用量の削減に向けた取り組みを進めているところであります。

新エネルギービジョンにおいては、当町の新エネルギー導入の方向性や推進施策について、地域全体で意識改革に取り組み、太陽光発電やバイオマス利用の導入などのほか、クリーンエネルギー自動車の普及拡大等を図ることとしております。

さらに、行政においては、町民や町内事業者向けの普及啓発活動に重点を置くとともに、公共施設など率先的に新エネルギーを導入し、環境意識向上につなげることとしております。

現在、町では、住宅リフォーム助成事業にあわせ、太陽光発電システムなど住宅設備機器等の助成策を講じ、新エネルギーの導入促進を図っているところであり、さらなる新エネルギーに関する情報提

供や学校における環境教育の充実など、意識向上の取り組みとあわせて、ビジョンの具現化に向け、地域内における新たなエネルギー源を見出すことなどは、これからの研究テーマと認識しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 9番岩崎議員の2項目め、上富良野小学校校舎改築における省・新エネルギーの活用に関する御質問にお答えをいたします。

上富良野小学校校舎の改築につきましては、基本設計の基本方針に基づき、環境に配慮し、学校としての機能を確保しつつ、省エネルギー技術の積極的な活用により、エネルギー消費量を低減し、CO₂などの発生量を低減させるよう実施設計を策定しているところであります。

具体的な取り組みにつきましては、1点目として、照明負荷低減を目的とし、HF蛍光灯及びLED等を採用するとともに、昼光センサー、人感センサーによる照明点滅制御を行い、また、配線は、環境負荷低減のためエコケーブルを採用することとしております。

2点目として、屋根、外壁につきましては、レンガ、湿式・乾式外断熱工法によるデザインとして、校舎内は高度差や吹き抜けを利用した自然風が流れ、自然採光が入る優しい室内環境づくりを目指し、普通教室などは日照を十分に取り込めるよう南面に配置し、また、日照が建物の奥まで入り、床や壁に蓄熱されるダイレクトヒートゲインを図れる空間とし、高断熱・高気密化を図り、年間熱負荷係数の低減を図ることとしております。

3点目として、省エネルギー、地球環境の配慮と、教育を目的として屋上に太陽光パネルを設置し、発電量の表示装置を1階集会ホールに設置して、エコエネルギーの学習に利用することとしております。

4点目として、暖房設備は集中制御温水パネルヒーター、ヒートポンプ式床暖房などを活用し、暖房システムの細分化により、ランニングコストの低減を図るとともに、避難所としての運用時にも個別に対応できるよう、また、停電時に対応するためにも自家発電設備として、ディーゼル発電機装置を設置することとしております。

以上の4点により、省・新エネルギー対策を講じることとしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） 先ほど町長が答弁されました新エネルギービジョンの導入には、町民や地域全

体での意識改革が必要であると、私もそういうふうに認識を高めているところでございます。

さて、再質問に入りますけれども、平成23年の新春号の町広報かみふらのに、エネルギービジョンの概要が載っております。

その中で、これらについて調査をやるというようなことをごさいますして、その内容については、一つ目、上富良野町エネルギー需要構造調査、二つ目、上富良野町における新エネルギー賦存量と利用可能量の調査、三つ目として、新エネルギーに関する町民、事業者の意識調査、これらを実施したいのだというようなことが載っておりますけれども、その後、この調査はやられたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから2点目として、先ほど町長も発言されておりましたが、住宅リフォーム助成事業にあわせて、太陽光発電システムなど地域設備の助成策などを講じているわけですが、助成額は、太陽光だとか外断熱とかいろいろ項目があるわけですが、それらによって、仕分けの内容と金額が異なるわけで、それらのことについてお答えをいただきたいのと。また、現況の実績もわかれば説明願いたいと思います。

それから三つ目として、二酸化炭素排出量というのが今、社会で求められている問題でございますけれども、これらクリーンエネルギー、自動車が今、盛んにエネルギー問題が討議されているわけでございますけれども、町の公用車にこういう自動車の導入経過があるのか、もしあれば台数等もお知らせいただきたい。

それから、加えて、今後の導入計画はどのようになっているのかということもお聞かせ願いたいと思います。

次に、4点目ですけれども、第5次の総合計画書の中にもうたっておりますが、上富良野のごみ処理場は新築、焼却炉は近隣でもまれに見る立派な焼却炉であるというふうに思っているところでございまして、エネルギーに対して、ごみを再利用した熱量のエネルギーの活用を検討してはいかかというふうに思います。これらを実現するには、どのような可能性があるのかということについても、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番岩崎議員の、新エネが主だと思いますが、御質問にお答えさせていただきます。

まず、最初にお尋ねいただきました、平成23年に制定いたしました新エネルギービジョンにおけます、広報をもってお知らせしたビジョンの策定をこ

のようにさせていただきますという中で、何点か調査、賦存量だとか、そういったものの調査をしてということで記載させていただいておりますが、それらについては、調査を行ってビジョンを策定しておりますので、それは既に調査は実施済みだということで御理解いただきたいと思います。

それから、2点目にお尋ねいただきましたリフォーム等の内容については担当課長、さらには、公用車の更新状況等についても担当課のほうからお答えさせていただきますと思います。

それから、クリーンセンターにおけますごみの廃熱の利用、あるいはごみを燃料化ということか、ちょっと判断できませんでしたが、クリーンセンターから出る熱について、それを利用することは、あそこからはかへ熱を供給するということではできません。

ただ、ごみを例えば南富良野町さん、あるいは下川町さんで行っているような、ペレット化するなり、あるいはいろいろな方法をもって再資源化するということは、これは非常に、分別から始まりますので、今すぐ取り組めるかどうかということ是非常にハードルの高いことをごさいますして、これらについては、今お答えする状況にないということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 9番岩崎議員の住宅リフォーム等にかかわる助成の御質問にお答えしたいと思います。

昨年の実績、住宅リフォーム全体で40軒やっておりますが、そのうち、住宅リフォーム2軒をやっていると同時に、住宅設備機器の導入もあわせて行っているのが2軒ございまして、23年度の実績としては2軒ということでございまして、御報告したいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 9番岩崎議員の公用車の更新にかかわります、CO₂削減の対策について、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、実際には、公用車の更新計画を立ててございまして、具体的には、平成21年度に初めてハイブリット車1台を入れたところであります。それ以降、省エネルギービジョン策定後ですが、平成22年には3台、平成23年には7台、今年度につきましては、ハイブリット車1台を含めて7台の更新を予定してございまして、いずれにしても、低燃費車であるもの、いわゆるCO₂を削減する車の更新を今進めているところでございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。再質問ございますか。

9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） 再々質問させていただきまされども、今の点については了解いたしました。次に、新エネルギービジョンを考えると、自然を活用したエネルギーには限りがないものがございます。太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、雪氷熱発電、バイオマス利用をした発電などがあるわけでございます。

上富良野町は、平成24年度、町政運営プラン実践スケジュールを発表いたしました。町の資源を活用した産業を興すための施策を調べて、企業誘致が必要であると。誘致活動に力を入れること。

また、町内では起業を育てて、さらに町の予算をもって起業支援にも力を注ぐ必要があると。こうでなければ企業が山間地帯に来て、そういうような活動ができないということで、町長の見解を求めます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番岩崎議員の新エネルギーに対します認識についての御質問にお答えさせていただきます。

議員ただいまお話しありましたように、新エネルギーにつきましては、発電あるいは熱利用といったような、多岐にわたって想定できるものがございます。上富良野町の実態、私の知り得る状況を申し上げますと、まず、白銀荘においては、ヒートポンプを活用したりしている状況でございます。あるいは今後、上富良野小学校の改築計画の中においても、可能な限りそういったものを反映していきたいというふうな計画を持っております。

一方、民間のレベルにおきましても、現在、民間の力によりまして、雪を活用した冷房、消臭、そういったような実用実験も何年かの年数を経ながら現在行われまして、そういったことが将来、あるいは上富良野町のこの資源を、再生可能な資源を生かした中で、新しいエネルギーに結びつけられるものが見出せたといたしましたら、当然そういったことから事業展開していただける方がいるとすれば、それは町として大いに応援をしていかなければならないというふうに思っておりますが、しかし、そういう状況が実際に生まれるかということについては、まだまだ判断をできるような状況ではございませんし、当然、事業として展開をするということであれば、P Sのことも、収支のことも考えなければなりませんので、もしそういうアプローチがあったときには、町としての応援はさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） 次に、2項目めについて、北川教育長の答弁に再質問をいたします。

上富良野小学校校舎改築に対する省エネ及び新エネルギーの活用について、4点に分けて説明、答弁をいただきました。それに基づいて質問させていただきたいと思います。

私は、先進的な学校の事務調査をする機会を得て、昨年末に石川県内灘町鶴ヶ丘小学校というエコスクールのモデル校、ここを訪れまして勉強いたしました。耐震性6強に耐えるつくりで、正面玄関は電気錠によって開閉する仕組みであり、夜間電力を使用する蓄電式暖房設備が付されておりました。

第1点目として、上富良野小学校の学校改築に当たり、夜間電力を蓄電する設備の考えは持っているかどうか。私は、夜間電気を使用して、安価な電気代の削減につなげる方法を採用すべきと考えております。

それから第2点目、ただいまの答弁では、校舎内は高度差や吹き抜けを利用した自然の風が流れ、自然採光が入る優しい室内環境づくりを目指す。日照が建物の奥まで入り、蓄電されるダイレクトヒートゲインが図られる空間とありますが、基本設計を見るときに、広い階段、屋内広場の空間は、逆に、蓄電したエコエネルギーの発散が懸念されると考えられるのです。この対応策はどう考えるか、お聞かせを願いたい。

次、3点目、地球環境への配慮として、屋上に太陽光パネルを設置することであるが、積雪の多いこの上富良野地帯では、壁に並べた壁式の太陽光パネルがよいと考えます。私たちが調査した石川県内灘町も冬期間は大雪の降るところでございます。壁式のパネルを設置されておりました。私は、今お話しした壁式パネルを採用、設置すべきだというふうに考えますが、教育長の考えを伺いたいと思います。

次、4点目ですけれども、暖房設備は、集中制御温水パネルヒートポンプ式暖房等活用は、こういった難しいシステムの校舎になろうと思いますが、これらについて、なかなか明白にできないのは、避難所としての運用時に個別に対応できるように、この発言の内容についても説明を求めます。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 9番岩崎議員の何点かの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の夜間深夜電力のお話をいただいたところでございますけれども、今現在、計画停電で

すとか、電気の関係が取りざたされている部分がございますので、そういうところも考えてみますと、なかなか、電力を供給するというのが深夜だからいいだろうというお話も御質問の中に入ってくるかと思えますけれども、そういうところについては、今、深夜も実は我々は今考えているところではございません。

それと、自然光、エコの対応でございますけれども、あくまでも空間、優しい環境づくりというのも我々も望んでいるところでございますので、広くそういう対応も、やはり自然の中で得られるエネルギーを活用することが大切なのだというふうに考えておりますので、今、そういうものを含めて実施設計を考えているところでございます。

それと、太陽光パネルを屋上とお話ししましたが、どうしても南側は窓が配置されますので、なかなか太陽光パネルを壁際に、南側というのはなかなか難しい部分があるかというふうに思います。それで、今、太陽光パネルも防衛の予算をいただきながら、どういう状況になるかわかりませんが、全部が全部太陽光パネル設置はできません。補助事業の10分の1程度の太陽光パネルを設置して、もう一つは、子供たちの学習も図るということの一つ目的にしてございますので、一部分、太陽光パネルを使いながら、自然光の部分について対応を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

4点目のパネルヒーターについては、今まで、ヒートポンプ式で地中に入れて、それを暖熱にして考えていきたいと。それと、パネルヒーターも含めながら、そのことを暖房的に分散をしながら進めていきたいというふうに考えております。

それと、先ほどちょっとお話ししましたダイレクトヒートゲインでございますけれども、御存じのとおりだと思いますけれども、蓄熱材、床ですとか壁に太陽光が長い時間当たっていくと、その部分が壁面やなんかについて断熱を吸収するという、そういう部分を含めながら対応していきたいと思えますし、南口が大きく開いても奥の奥までというのはなかなか難しい部分もございますけれども、ある程度教室の範囲の中で、南口を含めて太陽光を活用していければというふうに実は今の段階で考えているところでございます。

実施設計ができましたら、また議員各位の皆さん、町民の皆さんにもお示しをしながら、こういう方向になりますということをお説明したいというふうに考えてございますので、一応基本設計の中でこういう取り組みをしていきたいというふうに実は考えているところでございますので、その点、御了解

願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） 今、教育長の答弁で、学校の学習にも省エネ・新エネが活用されるということで、期待をしたいと思えます。

再々質問いたしたいと思えますけれども、このエネルギー活用については、多様なエネルギー源を活用し、建てかえ校舎の概要が大分見えてきたような気がします。

今、教育委員会の説明、答弁について、もう1点、次の事柄について質問をいたします。

HFの蛍光灯やLEDの採用、昼光センサー、人感センサーによる照明点滅制御等の設置は大変よいのではないかとこのように私も考えます。

暖房設備や集中制御温水パネルヒーター、ヒートポンプ式床暖房、停電に対応する自家発電設備等の管理及び運転操作などを行う、これは多様に難しい技術だと思うのですが、この技術者の確保は、どのような人材を求め、これを指導するときにはどのように進めていくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 9番岩崎議員の再々質問でございます。

機械でございます。いろいろな部分で新技術を取り入れて進めますけれども、あくまでも自動的に対応を図れるようにしていきたいというふうに思います。最終的に点検も必要になってございますけれども、そこはシビアに、やはりきちっと対応できるようにしていきたいと。あくまでも人の操作でやる状況でございませぬので、あくまでも今の文明の中での動き方をしていきたいというふうに考えておりますので、その点、御了解願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、9番岩崎治男君の一般質問を終了いたします。

次に、10番一色美秀君の質問を許します。

○10番（一色美秀君） 私は、さきに通告してございます2項目について教育長に質問をいたします。

1項目め、子供たちの食育について。

2005年に教育基本法が成立し、食を通し、生きる力をはぐくむ教育に重点が置かれ、食育を意識した体験学習が学校でもふえました。当町では、農業体験を授業に取り入れているのか。また、食育についてどのように取り組んでいるか、お伺いしたい

と思います。

2点目は、上富良野高校について。

上富良野高校を進学者のニーズに合った高校にするため、中学生と保護者へのアンケートを実施してはどうか。また、生徒の多様な学習ニーズにこたえる総合学科の設置の可能性と、普通科単位制とフィールド制について検討してはどうか。

以上の2点についてお尋ねいたします。よろしくお願いたします。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 10番一色議員の1項目め、子供たちの食育についての御質問にお答えをいたします。

近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など、食生活の乱れや肥満、痩身傾向など、子供たちの健康を取り巻く問題が深刻化しており、食を通じて地域を理解することや、失われつつある食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することも重要となってきております。

このような中、成長期にある子供たちが健やかに成長するための基礎を培うことを主な目的として、食育を推進しているところであります。

学校における食育を意識した農業体験の取り組み状況につきましては、小学校4校、中学校2校すべて、小中学校において、総合学習、理科等の授業の中で、畑作体験、稲作体験を実施しているところであります。

また、学校においては、毎年度、食に関する指導の全体計画を作成し、全体の指導目標、教科、特別活動においての実施目標を明確にした中で、食育を進めております。

さらに、給食センターにおいても、町の食育担当者との連携による栄養指導や展示による食育活動のほか、学校栄養職員の小中学校訪問による給食指導なども行っているところであります。

今後も食事の重要性、望ましい栄養や食事のとり方、食べ物を大事にし、食物の生産などへかかわる人々への感謝する心の育成など、子供たちが健やかに成長するための基礎を培うことができるよう努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの上富良野高校に関する2点の御質問にお答えいたします。

1点目のアンケートの実施についてですが、町が実施主体となり、道立高校のアンケート調査を直接行う考えは持ち合わせておりませんが、北海道高校教育推進検討会議による、中学生、高校生及びその保護者と、道内に居住する20歳以上の男女を対象として実施しました高校教育に関する道民意向調査及び北海道美瑛高等学校が昨年実施しましたアン

ケート調査などを今後の参考として活用してまいりたいと考えております。

2点目の総合学科設置の可能性と、普通科単位制、フィールド制の検討についてですが、北海道教育委員会が望ましい学校規模としている条件は、1学年4から8学級であり、それ以外については、多くても少なくとも再編整備等を行うこととしており、上富良野高校が1学年1学級であるため、総合学科、普通科単位制、フィールド制の設置は難しいものと考えております。

しかしながら、上富良野高校は、地域に根差した高等学校教育を通して人材をはぐくみ、地域経済を担ってきたばかりではなく、地元唯一の道立高校として、中学卒業者の進路においてもなくすことのできない高校でありますことから、本年9月までに高校に対する新たな振興策を、議員の皆さんにも御意見をいただきながら、進学者のニーズなどにも配慮した高校支援策をとり進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

10番一色美秀君。

○10番（一色美秀君） 現在、四つの小学校と二つの中学校すべてで、畑作体験、また稲作体験を実施しているということでございますけれども、具体的にどの程度の農業体験なのか、お知らせ願えないでしょうか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 10番一色議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、体験学習、総合的学習、理科、技術家庭科等で実施をしてございます。

まず、実施が各小学校については、1、2年。それから、江幌、東中については全学年を対象にしてございますけれども、上小につきましては、1年生で野菜づくり、自校の敷地の中で野菜づくりを実施してございます。それと、上小の5年生が体験学習でございまして、水稲バケツ栽培という授業をやってございます。西小につきましても、同じく1年生で野菜づくり、自校の敷地内で実施してございまして、5年生については、水稲栽培ということで、近くの水田をお借りして、子ども会と共催しながら水稲栽培を行ってございます。

江幌と東中につきましては、全学年でございまして、野菜づくりは自校の敷地内で、それと、水稲栽培については、東中の方に御協力いただいて、水田を活用して水稲栽培をしてございます。

それから、中学生につきましては、2年生の段階

でやりますけれども、野菜づくりを自校の敷地内でやっております。東中中学校につきましては、全学年、水稲栽培ということで、江幌、東中の子供たちと一緒に水稲栽培の農業体験を実施しているという形が計画の中でうたわれている状況でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番一色美秀君。

○10番（一色美秀君） 再度質問いたしますけれども、現在の説明いただきました農業体験によって、その程度ぐらいの農業体験で、実際に食、特に、命の糧だという実感が子供たちに植えつけられているものなのかどうか、再度質問したいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 10番一色議員の御質問にお答えいたします。

先ほど申しましたように、食に関する指導の全体計画、各学校で組んでございます。今言われたように、どこまでやれば完全になるかということも、微妙なところはございますけれども、学校の授業時間数の中で、最低限必要な部分というのは割り振りされてございますので、その範囲の中で、いろいろな部分で農業体験を実施させるという形でございます。

小学校1年生から2年生、5年生、それから中学校までの動き方、この9年間の中にございますけれども、その全体の中で、やはり農業体験という部分を実施し、その指導に当たっていくという形をとってございますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番一色美秀君。

○10番（一色美秀君） 実際、私たちの年齢といえますか、特に、小さいころから、お米というものは本当にお百姓さんの88の手間をかけてつくっているのだと。米粒一つも無駄にしないで、残してはいけないというような教育を受けてきておりましたけれども、現在の子供たちは非常に、これは家庭にも原因があると思いますけれども、食というものが単なる物化して、軽んじられております。廃棄したり、食べ残しが助長しております。

実際に子供たちが種をまいて、水をやり、肥料をやり、そして雑草を取りながら、そこに実際の実りを刈り取らせる、そういった汗をかいた喜びというものを実感させる。また、考え方の面でも指導を徹底していただきたいと思います。そのような形で、今後さらに突っ込んだ形の御指導をお願いしたいと思います。

さて、昨年、私たち厚生文教の研修で石川県の内灘町を訪問いたしました。内灘町の西尾教育長さんなのですが、この方は、大リーガーの松井秀樹さんおじさんに当たるそうなのですが、大変興味深い話をお聞きいたしました。それは、食育にも大変かわることなのですが、子供たちに勉強勉強と言っても学力はつかないのだと。まず、きちんとあいさつができ、さらに、食育を重点として、3度の食事をとることの大切さ、掃除、整理整頓、生活態度を正しく指導すること。これは、本来家庭でやるべきことなのでしょうけれども、今はできていないと。

そのために2名の教師を独自で、町の予算で採用しております。そして、二つの小学校1年生の指導に当たらせております。生活態度がきちんとなれば、勉強しろと言わなくてもおのずと学力は上がってくる。

当町も食育の問題を含めて、独自で教師を採用する、検討するような余地があるかどうかをお答えいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 10番一色議員の御質問にお答えいたします。

お答えはできかねるかなというふうに思うのですが、意図とするところは十分にわかってございます。

先ほど申し上げましたように、食に対する指導、農業体験、自分がみずから体を動かす部分についての御説明をさせていただきましたけれども、また、それぞれ各時間においてですけれども、いろいろ食に対する考え方、それから態度については、ふだんの授業の時間、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、昼食の時間に先生から、やはりそういう部分の指導ですとか、いろいろな時間を通じて食に対する大切さというものは十分にその中で記憶として残ってございますので、そのほかにも給食センターの栄養士が行って、その時間を入れながら、また、あえて展示、それからいろいろな部分の栄養指導も実施をしているという状況でございます。

私も食に対する重要性というものは十分にわかってございますけれども、なかなかほかの町村のような状況にはなりませんけれども、今現在の中の先生方の対応を図りながら、やはり食に対する部分を大切にしていかなければならないというふうに今、推進をしているところでございますので、その点について御理解を賜りたいというふうに思うところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 10番一色美秀君。

○10番（一色美秀君） 私たち、本当に貴重な町

税を使って研修旅行でございます。飲まず食わずと言ったらうそになりますので、当然自前で飲んで食べてきましたが、研修して帰ってきました。

いい点があれば、これを見習い、実践してこそ町税が生きてくるのではないかと思います。食ということを真ん中に置いて、家庭と学校、そして地域のつながりを築いていくことが大変重要だと考えております。

それでは、次の2項目めについて移らせていただきます。

上富良野高校のアンケートの実施についてですが、高校教育に関する道民意識調査を参考とするので、町としてはしないという答えでございますけれども、その道民の意向調査は何年ごろにされたのでありましょうか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 道の意向調査でございます。これにつきましては17年、今から7年前に調査されたものが、今、冊子として我々のほうに送られてきています。今ではないと思いますけれども、目についたところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番一色美秀君。

○10番（一色美秀君） 平成17年ですか、今から7年前。非常に私は驚きました。今現在、時代の流れが非常に速いテンポにある時代、二、三年前ならまだしもであります。7年も前の、しかも全道という非常に広い範囲の意識調査であります。どうして上富良野高校に具体的に当てはまるのでありましょうか。これは総論であって各論ではありません。

また、美瑛高校はあくまでも美瑛高校であって、上富良野高校ではありません。大きな認識のずれに驚いております。

町長は絶えず、私は現場主義だと。現場に当たって生の声を聞くことが最善だと言っておりますが、その趣旨に大きく外れてはいないでしょうか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 10番一色議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、高校教育に関する道民意識調査、平成17年というお話をさせていただきました。これに基づいて、今、新たに北海道の新しい高校づくりという形の道の動き方をしてございます。それで、この動きの中での対応で我々も進まなければならないということの認識をしてございますので、17年のお話でございましてけれども、これをもとにして、我々も対応していきたいというふうな考え方を持っています。

それと、ほかの高校といいますが、ある程度子供

たちの意向というの、中身を見てみますと、そこに変わっている状況ではないのかなというふうな我々は認識してございますので、私たち、振興策を考える中では、これからこういう部分もきちっと活用しながら対応していける、そういうものが大事かなというふうな考えてございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番一色美秀君。

○10番（一色美秀君） なぜ私、アンケート調査にこだわるかといいますと、二つの意味がありません。

一つは、子供たちのニーズを知ることなのです。これは、中学生だけでなく、小学校の高学年、さらに、現役の上富良野高校生。先日、私は小学校6年生の子供に聞かれました。「おじさん、上高に射撃部はないんですか。自衛隊もたくさんいるのに、あったらいいね」、私、大変びっくりいたしました。どんな発想が出てくるかわかりません。ぜひアンケートを調査していただきたい。

二つ目の理由は、アンケート調査によって、町民に関心を持ってもらうことなのであります。町民が、私たち大人が上富良野高校に注目して、関心を持ったら子供たちの見る目も変わってまいります。ぜひそのためにやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 10番一色議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、上富良野町、1間口、なかなか実は厳しい状況でございます。40人入りたい、3学年あれば120名と単純にお話しされますけれども、なかなかその中での部活動云々というのは難しい状況でございます。

我々もいろいろな部活を考えることも当然なのですけれども、なかなか今の傾向としては、そういう形もあります。私としても部活にきちっと入っていただけることが大事というふうな思いはございますけれども、やはり親御さんの考え方、いろいろあると思っておりますけれども、やはり高校に入って、最終的に高校卒業して、将来どういうふうになるのかということも、先の部分が全体の中のアンケート調査にも出てきてございますし、そういう状況と。

やはり学力の合った高校に入りたいというところが、一番アンケートの中でもウエートを占めてきてございます。そういう状況の中で、我々もどういふふうに対応していかなければならないところを実施してございますので、そんなことも含めながら今後も進めていきたいというふうな思いはございます。

町民の方々に関心を持っていただくという話もさ

れました。当然、PR不足かもしれませんが、これからも多く、そういう部分では広く対応していかなければならないというふうに、とり進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番一色美秀君。

○10番（一色美秀君） それでは、次に進みたいと思いますけれども、総合学科と普通科の体制、また、フィールド制についてなのですけれども、私も勉強したのですが、なかなかわかりにくい点がございます。皆さんも御存じだと思いますけれども、もしよろしければ、かいつまんで、それぞれについて説明をいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 一色議員、普通科単位制とフィールド制についての説明を求めるといいますか。

教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 私の知識の中で御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、普通科の単位制でございますけれども、今は学年制が設けられてございます。1学年、2学年、3学年という形で高校を卒業していくと、普通科単位制になりますと、この3年間で学年制の単位を好きなときに自由に、3年間で習得して卒業していくという動きが、普通科単位制の動きでございます。

あと、普通科フィールド制になりますと、1学年についてはすべての共通事項を学ぶこととなりますけれども、2年生、3年生になりますと、それぞれの科目に必要な、特色ある教育、単位といいますか、そういうものをある程度、一塊ごとに授業を受けて、そして高校を卒業していく。要するに、最後に就職、それから進学に、自分の願うところへ選考していくという形で組まれているようでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番一色美秀君。

○10番（一色美秀君） 確かに、ちょっと私の調べた範囲なのですけれども、総合学科については、浦河の高等学校は、商業科目などを選択科目といたしまして、いろいろな資格を取るための教育をやっているという形でしております。また、いろいろな形で子供たちの選択肢がふえるわけでありまして、ただ、教育長の答弁にありましたように、あくまでもこれは1学年4から8学級がなければできないというような面、特に、上富良野高校のように1間口しかなければ難しいのだということがございます。ですが、何とか4学級にふやせるような方法はないのか。

さらに、今現在、入学金ですとか修学旅行の費用

の補助ですとか、各種国家試験の取得のための助成、留学も含めて、それぞれいろいろな形で取り組むことも一つの方法だろうと思っておりますけれども、これは絶対的なものではないのです。やはりあくまでも子供たちが希望する就職であり、そして大学の進学だろうと思っております。さらに、自分の好きな部活動を通じて人間形成のできる環境が必要であります。

こういった面に向けて、これは教育委員会だけではなくて、学識者、大学の教授、さらに我々議員、そして町民の皆さんで、全員で取り組まなければならないと思っております。答弁書の中に、9月までに振興策を我々も含めて進めたいということがございますけれども、いつごろから始めているのか、また、具体的に現在進んでいるのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 10番一色議員の御質問にお答えをさせていただきます。

いろいろ振興策あるかと思っております。本当に子供たちのニーズに合った形がベストにとれば我々も最高でございますけれども、その中で、ある程度振興という部分で町が応援しなければならないという状況の中で、今、実は鋭意整理をさせていただきながら、7月に入りますと、まず所管委員会の方々にお話をさせていただいて、これでいいのかどうか、それに向かって、9月の段階で各学校が富良野地区等に、各学校を訪問しながら、こういう振興策もありますということで、実は9月までに各学校を訪問したいということを考えてございますので、そういう状況のところまで皆さんに御相談をしながら、また、それが了解いただければ、また御意見をいただいて進めたいというふうに考えてございます。

今までもいろいろな振興策を実は実施してきたのですけれども、なかなか的を射ている部分もない状況でございますので、またこれからについてもどういう状況になるかというところが、我々も努力していかなければならない部分があるかと思っておりますので、何とぞ、またお知恵をいただきたいというふうに思います。

先ほど言いましたように、フィールド制にしても総合学科にして、道としては、1学年4から8間口でございますので、今の上富良野高校としては、1間口やっとなら40人が来るか来ないかという状況でございます。またどんどん上富良野高校に向かってきてくれることになれば、また道のほうにも要請はしていかなければなりませんけれども、なかなか上川南学区自体でも子供の人口というのはかなり減をしてくているという状況でございますので、なかなか旭川までの南学区でございますので、難し

い状況も実はありますので、何とか上富良野高校の存続をきちっと対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番一色美秀君。

○10番（一色美秀君） 最後になりますけれども、できない理由を探さないでほしいのです。できる理由を探していこうではありませんか。ネガティブではなくて、プラス志向ですぐに事を始めなければ、上富良野高校は消滅してしまうような気がいたします。

以上をもって、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、10番一色美秀君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

再開は2時50分といたします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

次に、4番米沢義英君の発言を許します。

○4番（米沢義英君） 保育行政についてお伺いいたします。

保育所は、保護者が働き、病気や職を求めるなどを含めて、保育にかける状態がある場合は、保護者から入所の申し込みがあれば市町村は子供を保育しなければならないとされています。これが市町村の保育実施義務であります。それは、児童福祉法第24条及び39条の精神に基づくものであります。

また、保育所は子供たちが集団で、友達とのかかわりの中で言葉を学び、心も体も成長していく大切な場所であるということは当然であります。その保育所を町の経営から放そうという、こういう今動きが町であります。

この間、保育運営の中で、町が多くのものを得たはずであります。子供や親から子育てに関する多くの知識を学んだり、親を通して社会が見えてきたりなど、忘れてはならないことがたくさんあると私は考えています。そのことを忘れて、保育所を移管するということにこそ問題があると考えます。今後においても、町は、行政として保育所を運営すべきだと考えます。

また、この間の保護者からの声という形で、何点か紹介させていただきます。保育所が移譲されることによって、先生がかわる不安、今後変わらない

保育が継続されるのかなどの不安の声が寄せられています。この点をとっても、行政がしっかりと運営する、最後のとりでとして運営するということが私は求められていると考えます。

また、同時に今、国においては保育制度そのものを変えようとしております。今後、保育所の運営形態も大きくさま変わりしつつあります。

その理由として、待機児童をなくすという名目で、子育て新システムが導入されようとしています。

しかし、導入されようとしている内容を見てみますと、相変わらず行政主導ではなく、民間主導で待機児童を解決したいという中で、結局は待機児童がなくなるというような課題も見えてきております。今回のこのシステムの中で、何点か改正案が示されました。

例えば、入所申し込みにおいては、現在、町が行っておりますが、改定案では、保育所に直接入所を申し込みするという状況になります。また、保育時間においても、保護者の就労形態に応じた対応になる等々大きく変わろうとしております。

いずれも国や町においても共通しているのは、保護者の願いに反して、保護者の要求を真っすぐ前へ押し出すというのではなく、行政の財政難などの都合によって、保育所を移譲しようというところに共通点があり、問題点もあると考えております。

以上のことを申し上げて、次の項目についてお伺いいたします。

一つ目には、中央保育所の委譲する理由。また、移譲年度についてお伺いいたします。

二つ目には、保護者への説明が何よりも大切かと思いますが、今後どのようにされるのか、お伺いいたします。

三つ目には、移譲後の職員配置はどのようにされるのか、お伺いいたします。

四つ目には、子育て新システムが導入されることになれば、入所申し込みは、町から保育所の直接契約になり、また、保育料も保育所に払わなければならないという課題もあり、保護者もパートの労働時間に判断されて、保育所の入所時間も設定されるなど、各種の整備の基準も大幅に変わろうとしておりますが、その内容等についてお伺いいたします。

次に、公営住宅の建てかえについてお伺いいたします。

現在、公営住宅の戸数は447戸あります。公営住宅の建てかえは、住宅環境整備計画に基づき実施されます。公営住宅の建てかえは、将来の人口動態に対応し、高齢者や子育て世代などの人たちが安心して暮らせる環境づくりをするという点で整備が求

められています。

平成25年度からは、あすなる公営住宅、南団地の建てかえがあるという予定になっております。管理戸数は72戸であり、入居者数は56戸、そのうち高齢者世帯は37世帯に上るという状況になっており、若い世帯や高齢者世帯が安心して暮らせる公営住宅の建てかえが当然必要だと考えます。

また、地域の人たちが交流できるような場所づくりとしての位置づけも当然必要だと考えています。例えば多くの自治体においては、もう既に団地の中に小規模多機能型の施設を建設する。あるいは日常的に多世代の人たちが交流できる機能を持った集会施設を設置するなど、工夫が見られるという状況になっております。この点で、町はどのようにされるのか伺いたいと思います。

また同時に、老朽化している団地を建てかえるということになりますと、数十年の歳月が必要になります。いまだに水洗化されていないという団地もあり、各種の整備が求められていることは間違いありません。建てかえ計画と並行し、整備計画を見直しをする必要があると考えます。地域の声を生かした取り組みが必要だとも考えますが、次の点について町長の見解を求めます。

一つには、泉町南団地の建てかえ時における事前の入居説明会。

二つ目には、地域交流の場としての整備計画について、どのように考えておられるのか、伺いたします。

三つ目には、未整備団地の建てかえ年度と、既存の老朽化住宅の整備計画について伺いたします。

次に、定住化促進について伺いたします。

人口の減少を少しでも食い止めるための対策が各地で取り組まれています。定住化のための対策、例えば企業や学校の誘致など、また、さまざまな取り組みがされております。

町においては、定住化対策として、定住化促進のための住宅の確保や、空き地・空き家などの紹介などをしていますが、町に定住してもらえるような具体的に誘導策には欠けると私は考えております。

また同時に、長年地元で暮らしている人たちが引き続きこの町で住み続けられるようにするためにも、定住化対策を充実するということが必要だと考えます。

この間、幾度か定住化促進のための質問もしてまいりましたが、極めてその具体的な対策については消極的であります。その点で、町長に次の提案をしたいと思っております。

一つ目には、上富良野町に住んでみたい、また、

住み続けてみたいと思えるようにするために、町外から転入し、住宅を新築、購入する世帯に対する奨励金の補助や、地元に住んでいて新築住宅を購入、あるいは新築したいと考えている40歳未満の夫婦や母子、そして父子世帯に奨励金を期限を設けて支給するなど、町の活力を維持し、人口をふやすための思い切った定住促進のための誘導策が必要だと考えますが、この点について町長はどのようにお考えでしょうか。

次に、教育行政について伺いたします。

児童・生徒の学校給食は、広域行政の中で実施されております。副食は町の給食センター、パンと御飯については、町の倒産した委託業者がこの間提供していましたが、そういう状況の中で、パンと米飯については供給が一時的に停止するという事態になりました。家庭から、その間、主食を持参するなどの対応をしてきました。

現在、パンについては社会福祉法人エックウエート富良野、御飯については西川食品で対応しているという状況にあります。

この間の問題で私は幾つかの教訓を得ました。今後も安心して児童・生徒が給食を提供し、食べられるようにするためにも、地元にある給食センターを積極的に活用して、地元の食材を活用するなど、大いに給食センターを地元のセンターとして位置づけるということ、これが必要だと考えています。広域化という状況の中で、全面的に広域に依存することをやめるべきだと考えております。

そういう点で、次の点について教育長にお伺いたします。

一つは、主食の供給体制、今後どのようにされようとするのか。

二つ目には、主食である御飯は、児童・生徒に安心して食べてもらうためにも、町の給食センターで加工すべきだと考えます。当時に、その際、給食センターの施設整備計画を明確にし、同時に、幼稚園にも給食が提供できるような体制づくりをする、抜本的に見直しをすべきだと考えます。

三つ目には、義務教育は本来無償化が原則であるということが決められております。この間、教育教材など、本人負担になっていることを考えれば、今後、町の政策としても児童・生徒の学校給食費の無料化に向けた検討をすべきだと考えますが、以上について町長及び教育長に答弁を求めます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1項目め、中央保育所の民間移譲に伴う保育行政に関する4点の御質問にお答えさせていただきます。

ます。

まず、1点目の移譲理由と年度について、さらに、3点目の移譲後の職員配置については、あわせてお答えさせていただきます。

現在、多くが核家族化し、家庭環境が多様化する中で、不安を抱えながら子育てしている家庭、また、保護者の精神疾患や子供の発達障がい、ひとり親家庭など、養育支援を必要とする家庭がふえている実態にあります。

加えて、平成24年度施行の児童福祉法改正に伴い、障害児相談支援事業の創設、児童発達支援事業体制の強化が急務となっており、地域全体で児童福祉を支えていく仕組みを整えていくことが求められております。

そのような状況の中で、保育所運営については、民間の力を有効に活用していくことは、さらなる保育水準の向上を目指し、町としては、行政だからこそ担うべき分野において、限られた行政資源で対応していくことが重要であると受けとめております。

現在、保育所に勤務する町職員については、児童福祉の専門職として、新たな課題に対応できる子育て支援体制の中で、より専門性を発揮し、町全体の児童福祉を担っていかねばならないと考えており、具体的な活動拠点としましては、子育て支援センター、発達支援センター、放課後児童対策などを想定しているところであります。

なお、円滑な保育所移譲のためには、一定程度の時間も必要であることから、移譲の時期は平成26年度を目途としているところでございます。

次に、2点目の保護者説明会についてでございますが、5月上旬にアンケートを実施し、アンケートの回答をもとに、5月30日に保護者懇談会を開催したところであり、町の民営化に向けた考え方など、一定程度御理解をいただけたものと感じております。

今後も折に触れて説明会や懇談会を実施し、十分に保護者の意見もお聞きしながら、丁寧に説明していくことで、一層理解をいただいた中で移行できるよう努めてまいります。

次に、4点目の子育て新システム制度導入後の保育所入所基準についてでございますが、現在、国会においては、本制度の導入について見送られる状況となっており、お答えすることは困難ではありますが、現行の認定子ども園の拡充等が盛り込まれるものと予想され、今後も情報収集に努め、町の裁量で判断できるものについては、可能な範囲で最善策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの公営住宅の建てかえに関する3点の御質問にお答えいたします。

1点目の泉町南団地建てかえ時の入居者説明会についてでございますが、当団地の建てかえ事業については、平成25年度の着工を、第5次総合計画の実施計画に位置づけているところであり、基本設計の作成に当たっては、平成22年度に公営住宅長寿命化計画を作成する際に実施したアンケート調査の内容とあわせて、今年度の早期に入居者等の説明会を行い、意向の反映に努めたいと考えております。

次に、2点目の地域交流の場としての整備計画についてでございますが、昨年度策定しました住生活基本計画において、老朽化団地の建てかえ等にあわせて、地域コミュニティの維持向上に向け、周辺の居住者も利用できる集会所や広場など、地域交流の場づくりについて、今後取り組むべき施策としており、入居者等の説明会の意見なども参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の未整備団地の建てかえ年度と既存住宅の整備計画についてでございますが、泉町南団地の整備以降、老朽化が進んでいる西町団地、扇町団地につきましても、建てかえ、整備を計画したいと考えておりますが、整備には相当期間を要することから、今後の社会情勢の変化を見きわめながら、また、入居者の現状、意見なども伺いながら、実態に即して進めてまいりたいと考えております。

また、既に建てかえを終えている団地につきましては、公営住宅長寿命化計画に基づき、適切な維持修繕によって、現在の建物の延命を図り、計画的・安定的な住宅の供給に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めの定住促進化についての御質問にお答えいたします。

定住促進化対策につきましては、これまでも幾度か議会での質疑を通じて申し上げさせていただいておりますが、私の定住促進化対策に対する基本的な考えは、定住促進化対策に最も重要なことは、町民の方々が転出せずに、この町で職を得て安心して暮らしを立てられるまちづくりが基本であり、その観点から、農業振興、商工業振興、福祉対策、雇用対策など、この町に住み続けたいと実感できるまちづくりの実現に最大限取り組むことは、結果として定住・移住促進につながるものと考えており、平成23年度をスタートとして策定いたしました定住・移住促進計画に基づき、関係団体と連携・協力しながら、実現性を着実に高めてまいりたいと考えております。

今、議員から御提言がありますような対象者を特定した誘導策につきましては、仕組みを否定するものではありませんが、その行政効果は限定的と思われる、したがって、移住者に特化した財政支援の

考えは現在のところ持ち合わせておりません。

また、町民に対する住宅の購入及び新築の支援につきましても、これまでの耐震改修及びバリアフリー改修費の補助施策については引き続き実施することに加え、町民の方々が長く住み続けるための住環境整備に向けましても、平成23年度に策定した上富良野町住生活基本計画に位置づけておりますように、持ち家取得支援施策等については、今後、検討する課題であると考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 4番米沢議員の4項目目、教育行政について、学校給食に関する3点の御質問にお答えをいたします。

1点目の主食の供給体制と今後の対応につきましては、議員御質問のとおり、現在、パンはエクエート富良野から、御飯は西川食品から供給を受けております。

今後も主食は、北海道学校給食会と契約を締結し、広域連合が指定する加工事業者から供給を受ける方式でとり進めてまいりたいと考えております。

2点目の御飯の直営加工等についてですが、現在の給食センターは、施設自体が狭隘でありますことから、米飯加工設備を設置する場所がないため、物理的に直接加工は難しい状況であります。

また、現状の委託方式による加工事業者の指定につきまして、衛生管理等に対する立ち入り調査、米飯加工の実績をもとに判断を行っておりますので、直接加工と安全性に変わりはないものと考えております。

次に、施設整備計画の明確化に関しましては、現在、富良野地区学校給食センターへの一本化等の方針を定めた学校給食を広域連合に移行する基本方針の見直しを、広域連合給食専門部会で議論・検討を進めておりますので、この方針が決定した段階で明確にしていきたいと考えております。

このようなことから、現時点において、幼稚園の給食提供については考えておりません。

3点目の給食の無料化についてですが、これまでと同様、学校給食法に基づき、保護者に給食費を御負担していただくこと、町からの一定の助成で対応してまいりたいと考えておりますので、現在、無料化を検討する考えは持ち合わせていないことを御理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 再質問おありですか。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 町長に質問いたします。

保育所の移譲の件であります、今後、児童福祉

法が変わって、担わなければならない子育て支援センター等の、そういったことを想定して、保育所の移譲も進めたいというような趣旨の内容なのかなというふうに考えております。

しかし、この点を考えれば、別に子育て支援センター等に職員を新たに配置すればいい話であって、保育所を移譲しなくても、これは別問題だと私は考えております。

ここで見えてくるのは、単に安上がりの行政をするために、余分なものは切り捨ててしまえというような感じにしか私は受けとめられません。そういう意味では、保育の本質を忘れた、子育ての本質を忘れた保育移譲というのは、私は納得できるものではありませんが、この点について町長はどのようにお考えなのか明確にしていきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の、まず、町立保育所の民間移行に関します基本的な認識についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、冒頭お尋ねありましたように、新たに職員をそれぞれの用途に配置すればというようなお話もございましたが、私といたしましては、さきの御答弁でもお答えさせていただきましたように、まず、基本的な部分で、町が直接保育行政を担うことより、さらに保育の中身を向上させていくさまざまなノウハウ、さらには意欲、そういったものを持ち合わせているのは、むしろ民間であると。それは、上富良野の今日までの保育のあり方を皆さんつぶさにごらんになっていただくと、まさに多くを語らなくても、それは御理解いただけるものというふうに思っております。

そして、本来、町として限られた人材資源を最大限に活用していくため、あるいは時代のニーズにこたえていくために、それぞれ専門性をさらに発揮していただくところで活躍願うのが、トータルとして、町として進むべき方向と理解しております。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） それぞれの民間保育に至っては、それぞれの特徴を生かして運営しているわけであって、これは否定するものではありません。

ただ、私は、町長が言われるように、寂しい話だと思うのです。自信を持ってこの間、一時保育や特定保育という形の中で、地域に溶け込もうという形の中で、子育ての拠点として保育所を育児サークルに開放するなど行ってきたわけなんです。これ一つをとっても、私は、本当に保育の質の向上という点で、サービスの向上という点でも、十分地域に寄与してきている話だと私は思います。それを町長はみ

ずから否定しているということなのですよ、町長。だから私は、あなた方のやっている保育行政は薄っぺらだという。

本来の保育行政だとか、子育て支援だとか口で言うけれども、根本が違っているから、ずれていってしまうという状況だと思うのですが、この点は、今までやってきたことは無だったというふうに判断されるのですか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、今まで歩んできたことがどうであったかという評価ではなくて、さらに保育の精度を、中身を向上させていくということが主眼でございますので、今までこうだったから、その反省に立って遂行するというのだという、改善したりとか、そういう意味でございませんので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 反省だとか改善だとか、そういう意味でないといったって、行政改革だとか子育て支援だとかといって、町はできないという反省の上に立って、こうやって移譲しようというのでしょうか。矛盾しているのではないですか、町長。そういうサービスの質の向上をやっている行政が、それをトップである町長自身が否定するところが問題なのですよ。

だから、引き続き行政がこういうものを運営しながら、そこで地域とのつながりを感じたり、保護者との、社会とのつながりを知ったり、子供たちがそこで遊んで言葉を覚えて、そして友達との関係を、やっぱり心を育てたりとかしているわけですから、その評価をきちっとされないで、ただ移譲すればいいのだという、ここにこそ問題が私はあると思うのですが、もう一度確認いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

町が今日まで直営で保育を担ってきた部分については、それなりの実績も残してきておりますし、何ら否定するものではありませんし、ただ、これからさらに町の保育水準を高め、さらに保育から広がりますさまざまな児童福祉を充実させていくという、そういうトータルを見て、上富良野の子供を支える仕組みが向上するという点については、私は何ら、私が今進めようとする点に対して疑問を持っておりませんので、むしろこういう形が多く町の民が支持をしていただける仕組みだというような理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 答弁していることが支離滅裂ですよ、やっぱり聞いていても、だれが聞いていてもそうだと思います。保育の質の向上は、当然そういう反省や課題の上に立って、行政が担っても十分やっていける。そのことをきちっと押さえないで、民間移譲するということにこそ、やはり保育行政のどって来た、本当に道理のない運営だったということが一目瞭然、わかります。

そういう意味では、町長のとうろうという政策が本当にあっているのかどうかという点でも疑問、私は残ります。

保護者の声というのは、当然今は十分、間近になればなるほど不安が恐らく広がってきます。今でも保育所に預けて、先生がかかった段階でどうなるのだろうと、入所している子供たちが不安になるのではないかだとか、そういった声が実際に聞かれます。やっぱりそういう不安をなくすためにも、きちりとした、行政がきちり運営すべきは運営して、子育ての、児童福祉法が変わったという形の中で、簡単に保育所を分割して、町の経営から外して、その余剰人員を単にそこに当てようという、政策のなさですよ、これは。これだったらだれでもできるのだ。これこそ改善しなければならないと思います。もう一度お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、保育所運営を民間の方に委ね、そしてさまざまなノウハウの蓄積を發揮していただいて、そして、さらに保育の質を高めていただく。一方では、町が有する大切な人的資源をさらに広い意味で、子供たちの子育てに対してサポートしていくということに対しては、これは町がとっていくべき正しいあり方だというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） この児童福祉法の中では、やはりきちっと保育をしなさいということが義務づけ、実施義務という形で、これも緩和されてきて、こういう表現になっております。

しかし、私は何度も言いますが、行政が担うべき仕事を、その評価もできない町政というのは、預かっている子供たちに対しても失礼でありますし、職員に対しても私は失礼だというふうに思いますが、この点は、そういうふうに思いませんか、町長。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 先ほどから何度も申し上げておりますが、私が今示しております方針につきましては、皆さんの理解をいただけるものだというふ

うに理解しております。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 理念もない、単なる保育の運営を行政から切り離してしまえばそれでいいのだと。児童福祉法が変わったから、子育て支援という形の中で、センターの、そこに配置するのだという、私自身よく理解できない内容であり、町長自身の子育てに対する認識の甘さと、考え方、それを育てるという立場からの保育行政のなさを改めてはっきり示したものだと思いますが、この点、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答え、何度も同じお答えになって恐縮でございますが、町がとらうとしておりますこの計画につきましては、町民の皆さん方がしっかりと理解をしてくれていると思いますし、そして、こういう形が今これからの時代を、子供を育てていく条件整備としては、求められている姿だというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） それは行政側からの一方的な認識であって、保護者や入所している子供たちの側からすれば、全く相反するものだとは私と言っておきたいと思います。

そういう意味では、今後、保育制度そのものが変わって、大幅に保育所のあり方も変わろうとしている段階の中で、やはりきちっとした、行政が運営する、保育行政を担うということが求められているというふうに考えています。

そういうことを申し上げ、次にお伺いしたいのは、保護者の説明会という形で実施されましたが、先ほど私言いましたが、まだ十分理解されていない方もおります。先生がかわった段階での子供の不安の声だとか、保護者の不安の声だとかあります。こういうものも含めて、私は不安な状況にさせないためにも民間委託はやめるべきだというふうに考えています。

さらにお伺いしたいのは、子育て支援システムについてお伺いいたします。

行政は、この間、わけのわからない答弁しているのですけれども、いろいろな新聞だとかインターネットとか見ましたら、国の政策というのは載っております。先ほども言いましたけれども、保育の入所に当たっては、今度変われば、案として掲げられているのは、入所は保育所に入所、保育料は保育所に払う。行政がどこを担うのかといたら、保育するAという子供が保育するかどうかというのを、それを判断するだけという形になってしまう。

もう一つは、例えば今まで衣服だとか、体育系の独自で企画したものに対しては、それも自由に保育料の上に上乗せすることもできるというような、本当に預ける保護者からしてみれば、気の遠くなるような負担も一方で求められるという形になってきているわけで、この4点目の、どういうふうになるのかと聞いているのであって、わけのわからないことを書かないで、いろいろ引っ張り出せば、もう既にこういう動きでやっていますということはわかっているわけだから、そのことに対してきっちり答弁されるべきだと思うのですが、なぜこういう答弁になるのか、もう一度お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の新システムのことについてのお尋ねかと思いますが、さきの答弁でもお答えさせていただきましたが、政府のほうから案が出されておりましたこの部分につきましては、情報としては私もいただいておりますし、大きく変化する部分についての情報もいただいておりますが、今回、これについては、今国会においては、提案を取り下げておりますので、提案しないということで、3党合意の中にもきちっと明示されておりますので、これは、そういう予断を持って私が何か解釈を、その中身を述べる立場にはないというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 国のほうは大筋は変えないと言っているのです。多少の手直しはあったとしても大筋は変えないと言っているのです。だから私は聞くのであって、大筋は大まかに見えているわけだから、町長の認識そのものが甘くて、考えがちよっと薄いのではないかと、浅いのではないかなというふうに思います。それがすべてこういった答弁の仕方になってくるので、こういうことがまかり通ることになれば、私が言ったことが平然と行われれば、新たな保護者負担、あるいは認定においても、いわゆる運営費が恐らく削られてくると思いますので、そういうものも含めて、やっぱり保育所の裁量に委ねられる部分が多くなってきて、保育実施義務が町から完全に外れてしまうという、待機児童をなくすという名目で、ますます待機児童や入所できない人、そういう人たちがふえてくる。そういうふうになる可能性も大いに含まれた内容だと思いますが、この点、町長はどのようにお考えですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

子育てに関します新システムにつきましては、先ほどお答えさせていただいておりますように、今国

会の中では、提案が見送られるというように認識しております。現行の制度の中で改善していくことしか、現在、私どもには情報として知るものはございません。そのために、一番懸念されております、それぞれ自治体の関与についてはしっかりと担保されていると、現行制度に担保されておりますので、それは引き継がれるものと認識しております。これ以上の、私が独自に判断して申し上げるものは持ち合わせていない実態でございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 次の答弁に質問させていただきます。

公営住宅の建てかえの問題です。今後、説明会も開くということであり。その中で強調したい点は二つあります。地域交流の場としての住宅の位置づけという形の中で、いろいろな地域を見ましたら、やはり会館が多世代でも多く利用できるどうか、そういった介護施設を中心にしなが、そこにお年寄りが集ったり、若い人が集ったりだとかという形でもう始まっております。

具体的な答弁はないのですが、具体的にどのようにされるのか、この点お伺いしたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の公営住宅の建てかえについての御質問にお答えさせていただきますが、私の今これから建設計画を進める公営住宅のあり方の中に、今、議員から御質問にありましたような、それぞれ公営住宅のエリアに、交流をできるエリア、あるいはフィールド、そういったものを抱き込んで、あるいはセットにして、そういう子供から高齢者の方まで、本当に生活する楽しさが実感できるような、そして、特に高齢者については引きこもったりすることを防ぐために、そう時間をかけないで仲間が顔を見せ合える、言葉をかけ合えるような、そういう空間づくりを、これからの公営住宅の中に何としても取り入れていきたいという思いを持っておりまして、今回の公営住宅の住生活基本計画の中にもそういう精神をうたっておりますので、議員から御質問いただきましたような、そういう機能は、これからの公営住宅を建設する中で、ぜひ具現化していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 次にお伺いしたいのは、全体計画というのは、整備計画あります。

しかし、この全体計画の中で、建てかえがどんどん進められて、20年とかそういう形の中で年数がかかります。今でも扇町とか西町、あすなろも含

めてですが、水洗化がないという状況の中で、やはり公営住宅法の中には、きちっとした環境の中で人々が入居でき、暮らせるということがうたわれています。

そういう趣旨からすれば、全体が整備するからいいというのではなくて、こういった水洗化も一つの条件だというふうに思いますが、この点について、整備計画の中には一向に盛り込まれておりません。そういう意味では、こういったものもきっちりと整備計画の中に位置づけて、修繕・改善とあわせて実施すべきだと思いますが、この点お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問に、公営住宅の建てかえ計画に対します基本的な認識についてお答えさせていただきます。

議員が今お尋ねいただきましたような思いと、実は私の思いとは、その部分で共有できている部分があると思っておりますが、冒頭のお答えの中で、実態に即して進めてまいりたいというふうにお答えさせていただいておりますが、私も本当にすべての、これから予定している、計画している公営住宅を新築に置きかえていくことが、本当にそれがすべての入居者が望んでいることかどうかということをもう少し深掘りして思いを受けとめながら、しかし一方では、30年も40年も、老朽化した公営住宅をリニューアルするということが、それが現実的かどうかということも、まだそこまで検討しておりませんが、しかし、すべて今、私の推定の中で申し上げますと、すべての公営住宅を新しく建てかえていくということになりますと、やはり当然家賃の負担感も生じてきますので、そういう意味で、一方で実態に即した計画にしていまいりたいというふうに申し上げているところでございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） そうしますと、水洗化だとか、そういうことも含めて実施するということですか、町長、そこを明確に言ってください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えいたしますが、それについて、今申し上げましたように、果たして数十年も経過したものに手を加えて、それが行政効果として期待できるかどうか、これは今、客観的に申し上げますと、私といたしましては、そういう選択肢は非常に低いと。むしろそれにかわる方法がないのか、あるいはこれから20年、30年を見据えたときに、公営住宅の供給のパイがどの程度であればいいのかということも絡んできますので、それは少し時間をいただいて検討させていただきたいなというふうに思っております。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 素早い決断というのが求められている。既に、直していきますと、10年、20年かかる話で、では、古いのはどうするのかと。町長のように、こうやってゆっくり考えて、どうしようかと言っている間にどんどんどんどん古くなっていくことなのです。その前に必要な手だてを打たないで、ただ、どうすると迷っては、これはだめだと思うのです。古くなるのがわかっているわけですから、早急にこういう環境整備をすべきだと思いますが、この点どうですか、町長。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えいたしますが、一遍にあれもこれもできなくてごさいませんし、ただ、計画性のないことは、これはとるべきでないというふうに考えております。当然今、泉町南団地の計画を実施していく段階で、その先も見通していくこととなりますので、そういう中で一定程度の方向性はお示しできるようなことになるというふうに理解をしていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） わかりやすく言っているのです。水洗化の位置づけもしないと、それだったら計画の中に。それをああだこうだと言ってしないわけですから、そこはどのようなのですか、町長。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 今、きょうこの時点で断絶してお答えするような状況にはごさいません。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 町長の答弁はすべからく、ああだこうだと言って、その本質に迫ろうとしないのです。はっきりわかっているものに対しても、いろいろな講釈をつけて、解釈をつけて本質に迫ろうとしない、ここにこそ行政が停滞するという問題があると私は思いますので、ぜひこの位置づけを早急にしていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、定住化促進についてお伺いいたします。

この間、定住化促進ということで何回か質問してきました。全体の底上げがあつてこそ定住化が進んだりするというので、それは当然だというふうに思います。

しかし、各地域では、定住化という形で、地元に住んでいる人、あるいは町外から来る人、受け入れ態勢ということで、具体的な奨励策を実施しております。そういう意味では、いろいろなことを考えてはいるのでしょうけれども、私は、今の流れからいけば、素早いテンポで政策を打ち出して、1人でも2人でも人口がふえれば交付税も20万円、1人に

対して23万円だとか、2人だったら24万円とか50万円になるわけですから、そういったところに生きたお金を充てて、活性化につなげて、固定資産税も入るわけですから、そういった具体的な対策がやっぱり今必要だというふうに思います。そういったものがなかなか見えてこない。ハードの面はだめだとか、いろいろつけるわけです。

だけれども、今の経済事情からいけば、その流れを加味した中で政策をテンポよく打ち出すということが必要になってきているわけで、この点、町長、具体的に計画どのようにされるのかお伺いいたします。もう一度。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の移住・定住に対します御質問にお答えさせていただきます。

議員から御提案ございましたような個々の、今ここでお聞きいたしましたような御提言に対しましては、私といたしまして、そういう実施をする計画、予定は持ち合わせておりません。

何度も申し上げておりますが、私は、こういった事柄を進めるに当たっては、やっぱり基礎体力をしっかりと、前提条件をしっかりと整えていくことが、将来を見渡したときには、必ずそれが実を結ぶということを私は確信しております。しっかりと上富良野に、例えば学業を終えた後に上富良野で職を得て、そして上富良野で定住できるような、そういうことにむしろ力を注ぐべきだというふうな考えは変わっておりませんので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 私が示した40歳未満という形で、働き盛りです。子育てするという世帯で、消費も旺盛です。当然この町に住んでいて、そういった部分に対する持ち家の支援策というのは、検討する課題ではあると考えているという答弁であります。この点は、そういうふうに理解してよろしいですか。それで、具体的な時期だとかというのがわかれば示していただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 持ち家制度については、検討については、町の住生活基本計画の中に述べております。これについては、定住・移住対策のみならず、持ち家の方に対する支援ができないかどうかということは、それは町の政策として、定住・移住ということに特化しないで、検討していくテーマだというふうに考えておりますので、それはこれから具体的に検討を進めてまいります。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 具体的に今後検討してくだ

さい。

それで、教育行政に移ります。

米飯という形で、今、西川食品等々に委託しております。確かに直接加工と変わらないという形ではありますが、私は、今後視野に置くべき問題として、この上富良野町の給食センターを安定的に維持させることだというふうに思います。南富良野町に至っては独自の給食センターの建設というのも始めたというふうにお聞きします。

そういう意味では、特色ある学校給食の提供を行うという点でも、絶好の私は機会だというふうに思いますが、ここに、ちょっとわからないのですが、学校給食を広域連合に移行する基本方針の見直しを検討されるという形で、これは一本化に向けた見直しなのか、南富良野がそういう動きがあるので、これをまた御破算にするという動きなのか、ここの計画に町の計画をきっちり主張していかないと、やっぱりこれは広域連合の中に埋もれてしまう話なので、この点はどういうふうに理解しているのか答弁願います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 4番米沢議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、南富良野のお話も出ましたけれども、この段階では、まだ南富良野がそういう状況にはなかった状況でございまして、南富良野もどういう方向というのは、我々、最終的な決定事項は聞いてございません。

21年のときには、広域連合を一つの一本化にして統一するという考え方で進んでまいりましたので、今、23年で1回検討を加えて、これからの方向性を改めて定めようという状況で、今これから専門部会の中で再度調整をして進めていくという内容になっているところでございます。

先ほど言いましたように、主食でありますパン、それから米飯につきましては、現在のところ本当に本町においてはできる状況でございせんし、それまでの間の中では、これから方向性をきっちりと定めて対応していかなければならないというところがありますけれども、でも、当初はやっぱり広域連合一本化ということで、今の段階の中では進んでいる状況であるということだけは御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 教育長にもう一度お伺いいたしますが、一本化に向けた方向で進んでいるということで、今回の米飯が、特殊な事情なのかもしれませんが、しかし、前から私は主張しているように、町として、やはり地の利を生かして、給食セン

ターを今後施設整備して、町独自の運営という形の中で行うということが当然必要かというふうに思います。そういう意味で、この点どのように、やっぱり広域連合の中で、町の考えをきっちり主張すべきだと思いますが、この点どうなのかという点と。

それと、学校給食の無料化については、保育所も対象にして学校給食を提供する。あるいは無料化は、義務教育の一環としても無料化するなど、こういった具体的な対策はお持ちですか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君） 4番米沢議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今の段階の中では、3年ほどしかたつてございせんけれども、基本的には、広域連合の動きが成立されたということの意義というものもあると思えますから、今後、どういう措置になるかもしれませんが、現在のところ、物理的には、富良野地区に、例えば一つになるにしても、一緒に入るような状況ではございません。自賄いという形で今は進めてございます。たまたま、お話のように、南富良野も最終的にどういう状況になるか、決定は私は聞いてございませんけれども、どういう方向で全体的な流れになるかということも含めながら、今後の動きになってくるというふうに思います。

それと、幼稚園の関係でございすけれども、それについても、そういう体制が整うかどうかということも、まだはっきりできないところで、幼稚園の部分についてどうかと、そういう方向になれば、またいろいろなところに相談をして、広域連合になるか、どういう形になるかということも整理してしなければならぬ部分が出てくるのだと思いますので、我々としては、今の段階の中では、ちょっとそこまで考える余地がないのかなというふうに思います。

それと、無償化についてですけれども、それについても、米沢議員言われるように、義務教育については基本的に無償ではないかというお話は、当然お話を聞かされてございますけれども、我々としたしましても、やはり学校給食法が、今そういう形の中で動いてきてございますし、実際、本町の部分で950食以上ぐらいの食でございまして、単価を掛ければ、大体どのぐらいの収入になるかというのは、本当に莫大な経費なものですから、町単独で、そういう状況になり得ることはないかと、今の段階ではできないかと。これが国の方向でも、義務教育の給食の部分で無料化という形を打ち出していただければ、また方向性は変わってくるのかなというふうに思っています。そういう財政的な状況もございすので、そういうことも踏まえながら、今のところ推

移して、我々も進みたいというふうを考えてございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、4番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定につき、事務局長から報告いただきます。

事務局長。

○事務局長（野崎孝信君） 御報告申し上げます。

あす、6月20日は、本定例会の2日目で、開会は午前9時であります。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 3時50分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成24年6月19日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 佐 川 典 子

署名議員 小 野 忠

平成24年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成24年6月20日（水曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 議案第 1 号 平成24年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）
第 3 議案第 2 号 平成24年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第 4 議案第 3 号 平成24年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第 5 議案第 4 号 平成24年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
第 6 議案第 5 号 平成24年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
第 7 議案第 6 号 平成24年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
第 8 議案第 7 号 平成24年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）
第 9 議案第 8 号 特別職の職員の給与に関する条例及び上富良野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
第10 議案第 9 号 外国人登録法の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例
第11 議案第10号 財産取得の件（スクールバス）
第12 議案第11号 財産取得の件（総合行政システム）
第13 発議案第1号 議員派遣の件
第14 発議案第2号 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見の件
第15 発議案第3号 基地対策関係予算の増額等を求める意見の件
第16 閉会中の継続調査申出の件

○出席議員（14名）

1 番	佐 川 典 子 君	2 番	小 野 忠 君
3 番	村 上 和 子 君	4 番	米 沢 義 英 君
5 番	金 子 益 三 君	6 番	徳 武 良 弘 君
7 番	中 村 有 秀 君	8 番	谷 忠 君
9 番	岩 崎 治 男 君	10 番	一 色 美 秀 君
11 番	今 村 辰 義 君	12 番	岡 本 康 裕 君
13 番	長谷川 徳 行 君	14 番	西 村 昭 教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向 山 富 夫 君	副 町 長	田 浦 孝 道 君
教 育 長	北 川 雅 一 君	代表監査委員	米 田 末 範 君
教育委員会委員長	増 田 修 一 君	農業委員会会長	中 瀬 実 君
会 計 管 理 者	中 田 繁 利 君	総 務 課 長	田 中 利 幸 君
防災担当課長	伊 藤 芳 昭 君	産 業 振 興 課 長	前 田 満 君
保健福祉課長	坂 弥 雅 彦 君	健康づくり担当課長	岡 崎 智 子 君
町民生活課長	北 川 和 宏 君	建設水道課長	北 向 一 博 君
農業委員会事務局長	菊 池 哲 雄 君	教育振興課長	服 部 久 和 君
ラベンダーハイツ所長	大 石 輝 男 君	町立病院事務長	松 田 宏 二 君

○議会事務局出席職員

局 長	野 崎 孝 信 君	主 査	深 山 悟 君
主 事	新 井 沙 季 君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成24年第2回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(野崎孝信君) 御報告申し上げます。

議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として、配付のとおり申し出がございました。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

3番 村上和子君

4番 米沢義英君

を指名します。

◎日程第2 議案第1号

○議長(西村昭教君) 日程第2 議案第1号平成24年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(田中利幸君) ただいま上程いただきました議案第1号平成24年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)の提案要旨につきまして御説明申し上げます。

1点目は、平成23年度の各会計の決算確定に伴います繰越金及び繰入金の補正であります。

一般会計における実質収支が8,893万5,000円となったことから、当初予算の繰越金の計上額を差し引いた2,893万5,000円の増額補正を

するものであります。

また、国民健康保険特別会計など五つの特別会計において、翌年度へ繰り越しの手続をとることに伴い、一般会計が繰り戻しを受ける必要のあるものについて予算を計上してございます。

2点目は、本年度の保育所入所人員の確定に伴い、保育所運営費及び国、道支出金につきまして、所要の補正を計上するとともに、町内保育所1施設において、重い障がいを持つ児童の受け入れ環境の施設整備を実施するに当たって、道の保育所障害児受け入れ促進事業補助金を活用し、町から補助を行うため、所要の経費を計上するものであります。

3点目は、債務負担行為限度額の補正についてですが、当初予定しておりました総合行政システム整備事業について、その実施内容を精査した結果、新健康管理システム更新についても統合して行うことが可能であり、かつ事業に要する費用総額についても減額することができることから、両事業を統合して行うため、不足する債務負担行為限度額の変更補正をお願いするものであります。

以上申し上げました内容を主な要素といたしまして、財源の調整を図った上で、財源的に余剰となる部分につきましては、今後の財政需要に備えるため、予備費に留保することで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案につきましては、議決対象項目につきまして説明をまいります。

議案第1号平成24年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)。

平成24年度上富良野町の一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,727万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,727万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称及び補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款町税408万円。

1.2款分担金及び負担金2,97万5,000円の

減。

14 款国庫支出金 150 万 7,000 円の減。

15 款道支出金 196 万 2,000 円。

17 款寄附金 17 万 9,000 円。

18 款繰入金 623 万 8,000 円。

19 款繰越金 2,893 万 5,000 円。

20 款諸収入 36 万円。

歳入合計は 3,727 万 2,000 円であります。

2 ページをお開きください。

2、歳出。

2 款総務費 223 万 5,000 円。

3 款民生費 15 万 9,000 円の減。

4 款衛生費 79 万円の減。

5 款労働費 2 万 7,000 円。

6 款農林業費 413 万 9,000 円。

7 款商工費 719 万 9,000 円。

9 款教育費 317 万 1,000 円の減。

13 款予備費 2,779 万 2,000 円。

歳出合計は 3,727 万 2,000 円であります。

3 ページへ移ります。

第 2 表、債務負担行為補正につきましては、冒頭説明をさせていただきましたので、説明を省略いたします。

以上、議案第 1 号平成 24 年度上富良野町一般会計補正予算（第 1 号）の説明といたします。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） 何点か質問させていただきます。

15 ページにかかわって、委託児童措置費という形で、特別保育事業、障がいを持たれた方が入所にかかわるスロープの設置等という補助の内訳だという説明であります。これは、わかばさんという形になっているかと思いますが、これは何名の方がそういう状況で入所されるのか、状態としては、どういう身体の状態なのかという点で、それと、他の保育所等においては、こういったかかわる障がい児の保育の入所状況等はどのようなふうになっているのか、お伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、各措置費という形で、前期と後期で分かれているかと思いますが、それぞれの保育所でどのような措置費が配分されているのか、この点をお伺いしておきたいというふうに思います。

とりわけ障がい児保育については、それぞれ保育

所で、やはり重要な保育を担って、どの子もひとしく保育所で学び育つという大切な保育事業だと思うので、この点については大いに推進すべきかというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、長期滞在型の観光事業の予算という形で予算が計上されております。

そこで、この目的は何かという点でお伺いいたしますが、資料によりますと、8 月から 9 月上旬を予定して、滞在していただいて、そこで将来の上富良野の観光につながるような、そういったアンケート調査等を行い、観光振興計画にも生かしたいというような中身だったかというふうに思いますが、もう一度、どういう目的で長期滞在型の観光事業が実施されようとしているのか、それを今後どのようなふうに関わって生かそうとしているのか、この点、お伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） 4 番米沢議員の御質問にお答えいたします。

まず、第 1 点目の委託児童措置費の補助の関係でございますが、議員御質問のように、わかば愛育園という状況でございます。4 月に重度の身体障がい者ということで、車いすで登園しないとならないというような状況と、この 7 月には全盲の方 1 名が入所するというようなことで、他の保育所、幼稚園につきましてはスロープございましたが、わかば愛育園につきましては、設置当初からスロープがないということで、これまで簡易的なものを行ってまいりましたが、今回、それにあわせて整備するというような状況となっております。

それから、他の保育所の障がい児の状況につきましては、2 名から 3 名という状況になってございます。

それから、2 点目の措置の保育所ごとの配分の状況でございますが、現在確認をしてございますので、後ほど答弁させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田 満君） 4 番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

事業のそれぞれの目的、それから活用等についての御質問かと思いますが、基本的な目的としましては、まず、参加者のアンケート調査をもとに、町の現状、課題、特に、通過型と言われる観光形態をぜひ少しでも滞在型に近づけていきたい、そういう部分の参考にしたいというのが、一つ大きな目的としております。

それから、今、策定中であります観光振興計画に

おいても、このデータを活用しながら生かしていきたいなと思っています。

それからもう一つ、これは効果も含めてでありませけれども、当然この事業を行うことによりまして、宿泊施設、それから体験施設、それから飲食関連施設等々、関係の観光関連団体等が連携できる形をとりながら、町としても一体化した観光事業という形を体験できればと思っておりますので、そういうものも含めて、それぞれの目的、効果を求めて今、実際に実施をしようとしているものであります。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 障がい児保育の点について、入所されて、そこで1日暮らすわけなのですが、当然それにかかわって、日常的な支援というのにも必要になってきている部分があると思います。そういった意味では、子育て支援だとか、いろいろな支援の体制づくりがあると思いますが、こういう人たちが、そういった日常的に支援を受けながら生活できるという点で、上富良野町の体制というのはどういった体制になっているのか、この点もお伺いしておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） 4番米沢議員の御質問にお答えいたします。

障がい児保育の支援体制でございますが、子どもセンターのほうに発達支援センターを設けてございます。そういった中で、発達の障がいのある方、それから障がい児の方、そういった方々がおられます。

各保育所、幼稚園に月に1回程度、それからまた、行事等ある場合については、どのような園での行動をされているか、そういったことやなんかの確認を行いながら、そして、機会を設けまして、保護者の方と、こういう状況ですというようなことで情報の共有をしまして、子供さん方の健やかな成長の一助にするというようなことで対応をしております。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにございませんか。

13番長谷川徳行君。

○13番（長谷川徳行君） 先ほどの上富良野町長期滞りおもてなし協議会の関連なのですが、構成団体を教えていただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田 満君） 長期滞りおもてなし協議会の構成団体については、上川総合振興局、

それから上富良野町観光協会、それから各事業者ということで今、構成をしております。

○議長（西村昭教君） 13番長谷川徳行君。

○13番（長谷川徳行君） 事業者というのは、例えば旅館組合だとか温泉組合だとか、そういうことでよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田 満君） 13番長谷川議員の御質問にお答えさせていただきます。

基本的には、今、議員御指摘のとおり、宿泊施設あるいは飲食店、それから当然、お土産等の販売施設やなんかございます。そういう関連施設を事業者というふうにとらえております。

○議長（西村昭教君） 13番長谷川徳行君。

○13番（長谷川徳行君） 以前、ある団体でカレーをつくって、そのとき、御存じだと思いますけれども、商工会ではやる、温泉組合ではやる、旅館組合ではやる、こういうばらばらなことになったことがあるのです、現に。きちっと指導のほうはしていただきたいものなのですけれども、その辺はどうか。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田 満君） この協議会の体制そのもの自体を、観光協会が中心となってそれぞれ、現在、実施していただく事業者の方々との連絡調整等々も含めて、連携をお互いにとりながら進めておりますので、一体となった事業になっていくというふうに確信しております。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） まず第1点は、11ページの諸収入の関係でお尋ねをしたいと思います。

この中で、教育費貸付金元利収入ということで36万円。それで、議員協議会の中では、当初予算の計上すべきが失念をしたということでのお話がありました。

それで、債務者が貸付金を納付したのはいつで、その後、事務の内部の流れがどうなっているのかということで、1点、確認をしたいと思います。

それから続きまして、13ページ、総務費の消防車庫前の舗装の関係です。

お話を聞くと、ずっと何年来そういう状況が春先にあるというようなことも含めてなっているので、本来的には当初予算で、そういう実態がずっと承知しているのであれば、やはり当初予算で計上すべきものではないかという感じがいたします。

したがって、その点は、今までの実態、それから、1回直しているという話を聞いています。その

経過等も含めてお聞きをしたいと思います。

それから3点目は、長期滞在型の関係です。25ページの関係。

今、同僚議員からいろいろ質問がありました。それで、先般の議員協議会にもちょっとお話ししましたけれども、それでは、上富良野ということで、ニーズがどういう状況になっているかということで、一応きょうの議会の中に情報がわかればということをお願いをしております。その実態がどうなのかということ、一応40名ということで予算措置をしています。現在の状況はどうかということを確認をしたいと思います。

それから次に、4点目、29ページです。教育費の中での工事請負費、特に、東中小学校校舎整備ということで432万6,000円の減です。それで、今回の定例会に、行政報告資料ということで、平成24年度建設工事発注状況ということで、9番目に東中小学校校舎整備工事、業者名、ポリマー工業株式会社、町外。契約金額が430万5,000円ということで報告があります。

したがって、実際に当初予算を見ますと908万3,000円なのです。体育館屋上の防水工事の関係といえば863万1,000円のが、現実に430万5,000円ですから、半値ですよ。これらの積算根拠と、もしくは落札者の意図があって、こういう形なのか、見積もりが不十分だったのか、もしくは中身が変わったのかということも含めて確認をいたしたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（服部久和君） 7番中村議員の御質問にお答えいたします。

まず、諸収入の関係で、貸付金元利収入の部分の流れでございます。

まず、今回36万円の補正をしておりますけれども、納入者は2名の方の納入となっております。流れといたしましては、基本的に毎月25日に納入をしていただくという形で受け入れをしているところでございます。

それぞれ2名の方の23年度末の残高でございますけれども、1名の方については、23年度末で106万円の残、もう1名の方については、年度末で12万円の残でございます。当該年度、24年度でお支払いいただくのが、1名の方が12万円、もう1名の方が24万円、年度に納めていただくような形になっております。

あと、1名の12万円の方については、家計などの状況から、既に最初の約束の期間を超えて、延長した中で納入をしていただいているところでござい

ます。この方については、今年度で終了する予定ですし、あと、ことしに入ってから、4月、5月と、既に1万円ずつ納入していただいておりますので、今後についても納入されるものと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 7番中村議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず1点、消防の車庫前の改修工事の関係ですが、これまで、平成17年に、特に、凍上を抑制するために路盤の入れかえを行ったところであります。幅については2メートルちょっとぐらいのところを、路盤を入れかえて凍上を抑制したという工事でございます。それ以降、年によって、寒さによって凍上の状況が違っていたようですが、ことしの5月の初めでしたが、消防長から声がかかって、このような状況だということで、現地を確認させていただいて、状況も聞きましたが、いわゆる救急自動車がスピードをつけて出動できないような状況も聞かせていただきました。

したがって、当初では状況が確認できておりませんでしたので、この6月の定例議会に補正予算を計上させていただいた経過でございます。

次に、2点目の東中小学校の防水工事の入札に係る部分でございますが、入札に係る業務、私のほうで措置してございますので、お答えをさせていただきますが、議員、今おっしゃられましたように、落札率がおおむね50%という状況になりました。応札をされた業者さんの意図ははかり知れませんが、私ども入札にかかわりましては、低入札を防ぐために、低い落札率については制限をしております。

今回のケースにおいては、その該当者でございますので、すぐにその該当業者から見積もりの内訳書を提出させました。どうしてこのような価格で受注ができるのかについても本人から、社長みずから聞きました。その大きな原因は、ウレタン防水工事でございますので、それらの材料を大量に在庫していることから、これらの工事について低い価格で実施ができる、そういうことが担保できましたので、したがって、これらの入札を了承という状況でございます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田 満君） 7番中村議員の御質問の長期滞在型の関連についての御質問にお答えさせていただきます。

申し込み状況等々につきましては、申し込みを最終的に取りまとめております、補助していただく北海道観光振興機構等からの情報をいただきながら、

実は、完全なリストはございませんけれども、状況によると、先日新聞等でも報道されました32地区のうち28地区がもう既にということで報道されましたけれども、上富良野町の部分については、全道で3番目ぐらいの位置づけで申し込みがきているというふうに、これはちょっと明確な情報ではございませんが、我々が今、機構のほうから受け取っている情報としては、そういう状況で受け取っております。

そういう形の中で、基本的には、説明の中では、40名を超えてしまうと、機構の中である程度振り分けをかける部分があるものですから、そういう形の中で、もう既に、まだ確定は、最終的には、きょうもまだ議会が終わっていませんので、議会終了後に、最終的に確定をしたいと思っておりますけれども、ほとんど満杯になる状況であるということは、情報としては今、受けとめております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 諸収入の関係の上富良野高等学校の就学資金の関係なのですけれども、私は質問したのは、1の人、2の人がそれぞれ何月何日お金が納付されて、そしてそれが事務上、出納室に入るのか、それから教育委員会に振り分けるのか、そういう事務の流れがどうなのかということで、どこが原因だったのかということをお聞きしたので、そういうことで、それを再答弁お願いしたいと思います。

それから、消防車の関係は、前から言われて、この前に新しい消防長に確認したら、前からそうだったのだと。1回工事をしたのだと。

ということは、言うならば、私の本町かいわいも一時はそうだったのですけれども、春先の3月ぐらいになると凹凸がしたり、そして5月から6月になれば平面になるというような、似たような形なのかということで、実際に、この前のお話を聞くと、やっぱりバンパーや車の腹をすることもあるということなので、そういう状況の報告が、言うならば消防からこちらのほうに伝わっていなかったのが、今回、5月の中旬になって初めてということがわかって、現場を確認したらということで、今回、補正ということになったのかなという気がしますけれども、その点、緊急車両の出動ということもあれば、そういう点で消防と十分密な関係を持って、そういう状況を把握したほうがいいし、向こうから来るまで待っているのは当然だけれども、向こうのほうもそういうことを承知していたのであれば、そういうことの再発のないような形で、消防とも十分打ち合わせをしていただきたいなという気がします。

それから次に、教育費の関係で再確認をしたいのですけれども、今回、トータルで908万3,000円の総予算で、トイレの改修等も含めて、ポリマーの会社に入札をされたのかなという気がしますけれども、現実にグレーダー等の資材があったからということで、約50%は、半額ですね。そういう点で、ちょっと我々としては見積もり、もしくは積算等の根拠がということであって、最終的に落札した段階で聞いたところが、そういうことだということでございますので、照査したけれども、一般的には50%ということの落札状況は一体何なのか、それから、ほかに何か意図があるのかということも疑わざるを得ない面もあるけれども、今、総務課長のお話を聞いて、十分理解できたのです。

ただ、僕は、今回、東中小学校の重油タンクの内面のコーティング、お金が余ったからこうなのかと勘ぐりたくなる面があるのですね、現実には法定費用で25年1月までにやらなければならないということがあるのであれば、場合によっては、これも当初予算の中に組み込むべき性格のもののかなという感じがいたしました。しかし、余ったからということではないということに感じたいのですけれども、その点、一応確認をしたいと思います。

それからあと、長期滞在型の関係で、今、確定ではないけれども、全道3位の段階に入っているということで承知をしましたが、宿泊先は、あくまで申込者がどここの温泉、どここのペンションというようなことで、うちの町で振り分けるのではなくて、あくまで申込者が選択をするということだろうと思うのですけれども、その点を確認したいと思いますけれども。

それからもう1点、観光の関係で、今、番組企画書ということで、テレビ東京で、「出沒！アド街ック天国」というようなことで私のところにも来たのです。町のことを知りたいということで。テレビ東京のあれで、これは、町のほうを通じて来たのでしょうか。きのうも電話が来たのですけれども、中富良野のホテルで泊まっていて、えらい雑音で携帯電話が聞こえなかったのですけれども、そういうことで、町を通して来たのかどうか、その点ちょっと、再質問の中で改めて入れるのはあれなのですけれども、緊急で今もうこの辺一生懸命やっているのです。その点、もしわかれば教えていただきたいです。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 7番中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、東中小学校については、トイレの改修工事につきましては別発注になってございますので、防

水ウレタン工事のみの状況でございます。

先ほどの答弁と繰り返になりますますが、この当該業者につきましては、実績のあるものを指名しておりますので、さらに、この業者については、国の工事についても十分受注の実績がある業者でございましたので、先ほど申しあげました低入札防止の観点でチェックをさせていただきましたが、いずれにしても町の期待する事業については十分担保ができるというような形で判断させていただきました。

また、積算の根拠につきましては、北海道が所管しております道の歩掛かり等もでございますので、それらの予定価格については、適正に算定をさせていただいたところであります。

また、重油タンクについては、教育振興課長のほうから御答弁をさせていただきます。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（服部久和君） 7番中村議員の2点の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の上富良野高等学校卒業生、就学資金貸付金の返還金についてでございます。

今回、補正予算が必要になった理由につきましては、先日の所管委員会でもお話ししたとおり、失念ということが原因でございまして、威張って言うようなことでは全くないのですけれども、まず、収納の流れに問題があつて、要求をしていなかったということではなく、全く予算書に、電算ですけれども、電算の収入科目に金額を入れることを失念していた結果、今回、補正予算が必要になったものでございます。

通常の収納の流れ、あわせて収納の流れもお話しいたしますけれども、指定の金融機関のほうに納入者が納入する。それについて会計課のほうで電算的に入力されまして、それが所管においてまた改めて調整をするというような流れになっていまして、収納の部分での問題は全くなく、事務担当である我々が予算要求の時点で入力をしなかったというのが原因のすべてでございます。

2点目の東中小学校の燃料タンクに関しましても同様の形で、本当にお恥ずかしい話だということで、所管委員会の中でお話しさせていただきましたけれども、改めて、失念したことに対しまして申しわけなく思っていることと、今後、このようなことがないような形で、慎重に予算の要求をしていきたいと考えておりますので、御了承いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田 満君） 7番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、長期滞在型等々の宿泊施設の選定については、基本的には、申込者が登録されている宿泊施設と希望した施設とマッチング、それぞれ空き部屋ですとか、そういうものも含めてマッチングできれば、ある程度成立するという形で進めております。町のほうで、あなたはこの施設、あなたはこの施設とか、あるいは観光機構のほうでそういう振り分けをしているということではないということで、まず、御理解をお願いしたいなと思っております。

町のほうからそれぞれ観光機構に、宿泊できる施設等々についてもある程度情報提供しております。その中で選んでいただくということで、御理解をいただければと思っております。

それからもう1点、中村議員御指摘のテレビ東京、TVhだったと思いますが、町のほうに実は制作会社が、「アド街ック天国」、説明長くなりますけれども、番組自体は、東京周辺ですとか、それぞれ、ベスト30だとか、そういう形の中で、地区の特徴あるものを紹介していくような番組であります。

今回、富良野地域をターゲットにしたいということで、実は、町のほうにも連絡をいただいております。そうした中で、町のほうとしても、すべて施設が町の担当で理解できている部分ではなくて、観光協会とも連絡をとりながら、観光協会のほうでも今、ただ、まだ何を選定していただく、どこを選定していただくというのがまだ決まっております。そういう形の中で、恐らく制作会社のほうではいろいろなところに出かけて、現場を見ながら今進めているというふうな状況であるということで、私どものほうでは押さえております。

なお、基本的には、7月14日に放映する予定だというふうに私のほうでは聞いております。日程が確定しているかどうかも含めてまだ、話の中で聞いている状況なものですから、そういう状況であるということで御理解を賜ればと思っております。

また、ある程度確定してくれば町民の皆様にも、防災無線等で、こういう番組が放送されますということでまたお知らせをしたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 25ページにかかわります上富良野町長期滞在おもてなし協議会負担の件で、ちょっとお聞きしたいのですが、非常に上富良野町の観光行政においてもいいことであると思っております。また、近郊、富良野、美瑛地区の中においても、上富良野町だけが手挙げをしたということで、この点は非常に評価が高いことだと感じるので

が。

しかし一方で、観光振興機構の事業というのは、過去2年、3年ぐらいずっと採択を受けながら、こういった、いわゆる町外、道外の人を含めて、地元におもてなしをする事業という予算、また、食を通じて、その地域を掘り起こす事業というものが常にずっとあるわけですから、お聞きしますと、既に40名を超える応募者が、既に上富良野町に対して希望を設けている。その後、後追いの形でこのような補正予算をかけるというのではなく、やはりアンテナを常に観光協会、また、観光の班とアンテナを高く上げながら、こういった事業にはすぐ採択ができるような、そういった当初予算の配置というものが大きく必要となってくると思いますし、観光振興機構の事業自体というのは、非常に補正を組んだような形で、途中でわいてくる事業ということも一方でお聞きしておりますが、やはりこういったスピードが求められる時代でありますから、そこは、採択業者になります観光協会の中の担当者と十分に、予算を組む段階で、これらの道や国の有利な補助金が活用できるに対して、柔軟な予算組みができるような、常に手挙げをするような姿勢というものをとっていくべきだというふうに考えます。

それともう1点、先ほど同僚議員のほうからも質問が出ました構成団体の中で、恐らく事業手挙げ業者が観光協会ということになりましょから、当然観光協会に属する会員さんが中心となっていくわけですが、やはり一方で、このように協会独自の自主財源の中で動かすわけではないので、同じような団体であります商工会とも十分連携を図った中で、構成業者に偏りがないような配慮をとりつつ、せつかくの機会ですから、こういった国の有利な予算、また、町の予算を配分することによって、それらの会が活性化するような、そういった御指導などもこの機会にぜひしていただくことが肝要かと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田 満君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、時期的なもののお話をさせていただきますと、実は、振興局のほうから町のほう、あるいは観光協会のほうに事業説明があったのが、実は2月17日というふうに私どものほうでもとらえていますけれども、そういう部分。それから、照会通知をいただきましたのも2月の末になってからの状況なものですから、どうしても当初予算の策定期間には間に合わなかったというのも一つの要因になるかなと思っております。

そういう意味も含めて、ただ、事業自体について

は、大変我々としても有効的な事業であるという判断の中で、協会との協議の中で、今回、補正をさせていただくという事態に至っております。

また、議員御指摘のとおり、当然商工会さん等々も含めてということも理解できるのですが、ただ、観光協会の会員さん、それから商工会の例えば飲食部会さんですとか、そういう部分の方と当然重複して加入している方もいらっしゃいます。そういう意味も含めて、それぞれ町内全域の飲食店さんにもある程度の紹介もさせていただいておりますので、こういう形の中で今、協会が事業主体となりながら、この事業を進めているということで御理解をいただきたいと思えます。

ただ、今後の事業展開に当たっては、それぞれ関係団体と当然一体感を持った形の中で事業を進めていくというのが、我々としても本当に理想としているところでありますので、ぜひ今後については、そういう努力もしていきたいと思えますので、御理解を賜りたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） まさに、今、課長が最後におっしゃっていただいた各団体の連携の、そのかなめ役として行政がぜひ動いていただきたいのですが、今後においてもそれぞれの団体で、この上富良野町を大きく道外にアピールをするような、予算づけが当初予算でされているところがあるのですが、お聞きしますと、まだその辺のすり合わせが、それぞれの団体で構成を組む段階で、どうもまだうまく走っていないようでもあります。

今回このような形で、長期滞在型のおもてなしを一つのきっかけとして、ぜひ商工と観光、また農業も含めて、それぞれの産業分野がしっかりと手を組んで、上富良野町がPRできるような、そういった御指導を今後もしていただきたいと思えますので、最後に、その思いというか、方策などをお聞かせください。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田 満君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

いわゆる議員おっしゃるように、農業、商工、観光、すべての産業が連携して、俗に言う産業連携、これが実は私どもの、もちろんうちの町長の当然大きな課題であります。そういう意味も含めて、ただ、まだ具体的な方策が、なかなかお互いのコミュニケーションもとれない部分の中にありますので、今後、そういう意味も含めて、各団体とのコミュニケーションを深めながら、連携を図れるような、お互いにまたアイデアを出しながら事業展開していきけるような、そういう形をとればなというふうに考

えてございますので、ぜひその部分でも御指導・御協力をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

先ほどの米沢議員の質問に対して答弁漏れがありますので、答弁をいたさせます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） 先ほど4番米沢議員から御質問ありました児童措置費の関係でございます。

1点目にお話のありました保育所の障がい児の受け入れ状況の関係なのですが、先ほど二、三名ということで説明をさせていただきました。確認したところ、正確な数字がわかりましたので、中央保育所が4人、わかば愛育園が3人、西保育所が2人ということになってございます。

それから、障がい児の受け入れに係る運営費というようなことでの御質問かと、全体ということですね。わかば愛育園のほうが5,115万円ほどになってございます。それから、西保育園のほうが5,694万円ほどになってございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第2号

○議長（西村昭教君） 日程第3 議案第2号平成24年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第2号平成24年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、平成23年度会計の決算により、平成24年度会計への繰越額が8,194万7,000円と確定したことから、当初予算の繰越金1,000万1,000円に7,194万7,

000円を増額計上し、所要の補正をするものであります。

次に、歳出につきましては、平成23年度の一般会計繰出金の金額が確定したことにより、所要の補正をするものであります。

また、収支残額の7,068万1,000円を予備費に充当し、平成24年度会計の不測の事態に対応しようとするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御了承願ひます。

議案第2号平成24年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成24年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,194万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,978万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

9款繰越金7,194万7,000円。

歳入補正合計は同額の7,194万7,000円であります。

2、歳出。

10款諸支出金126万6,000円。

11款予備費7,068万1,000円。

歳出補正合計は7,194万7,000円であります。

以上で、議案第2号平成24年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第3号

○議長(西村昭教君) 日程第4 議案第3号平成24年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(北川和宏君) ただいま上程いただきました議案第3号平成24年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、平成23年度会計の決算により、平成24年度会計への繰越額が62万円と確定したことから、当初予算の繰越金1,000円に62万円を増額計上し、所要の補正をしております。

次に、歳出につきましては、平成23年度の保険料及び一般会計繰入金金の精算に伴い、広域連合納付金及び一般会計繰入金金の金額が確定したことにより、所要の補正をしております。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御了承願います。

議案第3号平成24年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

平成24年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,598万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰越金62万円。

歳入補正合計は同額の62万円であります。

2、歳出。

2款広域連合納付金38万6,000円。

3款諸支出金23万4,000円。

歳出補正合計は62万円であります。

以上で、議案第3号平成24年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第4号

○議長(西村昭教君) 日程第5 議案第4号平成24年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(坂弥雅彦君) ただいま上程されました議案第4号平成24年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨を申し上げます。

1点目は、本会計の23年度分の精算を終えて、平成24年度会計への繰越金が確定し、平成23年度に一般会計から繰り入れた給付費の負担、給与費、事務費の精算によって確定した188万8,000円を一般会計へ繰り出すほか、国へ377万6,000円を返還し、道から174万5,000円の受け入れ、平成23年度に納付された後に減額確定した介護保険料22万9,000円を還付するよう歳入歳出それぞれの科目へ増額補正するものでございます。

2点目は、平成23年度で第4期介護保険事業計画期間が終了しましたことから、歳入歳出の剰余金を介護保険事業基金へ1,729万3,000円を増額補正するものでございます。

3点目は、歳出の地域支援事業費におきまして、

生きがい活動支援通所サービス事業として、閉じこもりがちな介護認定前の高齢者の介護予防事業の実施事業所の拡大に伴う年間の委託経費など282万8,000円を増額補正するものです。

この歳出の補正に対応する国、道、町、支払基金、事業基金の歳入をルールに基づいて所要額を増額補正するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出予算総額に2,601万4,000円を追加し、合計額8億345万3,000円にしようとするものでございます。

それでは、以下、議決項目部分につきまして、議案を朗読し、説明いたします。

なお、事項別明細書以降につきましては、説明を省略させていただきますので御了承願います。

議案第4号平成24年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成24年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,601万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億345万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款の名称と補正額のみ読み上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

2款分担金及び負担金56万4,000円。

3款国庫支出金56万7,000円。

4款道支出金202万8,000円。

5款支払基金交付金65万3,000円。

7款繰入金76万1,000円。

8款繰越金2,144万1,000円。

歳入合計2,601万4,000円。

2、歳出。

3款地域支援事業費282万8,000円。

5款基金積立金1,729万3,000円。

6款諸支出金589万3,000円。

歳出合計2,601万4,000円。

以上、議案第4号平成24年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明といたします。

御審議いただき、お認めくださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の

説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 7ページの閉じこもりがちな高齢者の予防事業をやるということで、これは何名ぐらいの対象、281万6,000円、今、補正しようということですが、何名ぐらいの対象者を見込んでいらっしゃるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） 3番村上議員の御質問にお答えいたします。

人数的には、20名程度で予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 閉じこもりがちな高齢者というのは、その選定につきましてはどのような方法で、今20名ぐらいというあれですが、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） 村上議員の御質問にお答えいたします。

閉じこもりがちというようなことで、あと、ラベンダーハイツのデイサービスですとか、そういったところの待機者ですとか、あと、認知症の初期の女性ですとか、こだわりが強くて御家族もなかなか難しいといったような方々がございます。生きがいデイサービスの関係につきましては、そういうような方々ですとか、介護認定前の方々が対象となっております。

そういった中で、登録をさせていただいて通所して、御自宅の中にこもるのではなくて、そういったデイサービスを活用した中で、介護予防に努めていただくというようなこととなっております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） この内訳はどういうふうになっているのか、予算の内訳等をお伺いいたします。

介護全般についてもちょっとお伺いしたいのですが、こういう事業所を選定する場合は、どういう基準に基づいて選定されるのかということなのですが、今既に運営されているので、地域のこういった閉じこもりの人たちを少しでもここに集めまして、やっぱり介護予防につなげていきたいということだと思いますが、その点と。

介護全般でお伺いしたいのは、こういう介護施設を設置する場合の基準というのがあるかというふう

に思います。伺いたいのは、今、上富良野町で、いわゆる多機能型の介護施設を設置するという形で、福祉協議会にそれを協議して、8月段階で計画書が出てきて段階で、どういうふうにするのかという形で、選定もしたいという形なのですが、そこで、伺いたいのは、そういう業者も含めて、地元業者、あるいはほかでも、上富良野町でこういう施設を運営したいということがあれば、それも選択肢の一つとして加えるということはあるのかどうなのか、いきなり福祉協議会ありきという形の中で今進められているかというふうに思いますが、この事業所の選定等についてはどうなのか、お伺いしておきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） 4番米沢議員の御質問にお答えいたします。

閉じこもり予防通所事業の関係につきましては、委託料といたしましては、単価4,000円となっております。20名で、44週で、こられる方100%ということをごさいますので、8割分を予算計上させていただいているという内容でございます。

それから、こういった事業所、場所の選定といった部分では、介護予防の事業をできるところというふうになりますと、現在、町の中においては、ラベンダーハイツでデイサービスで、生きがいサービスをやっているところですが、曜日としましては、毎週木曜日ということで、あと、他の、日曜日を除く曜日は、認定者のデイサービスをしてございます。そういった中で、デイかみんにつきましては、毎週月曜日から金曜日ということで、土曜日だとかに事業を拡大することができないかといったことで、第5期計画を練る段階におきまして、そういった対応ができるかどうかということで、事業者にもちよとお話をさせていただいていた経過でございます。

そういった中で、この4月以降にそういった体制がとれるというようなことで、土曜日に、特に、運動を中心というようなことで実施をいただけるようなことになったというような状況となっております。

それから、3点目、4点目も関連するのかなと思うのですが、介護全般、それから、小規模多機能だとかの関係につきましては、状況から申し上げますと、町外の事業者からも、これまでも幾つか、こういったことをしたいというようなことでのお話だとかは実際的にございます。

ただ、それが実現になるかどうかといったものもございまして、町の介護保険計画での見込み、そういったものもございまして、そういった中で経過して

ございます。

先ほどございました小規模多機能の関係につきましては、この第5期計画をスタートするに当たりまして、地元の社会福祉法人として、そういった事業に取り組む意思があるかどうかというようなことでの投げかけを、一番最初に社会福祉協議会のほうにはお話をさせていただいております。

ただ、昨日も一般質問の中にもあったわけなのですが、そういった中にも、町内でも、そのような事業を展開したいというような方からのお話も実際的にございます。

ただ、町といたしましては、5期計画の中で、多くの方が介護保険料の負担といった部分で、先般、3月にも介護保険料につきましては、皆さんから御意見をいただいた中で、介護保険料の決定を見たわけなのですが、7割近くの方が所得階層的には低いというような状況もございまして、そういった中で、施設入所にすぐなるのではなくて、在宅を支えていくためには、やっぱり小規模多機能だとか、そういう在宅で介護する中において、そういった施設の機能を有効に活用した中で展開していかなければならないといった状況でございます。

ただ、社会福祉協議会の関係につきましては、実際に具体化の計画は、今、中で議論されている状況となっております。この5期計画の中で、そういったことが、町としましては、在宅を支えるといった部分では、何とか実現できるようなことで、もし他に事業者だとか、そういったことがあった場合には、理事者の判断もいただきながら、どういふふうに進めていくかといったことを判断しないとしない時期も来るのかもしれませんが、現状といたしましては、そういうようなことで、できれば地元の社会福祉法人なり各法人、そういったところであることが一番望ましいのかなというふうにごさいます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 確認なのですが、そういう答弁でしたら、最終的には、福祉協議会という形で、打診はしているけれども、それがすべてではないと。他の事業所等も参入するという動きがあれば、それも候補の一つとして入るというような答弁だったのかなというふうに思いますが、この点は間違いのないかどうか確認しておきたいと思えます。

普通でしたら、一般的な解釈なのですが、当初、そういった計画段階において既に、そういった段階から各事業所の意見を募りながら、参入の意思も確かめながら、どうだという形で、一般的には進めら

れるのかなというふうに思います。

上富良野町の場合は、特に、福祉協議会というのが重点的に、ヘルパーの派遣等も事業所としてやっておりますので、そういったウエートも考えられて進められた経過もあったのかなというふうに思いますので、その点、もう一度確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） 4番米沢議員の御質問にお答えいたします。

町としましては、いろいろな考え方、そういったものがあるかと思えます。町として、昨日も町長のほうからお答えさせていただいたように、町自体がそういった施設を建設するというようなことではなくて、事業者の方々の考え方だとか、そういったものやなんかを確認した中で、今後推移していかないとならないのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにごございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

再開は10時35分といたします。

午前10時17分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第5号

○議長（西村昭教君） 日程第6 議案第5号平成24年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま上程されました議案第5号平成24年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の補正の要旨につ

いて御説明申し上げます。

内容につきましては、平成23年度会計決算に伴う収支の精算差額を平成24年度会計に繰り越し、同額を一般会計へ繰り出すものとなっております。

内訳につきましては、歳入では、使用料の減を主要因とする収入合計5万8,000円の減額と、歳出の電気料、修繕費、揚水機購入費などの執行残39万5,000円の差額であります33万7,000円を繰り越すもので、当初予算の1,000円に33万6,000円を追加するものとなっております。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第5号平成24年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成24年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,252万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをごらんください。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げ、事項別明細については省略させていただきます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款繰越金33万6,000円。

歳入合計33万6,000円。

2、歳出。

3款繰出金33万6,000円。

歳出合計33万6,000円。

議案途中で、項目の見出し、歳出部分、1とありますのを2と訂正させていただきます。

以上、議決項目についてのみ御説明申し上げます。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第5号を採決いた

します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第6号

○議長(西村昭教君) 日程第7 議案第6号平成24年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(北向一博君) ただいま上程されました議案第6号平成24年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の補正の要旨について御説明申し上げます。

内容につきましては、平成23年度会計決算に伴う収支の差額を平成24年度会計に繰り越し、同額を一般会計へ繰り出すものとなっております。

収支差額の内訳につきましては、歳入の下水道使用料を主要因とする142万4,000円の増額と、歳出側では、職員給与費や管渠清掃、汚泥処理手数料、予備費などの執行残109万1,000円の合計額251万5,000円を繰り越すもので、当初予算の1,000円に251万4,000円を追加するものとなっております。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第6号平成24年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

平成24年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ251万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,415万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをごらんください。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

なお、事項別明細については省略させていただきます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

5款繰越金251万4,000円。

歳入合計251万4,000円。

2、歳出。

3款繰越金251万4,000円。

歳出合計251万4,000円。

以上、議決項目のみ御説明申し上げます。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第7号

○議長(西村昭教君) 日程第8 議案第7号平成24年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長(大石輝男君) ただいま上程されました議案第7号平成24年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、平成23年度のラベンダーハイツ事業特別会計の決算におきまして、繰越金が1,738万6,000円と確定いたしましたことから、当初予算に計上している500万円との差額1,238万6,000円を繰越金に補正するものでございます。

2点目は、同額を予備費に計上いたしまして、ラベンダーハイツ事業における利用者のサービス利用状況等に対処し、今後の施設運営に支障が生じないよう不測の事態に備えようとするものでございます。

なお、今後におきまして、事業の収支状況を見きわめながら、基金への積み立て等も検討してまいりたいと考えております。

以下、議案の朗読し、説明とさせていただきます。

議案第7号平成24年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)。

平成24年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,238万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億81万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

5款繰越金1,238万6,000円。

歳入補正額合計は、同額の1,238万6,000円でございます。

2、歳出。

6款予備費1,238万6,000円。

歳出補正額の合計は、同額の1,238万6,000円でございます。

これをもちまして、議案第7号平成24年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第8号

○議長（西村昭教君） 日程第9 議案第8号特別職の職員の給与に関する条例及び上富良野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君） ただいま上程いただきました議案第8号特別職の職員の給与に関する条例及び上富良野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

特別職の給与並びに議会議員の報酬等につきましては、平成17年度に一部改正を行って以来7年が経過したところであります。

この間、一般職の職員にあっては、地域給の導入など、給与構造改革が実施されるとともに、人事院によるマイナス勧告が続いている状況にあり、また、我が国の経済状況も厳しい現状を反映して、町民の給与所得及び法人所得等も伸び悩んでいる現状を踏まえて、町長、副町長、教育長にあっては、平成21年12月より期間を限定した給料の独自削減を暫定的に実施しているところであります。

このような経過の中で、4月27日に特別職報酬等審議会に、特別職の給料並びに議会議員の報酬の額の改定について諮問し、6月4日、審議会より答申をいただいたところであり、これらの答申内容に沿って本条例を提案するものであります。

改正の内容につきましては、町長、副町長、教育長の給料月額について、本則規定を、現在、暫定支給している額に減額するものであり、それぞれ3万円、2万円、1万円を減額し、町長を72万円、副町長を60万円に、教育長を55万5,000円にするものであります。

なお、当該改正内容の施行期日につきましては、現在の暫定支給期間終了後の本年12月27日から施行するものであります。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第8号特別職の職員の給与に関する条例及び上富良野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）。

第1条、特別職の職員の給与に関する条例（昭和35年上富良野町条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1、町長の項中「75万円」を「72万円」に改め、副町長の項中「62万円」を「60万円」に改める。

（上富良野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正）。

第2条、上富良野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年上富良野町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「56万5,000円」を「55

万5,000円」に改める。

附則、この条例は、平成24年12月27日から施行する。

以上、説明といたします。

御審議賜り、原案をお認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第9号

○議長（西村昭教君） 日程第10 議案第9号外国人登録法の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第9号外国人登録法の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律により、外国人登録法の廃止が平成24年7月9日に施行され、同日付で住民基本台帳法の適用対象となることから、関係条例4件につきまして整理しようとするものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第9号外国人登録法の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきます、その主な改正点のみの説明とさせていただきますので、御了承くださいますようお願い申し上げます。

第1条の上富良野町手数料条例は、別表の7の外国人登録原票記載事項証明書の交付手数料の項を削除しようとするものであります。

第2条の上富良野町印鑑条例は、条文から「外国人登録等」の文言を削除し、外国人住民に係る住民

基本台帳の記載事項に基づく印鑑の登録及び取り扱いなどについて整理しようとするものであります。

次のページをお開きください。

第3条の上富良野町国民健康保険条例及び第4条の上富良野町敬老祝い金支給条例は、条文から「外国人登録等」の文言を削除しようとするものであります。

附則につきましては、条例の施行日を、外国人登録法が廃止される平成24年7月9日からしようとするものであります。

また、施行日の前日までに印鑑の登録を受けている外国人に対しましては、経過措置を設けようとするものでございます。

以上で、議案第9号外国人登録法の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第10号

○議長（西村昭教君） 日程第11 議案第10号財産取得の件（スクールバス）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君） ただいま上程いただきました議案第10号財産取得の件につきまして、提案の要旨について御説明を申し上げます。

今回更新を予定しておりますスクールバスは、平成12年度に北海道の地域生活バス車両購入費等補助金により導入したものでありまして、法定耐用年数5年のところ、既に12年目となって稼働しておりますが、老朽化に伴いまして、修繕費用等もかさむ現状でありますことから、このたび、特定防衛施設周辺整備調整交付金の補助を受け、更新整備するものであります。

購入に当たりましては、北海道内の納入できる指

名登録業者3者を指名いたしまして、6月15日入札の結果、ふらの農業協同組合が、消費税を含めまして829万5,000円で落札いたしました。

なお、本件の取得金額といたしましては、現有車両の下取り価格42万円を差し引いた残りの787万5,000円を差額として相手方に支払いを行う交換契約を締結することとしてございます。

参考までに、2番札は、現有車両の下取り価格を含めまして、旭川トヨタ自動車株式会社の792万7,500円でございます。

それでは、以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第10号財産取得の件。

スクールバスを次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

記。

- 1、取得の目的、スクールバス。
- 2、取得の方法、指名競争入札による。
- 3、取得金額787万5,000円。
- 4、取得の相手方、北海道富良野市朝日町3番1号、ふらの農業協同組合、代表理事組合長、村山友希。
- 5、納期、平成24年12月21日。

以上で、説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第11号

○議長（西村昭教君） 日程第12 議案第11号財産取得の件（総合行政システム）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君） ただいま上程いただきました議案第11号財産取得の件につきまして、提

案の要旨を御説明を申し上げます。

本件は、平成17年度中に北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業により整備し、平成18年度から稼働しております住民記録システムを中心とした機関業務システムにつきまして、導入当初から6年を経過したところでございます。

関連機器及び一部業務システムを更新し、住民サービスに直結する機関業務の安定化を図ろうとするものであります。

当該システムの更新整備に当たりましては、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業による取得とし、また、現行システムの継続利用を基本としていることから、当初導入及び導入後の保守業者であるコンピュータービジネスとの随意契約として、本件の議決をいただいた後に、速やかに北海道市町村備荒資金組合とコンピュータービジネスとの間において売買契約の締結後、本年10月に北海道市町村備荒資金組合から当町に譲渡されるものであります。

なお、譲渡代金の支払いにつきましては、取得価格に年0.3%の利息をつけまして、本年度から平成28年度までの5カ年で支払いをするものでございます。

また、ことし3月の第1回町議会定例会及び今町議会定例会におきまして債務負担行為の議決をいただいているところでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第11号財産取得の件。

総合行政システムを次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

記。

- 1、取得の目的、総合行政システム。
- 2、取得の方法、北海道市町村備荒資金組合からの譲渡。
- 3、取得金額4,465万6,500円。
- 4、取得の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合組合長、寺島光一郎。

5、納期、平成24年9月30日。

以上で、説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 何点か質問させていただきませんが、これ耐用年数、大体7年から8年ぐらいという形なのでしょうか、今回も。それで、従来と、耐用年数等については変わるのかどうか。

それと、もう1点お伺いしたいのは、いわゆる災害時におけるバックアップシステムの点であります。データが消えてなくなるというような状況等がよくあります。そういった意味での体制というのは、全般にかかわる上富良野町のデータも含めてなのですが、今後どのような体制になるのか、その体制はどういうふうに維持されようとしているのか、その点お伺いしておきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 4番米沢議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、コンピューター関連の機器については、法定の耐用年数については5年という状況でございます。

また、議員も御承知かと思いますが、機器の耐用年数もさることながら、いわゆるメーカーの保守、これらも含めて5年が限界というように言われているものでございます。

したがって、今回、6年を経過した中で、メーカーからも保守については、もうできませんというように言われてございまして、今回更新をするものでございます。

また、バックアップの体制につきましては、今、庁舎の2階にすべてサーバーを整備してございますが、何かこの庁舎に事故があったときにはバックアップがとれません。

したがって、今回の更新にあわせて、かみんのほうに、今、耐震が十分である施設であるかみんの一室にバックアップをとるような仕組みをしたところであります。

今後におきましては、今、仮に姿ということで考えております。さらに、有事の際にしっかりバックアップがとれるような仕組みづくりを、今後の検討材料というふうに押さえてございます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 発議案第1号

○議長（西村昭教君） 日程第13 発議案第1号議員派遣の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ただいま上程いただきました発議案第1号議員派遣の件につきまして、議案の朗読をもちまして要旨の説明といたします。

発議案第1号議員派遣の件。

上記の議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出者、上富良野町議会議員金子益三。

賛成者、上富良野町議会議員今村辰義、同じく佐川典子。

議員派遣の件。

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第122条の規定により議員を派遣する。

記。

1、北海道町村議長会主催の議員研修会及び先進地調査。

(1)、目的、分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

(2)、派遣場所、札幌市及び泊村。

(3)、期間、平成24年7月3日から7月4日まで。

(4)、派遣議員、全議員とする。

2、北海道町村議長会主催の議会広報研修及び議会広報特別委員会先進地調査。

(1)、目的、議会広報特別委員の資質向上に資するため。

(2)、派遣場所、札幌市及び仁木町。

(3)、期間、平成24年8月22日から8月23日まで。

(4)、派遣議員、議会広報特別委員6名。

以上、御審議賜りまして、お認めいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 発議案第2号

○議長(西村昭教君) 日程第14 発議案第2号
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を
求める意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

11番今村辰義君。

○11番(今村辰義君) ただいま上程されました
発議案第2号原子爆弾被爆者に対する援護に関する
法律の改正を求める意見の件につきまして、議案の
朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第2号原子爆弾被爆者に対する援護に関す
る法律の改正を求める意見の件。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第
2項の規定により提出いたします。

平成24年6月19日提出。上富良野町議会議長
西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員今村辰義。

賛成者、上富良野町議会議員佐川典子。

裏面をごらんください。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正
を求める意見書。

67年前に広島・長崎に投下された原子爆弾は二
つの都市を一瞬にして壊滅し、多くの人の命を奪つ
た。

それから、今日まで被爆者は、命、体、心、暮ら
しの被害に苦しめられてきた。

被爆者は、「再び被爆者をつくるな」という悲願
実現のために「核兵器の廃絶」と「原爆被害に対
する国の償い」を求めて、国内外で運動を続けてき
ている。

この願いは、被爆者の命をかけた願いであり、日
本国民と世界の人々の願いでもある。

よって、国におかれては、被爆者などの実情に配
慮し、再び被爆者をつくらないために、被爆者の健
康管理と治療、療養など国の責任で行うよう「原子
爆弾被爆者に対する援護に関する法律」を改正する
よう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を
提出する。

平成24年6月19日。北海道空知郡上富良野町
議会議長西村昭教。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大
臣、厚生労働大臣、財務大臣。

以上、説明といたします。御審議いただきまし
て、お認めいただきますよう、よろしく願い申し

上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の
説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、これをもって質
疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第2号を採決いた
します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ござい
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議案第3号

○議長(西村昭教君) 日程第15 発議案第3号
基地対策関係予算の増額等を求める意見の件を議題
といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

11番今村辰義君。

○11番(今村辰義君) ただいま上程いただきま
した発議案第3号基地対策関係予算の増額等を求め
る意見の件につきまして、議案の朗読をもって説明
させていただきます。

発議案第3号基地対策関係予算の増額等を求める
意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2
項の規定により提出いたします。

平成24年6月19日提出。上富良野町議会議長
西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員今村辰義。

賛成者、上富良野町議会議員佐川典子。

裏面をごらんください。

基地対策関係予算の増額等を求める意見書。

基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題
の解決に向けて鋭意努力しているところである。

しかし、基地関係市町村は、長期にわたる景気低
迷による地域経済の著しい疲弊や基地所在に伴う特
殊な財政需要の増大等により、大変厳しい財政状況
にある。

こうした基地関係市町村に対しては、これまで総
務省所管の固定資産税の代替的性格を基本とした基
地交付金(国有提供施設等所在市町村助成交付金)
及び米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上影
響を考慮した調整交付金(施設等所在市町村調整交
付金)が交付されている。

基地交付金・調整交付金については、基地所在に
よる特別の財政需要等にかんがみ、固定資産税の評

価がえの翌年度において、平成元年度より3年ごとに増額されきた経緯がある。

また、自衛隊等の行為または防衛施設の設置・運用により生じする障害の防止・軽減のため、国の責任において防衛省所管の基地周辺対策事業が実施されている。

よって、国におかれては、基地関係市町村の実情に配慮して下記事項、を実現されるよう強く要望する。

記。

1、基地交付金及び調整交付金については、今年度は固定資産税の評価がえの年度に当たるため、これまで3年ごとに増額されている経緯を十分踏まえ、平成25年度予算において増額するとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。

2、基地周辺対策費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲の拡大等の適用基準のさらなる緩和を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月19日。北海道上富良野町議会議長西村昭教。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、防衛大臣。

以上、説明といたします。御審議賜りまして、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 閉会中の継続調査の件

○議長（西村昭教君） 日程第16 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の申出書の事件について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて、平成24年第2回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午前11時18分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成24年6月20日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 村 上 和 子

署名議員 米 沢 義 英

